

つるぎ町地域防災計画

資 料 編

目 次

1.	災害記録に関する資料	
1-1	徳島県における主な災害の一覧表	1
1-2	大規模林野火災	2
2.	気象関係	
2-1	気温，降水量	3
2-2	気象庁震度階級関連解説表	5
2-3	津波，高潮，波浪以外の警報伝達系統図	10
2-4	予想地域細分境界図	11
2-5	徳島地方气象台が発表する警報・注意報等発表基準一覧表	12
2-6	各防災機関雨量観測所一覧表	13
2-7	水位観測所一覧	14
3.	地震防災関係	
3-1	南海道地震被害分布図	15
3-2	徳島県に影響のある活断層	15
4.	災害危険箇所等に関する資料	
4-1	地すべり防止区域指定箇所一覧表	16
4-2	地すべり危険箇所一覧表	18
4-3	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表	20
4-4	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	21
4-5	急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等	34
4-6	土石流危険溪流一覧表	35
4-7	山地に起因する災害危険箇所一覧表	37
4-8	砂防指定地一覧表	39
4-9	土砂災害（特別）警戒区域一覧表	44
4-10	重要水防区域一覧表	72
4-11	土石流対策雨量基準	73
5.	消防水防関係	
5-1	消防団の編成	74
5-2	消防団（水防団）組織表	75
5-3	消防施設の現況	76
5-4	水防体制	77
5-5	水防活動編成表	78
5-6	水防資器材備蓄数	79
5-7	保安林配備一覧表	80
5-8	打鐘，サイレン信号要領表（火災）	81
5-9	警鐘，サイレン信号要領表（水防）	82
5-10	池田ダム放流警報表	83
5-11	林野火災用空中消火資機材等保有状況	84
5-12	消防水利一覧	85
6.	防災上注意すべき区域等	
6-1	要配慮者利用施設	86
6-2	孤立可能性集落一覧	87
6-3	河川の重要な樋門	88
7.	災害救助に関する資料	
7-1	「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表	89
7-2	災害救助法の適用基準及び算定基準	92
7-3	災害救助法による救助の実施機関	93
8.	避難収容関係	
8-1	避難路	94
8-2	つるぎ町指定緊急避難場所	95

9.	危険物等施設関係	
9-1	高圧ガス大量保有事業所	97
9-2	特定高圧ガス消費事業所	97
10.	医療関係	
10-1	病院及び病床数	98
10-2	透析施設	98
10-3	救急病院等	98
10-4	救急自動車（患者輸送車）保有状況	98
10-5	備蓄医薬品等の備蓄場所一覧	99
11.	食料品等の備蓄、調達関係	
11-1	木材保有数	100
11-2	応急食料及び副食調味料調達先一覧表	101
11-3	給水容器の備蓄状況	102
12.	交通輸送関係	
12-1	主要交通途絶予想箇所一覧表	103
12-2	荷重制限橋梁の状況	103
12-3	町有自動車数	104
12-4	災害対策用移動電源車貸与制度	105
12-5	災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表	106
12-6	対空目視信号一覧表	107
13.	通信施設関係	
13-1	徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成	108
13-2	徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱	109
13-3	災害対策用移動通信機器貸与制度	123
13-4	日本放送協会の災害報道体制	124
13-5	四国放送非常事態対策要綱	126
13-6	エフエム徳島非常事態対策要綱	128
14.	情報の伝達系統に関する資料	
14-1	動員の系統	130
14-2	各種警報等の伝達系統図	131
14-3	異常現象通報系統	134
14-4	被害状況報告の系統	134
14-5	水防警報の発表基準・伝達系統	135
14-6	氾濫警戒情報等の発表基準・伝達系統	136
15.	その他	
15-1	つるぎ町防災会議条例	137
15-2	つるぎ町防災会議委員名簿	138
15-3	つるぎ町水防協議会条例	139
15-4	つるぎ町災害対策本部条例	140
15-5	つるぎ町災害対策本部組織図	141
15-6	徳島県雪害防止対策要綱	142
15-7	防災関係機関連絡一覧表	144
15-8	防災協定一覧	145
15-9	火災・災害等即報要領に基づく直接即報基準	148
15-10	災害中間報告・災害確定報告	164
15-11	災害報告記入要領	165
15-12	災害概況即報	167
15-13	応急食糧緊急引渡要請書	168
15-14	災害発生時における通常業務の目標着手時期	169
15-15	災害対策（応急）業務優先表	176

1. 災害記録に関する資料

1-1 徳島県における主な災害の一覧表

(風水害・地震)

災害区分	区分	発生年月日	徳島地方気象台における観測値(注2)		日最大降水量(注2)		最多総降水量(注2)		人的被害(人)(注3)		住家の被害(棟)		(注3) 総被害額(億円)	災害救助法適用市町村			
			最低気圧(hPa)	最大風速(m/s)	風向	最大瞬間風速(m/s)	地点名	地点名	地点名	地点名	死者(不明)	負傷者			全壊(座)	半壊(棟)	床上浸水(棟)
水	室戸台風	S9.9.18~21	942.1	SE	36.7	SE	44.0	稜谷	37.1	稜谷	413.7	988	4,268	6,168			
	枕崎台風	S20.9.16~19	977.4	SSE	29.3	SSE	35.6	宇一	348.0	川井	1,536	1,166	1,417	1,536	13.7		
	アヲ台風	S24.6.18~21	994.2	S	22.6	S	31.8	穂泊	300.2	穂泊	710	39	21	710	85.8		
	ジョーン台風	S25.9.1~3	969.3	NW	29.2	NW	36.7	福原	382.0	福原	601.5	282	526	2,138	7,626	28.0	
	キジヤ台風	S25.9.12~15	999.9	SE	24.7	SE	31.9	本郷	395.7	本郷	823.2	5	24	42	168	8,431(1.7)	28.0
	ルース台風	S26.10.13~15	977.7	SE	21.9	SE	39.3	福原	332.0	東龍野	332.0	10	85	353	1,390	468	28.0
	S13号台風	S28.9.23~25	983.1	NW	22.5	NW	31.2	下分上山	290.0	東龍野	693.0	1	6	31	60	1,924	44.8
	S412号台風	S29.9.12~14	985.1	SE	32.2	SE	44.5	本郷	739.0	菅生	739.0	10	186	263	2,039	45.0	
	洞窟丸台風	S29.9.25~26	982.1	SE	30.2	SE	39.7	福原	380.5	福原	401.5	3	116	251	370	121	9.7
	南徳島津難(低気圧)	S33.1.26	1,007.6	WNW	13.2	WNW	17.7	徳島	9.3	徳島	9.3	167					
	伊勢湾台風	S34.9.23~26	966.7	N	26.4	N	36.3	下分上山	449.8	下分上山	449.8	5	24	26	37	438	28.7
	第2室戸台風	S36.9.14~16	934.9	SE	27.5	SE	38.0	本郷	660.5	本郷	1,160.0	11	263	622	1,777	25,313	122.5
	低気圧 集中豪雨	S36.10.26~27	994.6	SE	29.2	SE	28.5	福原旭	623.0	福原旭	623.0	4	2	3	5	1,422	89.7
	S420号台風	S39.9.24~25	977.2	SSE	29.8	SSE	49.5	銅山	461.5	銅山	473.0	5	14	31	76	15	18.3
	S523号台風	S40.9.8~10	962.5	SE	35.8	SE	≥67.0	銅山	383.5	銅山	458.0	15	73	276	386	3,538	163.7
	S524号台風	S40.9.13~17	985.3	WNW	18.7	WNW	27.5	本郷	326.5	本郷	1,346.0	3	6	8	8	5	9.1
	昭和27年台風	S42.7.8~9	1,002.3	WNW	8.3	WNW	12.5	本郷	337.0	祖谷・宇	497.0	15					
	発達した低気圧による大雨	S43.2.14~16	1,000.5	WNW	14.3	WNW	20.7	最澄精舎	越田55cm	若宮	99.0						
	709号台風	S45.8.13~15	997.3	SSE	20.0	SSE	31.0	小見野々	610.0	小見野々	694.0	6	1	1	105	22.7	
	710号台風	S45.8.20~21	996.2	SSE	24.5	SE	42.0	日早	438.0	日早	714.0	8	6	21	45	406	56.4
	7916号台風	S54.9.24~30	961.1	E	23.0	E	41.2	福原旭	401.0	福原旭	509.0	2	9	187	103	3,777	463.1
	7920号台風	S54.10.18~19	973.8	ESE	16.7	SSE	29.5	福原旭	264.0	福原旭	457.0	1	3	7	15	991	195.4
	8013号台風	S55.9.10~11	989.1	SSE	18.8	SSE	36.5	旭丸	361.0	日早	671.0	1	1	1	25	50.5	
S219号台風	S57.9.23~25	994.0	SSE	21.0	SSE	39.4	日早	254.0	日早	476.0	1						
S310号台風	S58.9.25~28	991.1	S	10.0	S	18.3	名取(四電)	250.0	本郷平(建)	530.0	1	7	15	8	46	27.1	
S319号台風	S62.10.16~17	974.9	SE	20.6	SE	36.7	旭丸	428.0	旭丸	484.0	1	1	2	2	194	5	
S917号台風	H1.8.26~27	978.0	ESE	15.3	ESE	28.9	旭丸	479.0	福原旭	960.0	1	1	1	2	60	5	
S919号台風	H2.9.16~20	978.8	N	14.2	N	31.6	福原旭	232.0	穴吹	339.0	3	1	1	1	121	24.7	
S921号台風	H2.10.4~8	993.0	NE	10.1	N	19.3	穴吹	292.0	穴吹	406.0	2	1	1	98	2		
S925号台風	H3.7.26~28	989.0	SSE	21.2	SSE	39.7	本郷	292.0	本郷	801.0	2						
S936号台風	H5.7.29~30	1,002.9	SSE	14.0	SSE	23.0	京上	379.0	旭丸	165.0	3	1	2	25	109.2		
S937号台風	H5.8.8~10	995.2	SSE	18.8	SSE	34.9	福原旭	365.0	本郷	595.0	1	1	3	123	23		
S926号台風	H6.9.28~30	983.3	WNW	11.9	WNW	23.4	旭丸	338.0	旭丸	435.0	1						
S612号台風	H6.8.13~15	985.8	S	19.4	SSE	40.7	旭丸	262.0	福原旭	472.0	1	2	1	1	52.0		
S719号台風	H9.9.14~17	996.5	SE	16.7	SSE	34.2	本郷	463.0	福原旭	963.0	1	1	1	1	11.4		
日本海低気圧と前線	H10.5.16~17	1,012.0	ESE	8.3	SE	14.6	大重寺山	372.0	大重寺山	374.0	1	1	1	1	193	56.5	
0410号台風	H16.7.30~8.2	999.3	SE	15.0	SE	28.1	旭丸	588.0	旭丸	1,243.0	2	9	16	5	65		
0416号台風	H16.8.28~31	998.9	SSE	27.6	S	54.1	旭丸	411.0	旭丸	485.0	15	3	6	6	65		
0423号台風	H16.9.4~7	998.9	SSE	23.2	SE	45.4	本郷	275.0	本郷	543.0	6	1	4	6	6		
0418号台風	H16.10.18~20	969.4	SE	16.9	SSE	36.1	福原旭	470.0	福原旭	550.0	3	1	5	234	1,589		
0514号台風	H17.9.4~7	990.5	SSE	22.4	SE	41.4	本郷	414.0	旭丸	794.0	1	4			32	95.6	
0704号台風	H19.7.12~15	978.6	SE	15.9	SE	29.2	本郷	531.0	本郷	627.0	1				24		
梅雨前線	H20.6.26~29	1,001.3	SE	8.8	SE	14.1	日和佐	267.0	穴吹	283.0	2	1	1	13	2.9		
S939号台風	H21.8.9~10	1,003.5	E	6.0	SE	12.9	本郷	461.0	本郷	770.5	3	1	3	153	18.3		
H106号台風	H23.7.18~21	978.1	ESE	16.7	ESE	27.8	福原旭	641.5	福原旭	815.0	3	2	1	3	34.7		
H112号台風	H23.9.1~4	985.4	ESE	16.3	SE	28.6	福原旭	522.5	福原旭	904.5	3	1	1	37	42.3		
H115号台風	H23.9.19~21	988.6	WNW	12.9	WNW	23.2	徳島	429.5	徳島	598.5	2	1	1	155	36.2		
H412号台風	H26.8.1~6	1,006.4	SSE	7.6	SSE	12.2	菅生田	490.0	京上	705.0	1				88		
H26.8.8~10	973.1	SSE	21.2	SE	33.6	福原旭	366.5	福原旭	815.0	1	6	159	299	1.6			
H26.12.5~6	1,012.7	W	8.9	WNW	16.4	<最深積雪>	-	池田	74.5	1				1.6			
H27.7.16~17	984.3	SSE	18.1	ESE	32.0	福原旭	425.0	福原旭	512.5	2	2	4	54	39.4			
H28.9.17~20	993.4	NW	13.3	NW	24.3	徳島	250.5	日和佐	387.0	2				16			
H29.10.20~23	986.4	WNW	10.5	WNW	10.5	福原旭	317.0	福原旭	486.0	1				14.9			
H307号台風及び前線等	H30.6.28~7.8	999.7	SSE	14.9	SSE	24.4	式上	326.0	本郷	1,365.5	3	4	3	57			
昭和28年台風	S21.12.21	震度 徳島 5	津波の最大潮位	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	
子ノ川地震	S35.5.24(注4)	震度 徳島 4	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	
徳島県南部の地震	H23.3.11	震度 徳島 4	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	
徳島県南東部の地震	H27.2.6	震度 徳島 5強	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	津波の最大波	

(注1) 台風番号は、はじめの2字は西暦年数、後の2字はその年の番号である。
(注2) 気象資料は、徳島原簿による。
(注3) 人的被害は、徳島県自然災害誌、徳島県による。
(注4) 地震の発生は、S35.5.24

1-2 (大規模林野火災)

区分 災害の原因(注1)	発生年月日	焼失面積	被害額 (千円)
山川町林野火災	S45. 1. 12~14	10. 80 ha	10, 000
池田町林野火災	S45. 1. 13	25. 00 ha	1, 000
脇町林野火災	S45. 1. 15	10. 00 ha	10, 000
阿南市林野火災	S45. 3. 7	11. 00 ha	3, 810
穴吹町林野火災	S45. 4. 16	15. 00 ha	300
木頭村林野火災	S46. 1. 19	12. 00 ha	10, 000
宍喰町林野火災	S46. 2. 5~6	16. 00 ha	400
鳴門市林野火災	S46. 3. 21~22	19. 81 ha	5, 945
海南町林野火災	S49. 1. 12	45. 00 ha	50, 000
三好町林野火災	S49. 4. 4	20. 00 ha	15, 000
木頭村林野火災	S49. 4. 7	10. 00 ha	100
日和佐町林野火災	S52. 8. 22~24	92. 00 ha	119, 660
板野町林野火災	S53. 8. 27~31	110. 00 ha	25, 700
鳴門市林野火災	S53. 11. 21~26	40. 00 ha	10, 400
上板町林野火災	S55. 2. 10~11	21. 50 ha	8, 600
海南町林野火災	S55. 2. 13~14	58. 40 ha	48, 942
鳴門市林野火災	S56. 1. 21~22	22. 60 ha	1, 965
牟岐町林野火災	S57. 1. 19~20	22. 00 ha	540
鳴門市林野火災	S57. 9. 4~11	121. 00 ha	68, 304
鳴門市林野火災	S59. 3. 4~6	14. 80 ha	6, 789
土成町林野火災	S59. 3. 30~31	11. 90 ha	6, 348
日和佐町林野火災	S59. 4. 13~14	41. 00 ha	37, 343
鳴門市林野火災	S60. 4. 25	19. 20 ha	2, 157
上板町林野火災	S61. 1. 25~28	120. 00 ha	28, 120
日和佐町林野火災	S61. 2. 8~9	17. 00 ha	15, 810
鳴門市林野火災	S61. 11. 4~9	37. 20 ha	8, 629
宍喰町林野火災	S63. 12. 15~16	60. 00 ha	35, 000
脇町林野火災	H3. 4. 21~23	30. 00 ha	28, 332
阿南市林野火災	H7. 4. 8~9	11. 18 ha	2, 216
一字村林野火災	H8. 5. 16~21	125. 00 ha	128, 845
勝浦町林野火災	H8. 5. 28~6. 1	14. 30 ha	40, 629
鳴門市林野火災	H12. 12. 11~17	40. 00 ha	1, 000
土成町林野火災	H13. 4. 7~9	15. 08 ha	380
由岐町林野火災	H14. 8. 19~26	10. 00 ha	8, 686

2. 気象関係

2-1 気温, 降水量

(1) 降水量 (月合計降水量)

単位: mm

場所 年 月	穴吹					半田				
	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
1	26.5	81.0	72.0	37.5	45.5	35.5	78.5	10.5	40.5	65.0
2	35.5	29.5	50.5	34.5	36.0	43.5	36.5	71.0	42.0	42.0
3	79.0	86.5	41.0	84.5	70.0	92.0	104.5	55.5	96.0	87.5
4	63.5	107.5	60.0	53.5	106.0	67.5	113.0	67.0	59.0	149.5
5	68.5	77.0	148.5	73.0	161.5	89.0	95.5	177.5	94.0	203.5
6	121.5	144.5	158.5	75.5	267.5	130.0	161.5	145.0	115.5	277.0
7	300.0	330.5	82.5	122.5	117.0	316.0	409.5	149.5	140.0	218.0
8	336.5	16.0	300.0	49.5	351.0	372.0	34.5	374.0	70.0	398.0
9	171.0	221.0	115.0	283.5	65.5	163.0	236.0	132.5	307.5	76.5
10	143.5	251.5	62.0	53.5		150.0	253.0	71.5	56.0	
11	26.5	44.5	87.5	58.5		37.5	49.0	102.0	56.0	
12	66.0	19.5	24.5	66.5		84.0	17.5	44.0	58.0	

(2) 気温 (月最高気温)

単位：℃

場所 年 月	穴吹				
	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
1	13.6	15.9	16.4	13.1	17.5
2	18.2	18.0	21.6	17.5	19.1
3	27.3	23.2	25.5	26.3	24.7
4	28.3	24.5	27.1	28.6	27.8
5	32.0	32.0	29.7	31.0	31.8
6	32.8	33.0	33.0	36.1	34.8
7	34.5	35.1	35.0	36.8	36.5
8	35.0	38.4	35.7	38.0	36.6
9	34.7	35.4	31.6	34.7	35.2
10	29.7	27.4	30.0	32.1	
11	23.3	24.6	21.4	24.2	
12	16.4	16.5	18.3	16.3	

出典：国土交通省気象庁 www.jma.go.jp/jma/index.html

2-2気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されます。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって震度が異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、 下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で 上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動, 屋内の状況, 屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが, 地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には, 揺れをわずかに感じる人がある。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が, 揺れを感じる。眠っている人の中には, 目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が, わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが, 揺れを感じる。歩いている人の中には, 揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が, 目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが, 揺れを感じる。眠っている人のほとんどが, 目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ, 棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が, 倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて, 揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が, 恐怖を覚え, 物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ, 棚にある食器類, 書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり, 不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が, 物につかまらなさと歩くことが難しいなど, 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で, 落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり, 停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し, 倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損, 落下することがある。
6強	立っていることができず, はわないと動くことができない。揺れにほんろうさ	固定していない家具のほとんどが移動し, 倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損, 落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず, 飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし, 飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損, 落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	-	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

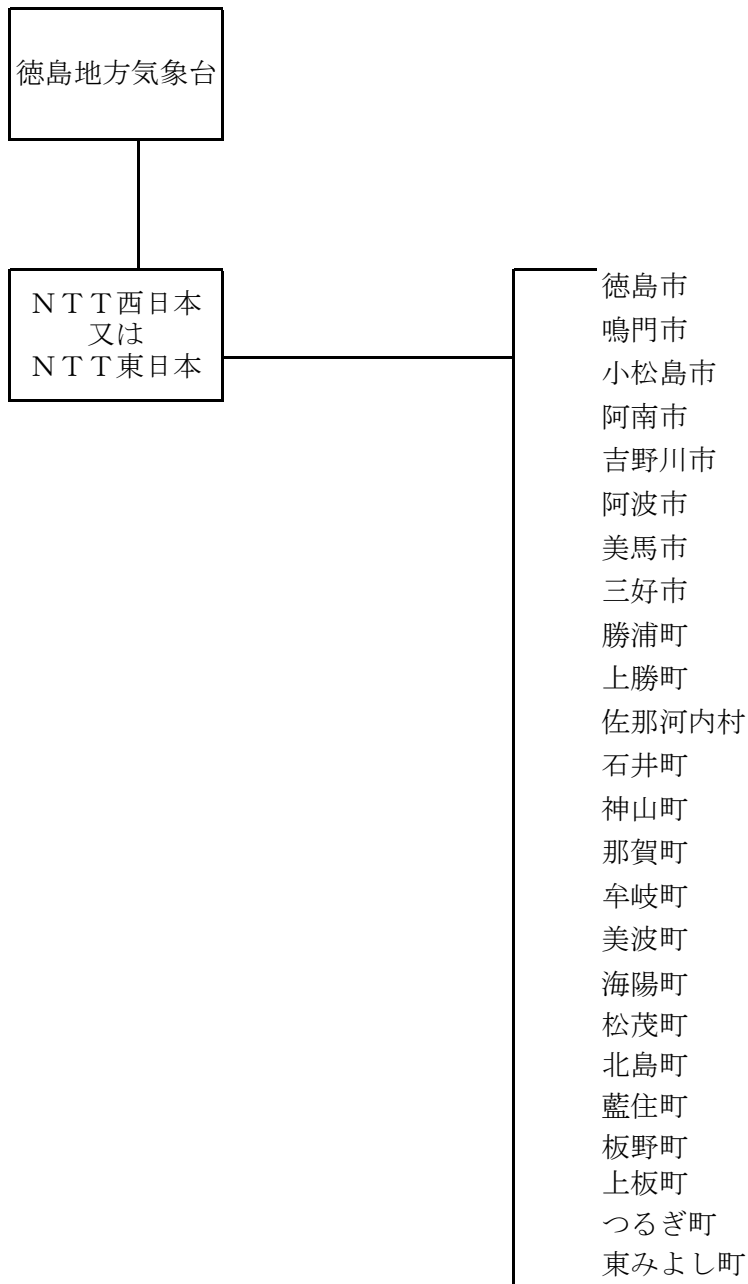
<p>長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の 天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典 気象庁ホームページ

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>)

2-3津波，高潮，波浪以外の警報伝達系統図



2-4予想地域細分境界図



市町村をまとめた地域の名称		警報・注意報の細分区 (26区域)	
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町
		美馬北部・阿北	吉野川市, 阿波市, 美馬市脇・美馬・穴吹, 石井町, 上板町, つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平, 佐那河内村, 神山町, つるぎ町一宇
		三好	三好市, 東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	勝浦町, 上勝町, 那賀町
		海部	牟岐町, 美波町, 海陽町

177天気予報電話サービスでは「市町村をまとめた地域の名称」でお知らせしています

テレビ・ラジオの天気予報や字幕スーパー、デジタルデータ放送では、放送局によっては「市町村をまとめた地域の名称」で放送されています。正確な警報・注意報発表地域は徳島地方気象台HP等でご確認ください。

2-5徳島地方気象台が発表する警報・注意報等発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署

徳島地方気象台

令和5年6月8日現在

つるぎ町 一宇	府県予報区	徳島県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	美馬南部・神山		
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	18	
		土壌雨量指数基準	181	
	洪水	流域雨量指数基準	貞光川流域=24.8	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	144	
	洪水	流域雨量指数基準	貞光川流域=19.8	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度が40%で実効湿度が60%		
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上, 2 最高気温7℃以上*2, 3 降水量10mm以上		
	低温	最低気温-3℃以下*3		
	霜	晩霜期 最低気温4℃以下		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ: 20cm以上, 気温: -2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

つるぎ町 半田・貞光	府県予報区	徳島県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	美馬北部・阿北		
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	129	
	洪水	流域雨量指数基準	貞光川流域=27.9, 半田川流域=17.4	
		複合基準*1	貞光川流域=(5, 27.6), 半田川流域=(13, 15.6) 吉野川流域=(5, 103.2)	
		指定河川洪水予報による基準	吉野川[池田(無堤)・池田(有堤)]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	山地を除く地域	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	貞光川流域=22.3, 半田川流域=13.9	
		複合基準*1	貞光川流域=(5, 17.8), 半田川流域=(13, 13.9) 吉野川流域=(5, 73.4)	
		指定河川洪水予報による基準	吉野川[池田(無堤)・池田(有堤)]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	山地を除く地域	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度が40%で実効湿度が60%		
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上, 2 最高気温7℃以上*2, 3 降水量10mm以上		
	低温	最低気温-3℃以下*3		
霜	晩霜期 最低気温4℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ: 20cm以上, 気温: -2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は徳島地方気象台の値。 *3 気温は徳島地方気象台の値。

2-6各防災機関雨量観測所一覧表

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			形式	管理者	データ取得箇所
徳島地方気象台	半田	半田字下尾尻	転倒ます型雨量計	徳島地方気象台	徳島地方気象台
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	切越	一字字太刀之本	テレメーター	徳島河川国道事務所（河川）	徳島河川国道事務所
	半田	半田字櫛尾	〃	〃	〃
徳島県 県土整備部	柴内	貞光柴内	1.0mm転倒ます型自記雨量計	西部総合県民局（美馬）	徳島県県土整備部砂防防災課
	曾我	半田字白石	〃	〃	〃
	川見	貞光字川見	〃	〃	〃
	奥大野	一字字奥大野	〃	〃	〃
	明谷	一字字明谷	〃	〃	〃
四国旅客鉄道株式会社	半田	半田字中藪	警報機付雨量計	池田保線駐在	池田保線駐在
つるぎ町	半田支所	半田字木ノ内	自記電設計数器	つるぎ町	半田支所
	つるぎ町 本庁	貞光字東浦	転倒ます型隔測自記雨量計	〃	貞光本庁
			1.0mm転倒ます型隔測自記雨量計	〃	〃
	一字支所	一字字赤松	転倒ます型自記雨量計	〃	一字支所

2-7水位観測所一覧

(1) 吉野川水位観測所

観測所	河川名	所属	照会先	所在地	水位 (m)				計画 高水位
					水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
池田	吉野川	国土 交通省	徳島河川 国道事務所	三好市井川 町西井川字 佃349-7	4.10	6.70	7.40 8.00	8.00 9.70	11.87

注) 避難判断及び氾濫危険水位の上段は無提区間, 下段は有提区間の値を示す。

(2) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所 (テレメーター)

観測所	河川名	所属	照会先	所在地	水位 (m)				計画 高水位
					水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
貞光	貞光川	徳島県	西部総合 県民局 (美馬)	貞光字前田 53-14	2.2	3.0	3.0	3.8	4.8
半田	半田川	徳島県	西部総合 県民局 (美馬)	半田字田井					

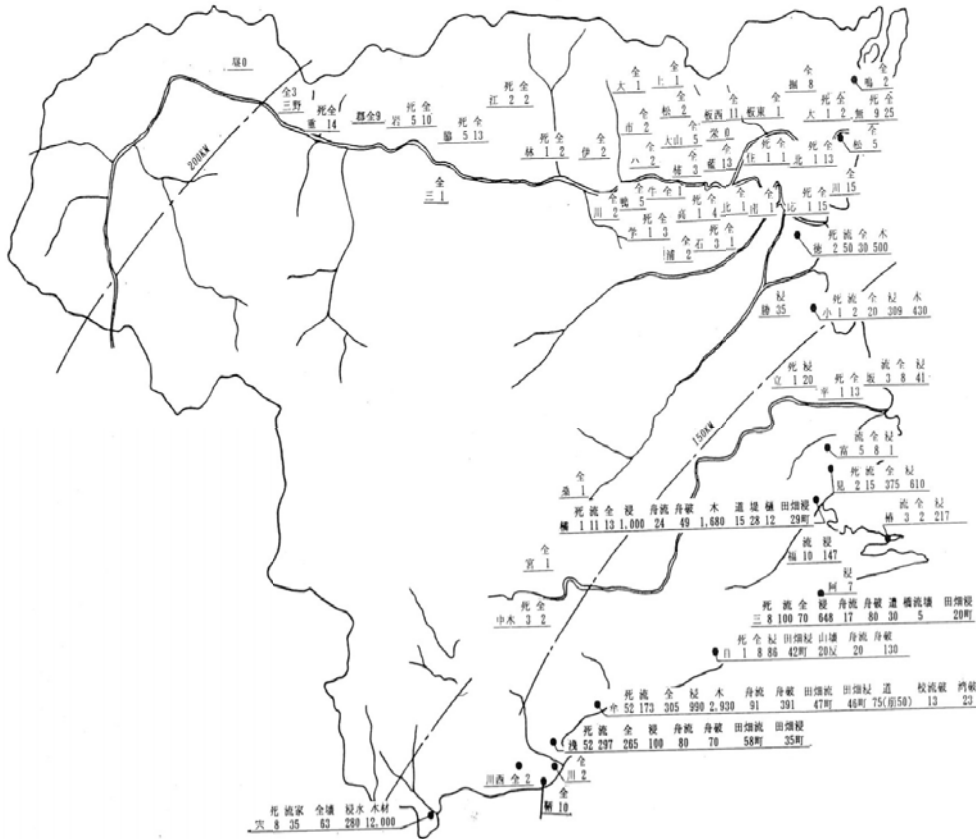
(3) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所 (危機管理型水位計)

観測所	河川名	所属	照会先	所在地	水位 (m)				計画 高水位
					水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
蛭橋	貞光川	徳島県	西部総合 県民局 (美馬)	一字字赤松 【蛭橋】					
和田橋	半田川	徳島県	西部総合 県民局 (美馬)	半田字西久 保【和田 橋】					

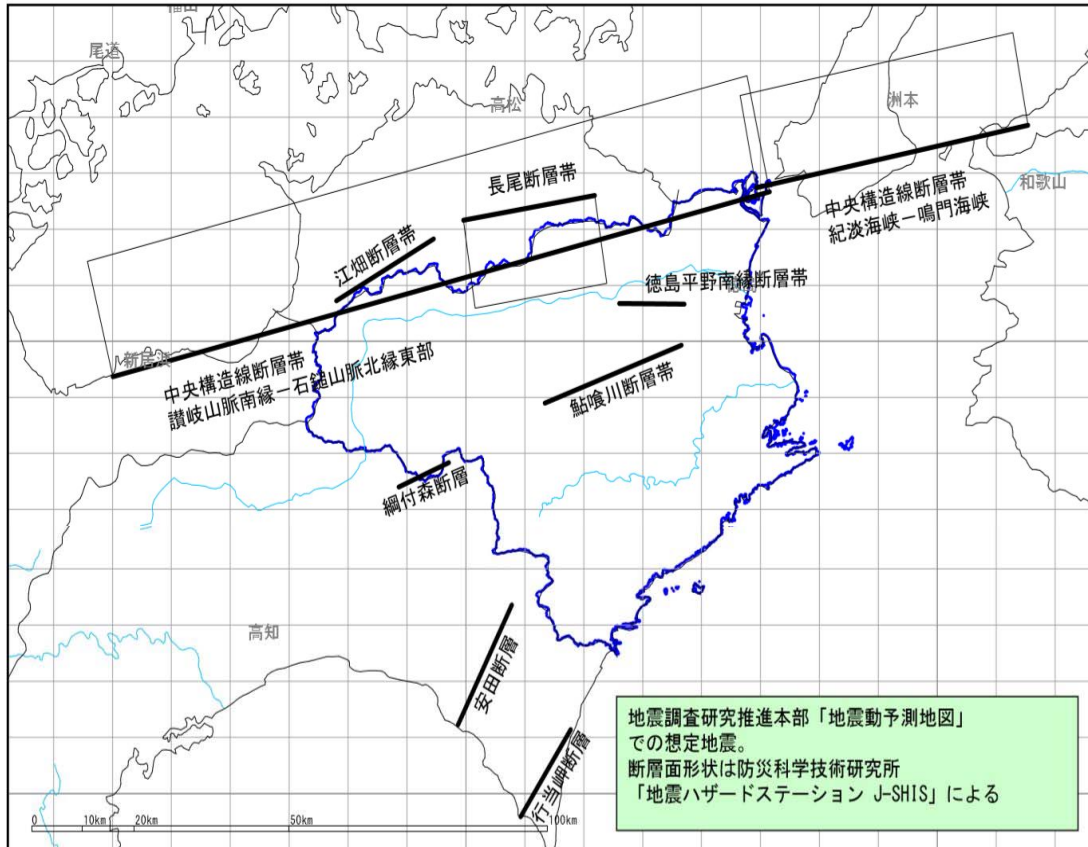
河川名	量水標 設置場所
貞光川	貞光字広瀬 一字字赤松
半田川	半田字田井

3地震防災関係

3-1南海道地震被害分布図（昭和21.12.21）



3-2徳島県に影響のある活断層



地震調査研究推進本部「地震動予測地図」での想定地震。
断層面形状は防災科学技術研究所「地震ハザードステーション J-SHIS」による

4災害危険箇所等に関する資料

4-1地すべり防止区域指定箇所一覧表

1 国土交通省所管

指定番号	区域名	所在地	告示年月日	告示番号	面積(ha)
13	長野	半田長野	S34.3.31	774	31.44
14	曾我	〃白石	S34.3.31	774	11.70
67	大惣	〃小谷	S35.8.13	1596	51.60
68	葛城	〃葛城	S35.8.13	1596	24.80
69	中熊	〃中熊	S35.8.13	1596	42.30
70	猿飼	〃猿飼	S35.8.13	1596	24.60
71	白石	〃白石	S35.8.13	1596	16.45
72	平良石	〃平良石	S35.8.13	1596	48.95
73	西久保	〃西久保	S35.8.13	1596	5.50
190	高岩	〃下竹	S37.9.11	2203	56.10
191	木ノ内	〃木の内	S37.9.11	2203	12.40
221	上蓮	〃上蓮	S37.9.12	2204	70.70
222	下尾尻	〃下尾尻	S37.9.12	2204	31.00
235	檜尾	〃檜尾	S37.9.12	2204	50.80
298	黒石	〃下竹	S38.2.18	229	62.30
299	日開野	〃日開野	S38.2.18	229	40.40
346	六良谷	〃日開野	S38.2.26	276	15.30
359	青野	〃青野	S38.10.11	2602	44.30
97	長瀬	貞光長瀬	S36.4.8	998	47.50
102	浦山	〃浦山	S36.4.11	1002	22.45
115	中山	〃中山	S36.4.11	1002	10.14
232	捨子	〃捨子谷南	S37.9.12	2204	27.60
300	貞光猿飼	〃猿飼	S38.2.18	229	56.30
301	宮内	〃宮内	S38.2.18	229	88.90
411	貞光日浦	〃日浦	S43.1.29	72	21.10
429	捨子北	〃捨子谷北	S59.3.31	853	66.30
15	桑平	一字桑平	S34.3.31	774	15.90
15	桑平(追加)	〃桑平	H9.7.22	1490	10.96
16	大野	〃大野	S34.3.31	774	30.77
74	中横	〃中横	S35.8.13	1596	16.70
75	川又	〃川又	S35.8.13	1596	32.91
77	伊良原	〃伊良原	S35.8.13	1596	60.38
78	明谷	〃明谷	S35.8.13	1596	31.33
79	中野	〃中野	S35.8.13	1596	33.70
80	蔭	〃蔭	S35.8.13	1596	63.04
101	一字	〃一字	S36.4.11	1002	32.22
114	切越下	〃切越	S36.4.11	1002	9.48
233	檜地	〃檜地	S37.9.12	2204	12.40
234	奥大野	〃奥大野	S37.9.12	2204	57.10
302	九藤中下	〃九藤中	S38.2.18	229	17.80
303	九藤中上	〃九藤中	S38.2.18	229	22.70
347	平井	〃平井	S38.2.26	276	19.10
377	一字平	〃平	S39.3.18	596	91.30
432	漆野瀬	〃漆野瀬	H1.3.31	874	15.40
68	葛城(追加)	〃葛城	H31.3.13	344	31.49

2 農林水産省農村振興局所管

県内番号	区域名	所在地	告示年月日	指定面積(ha)
43	折坂下	半田折坂	S44.3.31	18.49
61	藤野日浦	"日浦	S48.3.30	111.75
			S57.3.15	11.50
64	東久保	"東久保	S48.9.22	39.81
31	岡	貞光岡	S41.5.10	52.76
36	貞光引地	"引地	S42.3.31	23.70
41	家賀道上	"家賀道上	S44.3.31	48.84
50	川見	"川見	S46.3.26	40.80
60	三木栃	"三木栃	S48.3.30	38.80
63	竹屋敷	"竹屋敷	S48.9.22	39.93
65	僧地	"僧地	S48.12.13	37.06
8	赤松	一字赤松	S37.12.22	169.00
9	剪宇	"剪宇	S37.12.22	35.70
19	子安	"子安	S39.4.27	25.00
33	十家	"十家	S42.1.26	25.00
38	寺地	"寺地	S43.3.18	49.13
39	白井	"白井	S44.3.31	34.83
62	太刀之本	"太刀之本	S48.3.30	30.03

3 林野庁所管

整理番号	区域名	所在地	面積(ha)
1	久藪	一字久藪	117.80
8	漆日浦	"漆日浦	154.37
9	葛籠下	"葛籠	145.36
10	切越	"切越	19.87
45	臼木	"臼木	231.28
46	木地屋	"木地屋	175.76
47	大横	"大横	39.41
74	平井上	"平井	132.00
75	河内	"河内	24.00
79	出羽	"大屋内	86.20
90	実平	"実平	86.89
91	広沢	"広沢	130.87
119	大横東	"大横	105.35
127	葛籠下	"葛籠	48.50
4	吉良	貞光吉良	32.80
31	平野	"平野	129.60
32	柴内	"柴内	199.25
48	宅熊	"宅熊	61.33
73	家賀道下	"家賀道下	62.40
80	横野	"横野	53.25
89	長木	"広谷影	342.58
108	木屋	"木屋他	61.60
3	折坂	半田折坂	52.80
43	日谷尾	"日谷尾	143.54
44	鳴谷	"下竹	51.75
70	蔭名	"蔭名	187.00
71	下喜来	"下喜来	174.85
72	白石上	"白石	21.00
88	高清	"高清	89.75
92	小谷	"小谷	125.52
107	曾我谷	"平良石	27.90
118	小井野	"小井野	32.00

4-2地すべり危険箇所一覧表

1 国土交通省所管

整理番号	箇所名	所在地	面積(ha)
1	西久保下	半田 西久保	15.70
2	佐古戸	〃 佐古戸	19.50
3	一の瀬	〃 日開野	38.80
4	紙屋	〃 紙屋	30.10
5	江ノ脇	貞光 江ノ脇	49.80
6	貞光西山	〃 西山	56.30
7	丸井	〃 丸井	21.80
8	木屋	〃 木屋	23.40
9	吉良	〃 吉良	23.90
10	横野	〃 横野	17.00
11	日浦下	〃 日浦	12.90
12	杣野	一字 杣野	19.60
13	太刀之本	〃 太刀之本	129.70

2 林野庁所管

整理番号	箇所名	所在地	面積(ha)
1	小谷 1	半田 小谷	8.75
2	小谷 2	〃 小谷	8.50
3	小谷 3	〃 小谷	7.25
4	白石上	〃 白石	21.00
5	上喜来1	〃 上喜来	35.53
6	上喜来2	〃 上喜来	30.20
7	下喜来	〃 下喜来	17.60
8	折坂 1	〃 折坂	58.90
9	折坂 2	〃 折坂	37.00
10	小井野	〃 小井野	9.50
11	日谷尾	〃 日谷尾	21.00
12	高清 1	〃 高清	7.50
13	高清 2	〃 高清	12.30
14	高清上1	〃 高清	39.00
15	高清上2	〃 高清	46.00
16	鳴谷	〃 鳴谷	8.20
17	平良石	〃 平良石	27.90
18	蔭名 1	〃 森奥	37.40
19	蔭名 2	〃 蔭名	19.80
20	蔭名 3	〃 蔭名	30.80
21	蔭名 4	〃 蔭名	9.50
22	蔭名 5	〃 蔭名	54.30
23	蔭名 6	〃 蔭名	37.20
24	蔭名 7	〃 蔭名	32.00
25	蔭名 8	〃 蔭名	26.75
26	柴内 1	貞光 柴内	53.05
27	柴内 2	〃 柴内	64.95
28	柴内 3	〃 柴内	41.80
29	柴内 4	〃 柴内	39.45
30	長木 1	〃 長木	19.40
31	長木 2	〃 長木	17.30
32	長木 3	〃 長木	16.00
33	長木 4	〃 長木	17.50
34	長木 5	〃 長木	15.80
35	長木 6	〃 長木	37.60

2 林野庁所管

整理番号	箇所名	所在地	面積(ha)
36	平野 1	〃 平野	12.60
37	平野 2	〃 平野	17.40
38	平野 3	〃 平野	32.00
39	平野 4	〃 平野	12.60
40	平野 5	〃 平野	10.50
41	家賀道下1	〃 家賀道下	18.70
42	家賀道下2	〃 家賀道下	22.50
43	家賀道下3	〃 家賀道下	18.30
44	家賀道下4	〃 家賀道下	59.50
45	宅熊 1	〃 宅熊	10.70
46	宅熊 2	〃 宅熊	6.50
47	宅熊 3	〃 宅熊	10.03
48	木屋 1	〃 木屋	17.20
49	木屋 2	〃 木屋	15.70
50	横野 1	〃 横野	19.50
51	吉良 1	〃 吉良	19.30
52	吉良 2	〃 吉良	36.80
53	横野 2	〃 横野	9.10
54	横野 3	〃 横野	37.50
55	久藪 1	一字 久藪	22.10
56	久藪 2	〃 久藪	23.50
57	大横	〃 大横	35.60
58	大横東1	〃 大横	12.60
59	大横東2	〃 大横	14.30
60	木地屋1	一字 木地屋	15.80
61	木地屋2	〃 木地屋	17.20
62	木地屋3	〃 木地屋	27.50
63	木地屋4	〃 木地屋	15.20
64	出羽 1	〃 大屋内	15.20
65	出羽 2	〃 出羽	23.80
66	漆日浦1	〃 漆日浦	27.00
67	漆日浦2	〃 漆日浦	22.50
68	漆日浦3	〃 漆日浦	48.70
69	漆日浦4	〃 漆日浦	38.37
70	白木	〃 白木	66.00
71	葛籠下	〃 葛籠	48.50
72	葛籠	〃 葛籠	42.70
73	広沢 1	〃 広沢	42.70
74	広沢 2	〃 広沢	42.38
75	広沢 3	〃 広沢	50.69
76	平井上1	〃 平井	25.20
77	平井上2	〃 平井	15.30
78	実平 1	〃 実平	5.50
79	実平 2	〃 実平	5.30
80	奥大野	〃 奥大野	90.00
81	切越	〃 切越	6.30
82	河内	〃 河内	16.60
83	黒松谷	〃 黒松谷	50.00

4-3急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

指定番号	区域名	所在地	告示年月日	告示番号	水平面積(ha)	斜面面積(ha)
72	天皇	半田 天 皇	S49.3.26	172	4.07	4.83
119	小野	" 小 野	S50.4.11	249	0.45	0.46
161	木ノ内	" 木ノ内	S53.3.17	222	4.87	5.91
161	木ノ内(改正)	" 木ノ内 " 東久保	H13.3.11	151		
161	木ノ内(追加)	" 東久保	H11.3.9	152	1.94	2.15
250	中藪	" 中 藪	S60.2.1	88	0.47	0.61
257	川又	" 高 清	S60.10.4	796	0.65	0.82
315	下喜来	" 下 喜 来 " 白 石	H3.1.14	19	1.26	1.57
321	西崎	" 中 藪	H4.3.31	235	1.30	1.48
321	西崎(追加)	" 中 藪	H10.2.24	150	0.47	0.54
341	下喜来(2)	" 下 喜 来 " 白 石	H5.9.17	731	1.97	2.12
398	紙屋	" 紙 屋	H14.10.15	867	0.59	0.73
416	田井	" 田 井	H16.2.6	70	3.80	4.18
416	田井(追加)	" 田 井	H20.6.25	389	2.52	2.94
445	中藪(2)	" 中 藪	H20.12.26	761	5.00	5.44
455	紙屋(2)	" 紙 屋	H24.9.27	711	8.14	9.85
27	貞光駅前	貞光 西 山	S47.2.1	100	4.90	5.40
73	長瀬(1)	" 長 瀬	S49.3.26	172	5.96	6.70
74	長瀬(2)	" 長 瀬	S49.3.26	172	2.70	3.20
74	長瀬(2)追加	" 長 瀬	S59.8.24	550	1.71	1.97
162	丸井	" 森ノ本 " 東丸井	S53.3.17	222	1.46	1.78
163	捨子	" 皆瀬川向 " 捨子谷南	S53.3.17	222	1.86	2.32
164	別所	" 別 所	S53.3.17	222	1.80	2.13
402	宮平	" 宮 平	H15.2.10	105	1.06	1.13
439	前田	" 前 田	H19.3.30	286	2.58	2.71
465	西山	" 西 山	H29.9.14	523	1.55	1.78
35	古見	一字 赤 松	S47.3.28	244	5.25	6.05
36	一字切越	" 切 越	S47.3.28	244	1.23	1.43
158	一字川又(1)	" 川 又	S53.3.17	222	0.90	1.11
159	一字川又(2)	" 川 又	S53.3.17	222	0.96	1.13
160	明谷	" 明 谷	S53.3.17	222	0.91	1.14
220	切越(2)	" 切 越	S56.2.24	149	1.87	2.39
230	河内	" 河 内 " 大 佐 古	S58.3.25	264	2.51	2.76
259	河内(2)	" 中 野	S60.10.4	796	0.58	0.70

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
1	1	東毛田(1)	半田 東毛田	46	1	下尾尻(1)	〃 下尾尻
2	1	松生(1)	〃 松 生	47	1	下尾尻(2)	〃 下尾尻
3	1	松生(2)	〃 松 生	48	1	下尾尻(3)	〃 下尾尻
4	1	西崎西	〃 中 藪	49	1	下尾尻(4)	〃 下尾尻
5	1	中藪(1)	〃 中 藪	50	1	坂根(1)	〃 坂 根
6	1	中藪(2)	〃 中 藪	51	1	坂根(3)	〃 坂 根
7	1	中藪(3)	〃 中 藪	52	1	上蓮(1)	〃 上 蓮
8	1	逢坂(1)	〃 逢 坂	53	1	上蓮(2)	〃 上 蓮
9	1	小野(2)	〃 小 野	54	1	日谷尾(1)	〃 日 谷 尾
10	1	小野(3)	〃 小 野	55	1	下喜来(1)	〃 下 喜 来
11	1	小 野	〃 小 野	56	1	下喜来(2)	〃 下 喜 来
12	1	天 皇	〃 逢 坂	57	1	下喜来(3)	〃 下 喜 来
13	1	田井(1)	〃 田 井	58	1	下喜来(4)	半田 下喜来
14	1	田井(2)	〃 田 井	59	1	上喜来(1)	〃 上喜来
15	1	田井(3)	〃 田 井	60	1	上喜来(2)	〃 上喜来
16	1	田井(4)	〃 田 井	61	1	猿飼(1)	〃 猿 飼
17	1	田井(5)	〃 田 井	62	1	猿飼(2)	〃 猿 飼
18	1	東久保(1)	〃 東 久 保	63	1	佐古戸(1)	〃 佐 古 戸
19	1	東久保(2)	〃 東 久 保	64	1	万才(1)	〃 万 才
20	1	木ノ内(2)	〃 木ノ内	65	1	紙屋(1)	〃 紙 屋
21	1	木ノ内	〃 木ノ内	66	1	紙屋(2)	〃 紙 屋
22	1	日浦(1)	〃 日 浦	67	1	紙屋(3)	〃 紙 屋
23	1	日浦(2)	〃 日 浦	68	1	中熊(1)	〃 中 熊
24	1	日浦(3)	〃 日 浦	69	1	中熊(2)	〃 中 熊
25	1	日浦(4)	〃 日 浦	70	1	中熊(3)	〃 中 熊
26	1	日浦(5)	〃 日 浦	71	1	中熊(4)	〃 中 熊
27	1	蔭名(1)	〃 蔭 名	72	1	葛城(1)	〃 葛 城
28	1	西久保(1)	〃 西 久 保	73	1	長野(1)	〃 長 野
29	1	西久保(2)	〃 西 久 保	74	1	小谷(1)	〃 小 谷
30	1	西地住宅	〃 西地住宅	75	1	西(1)	貞光 西
31	1	平良石(1)	〃 平 良 石	76	1	西(2)	〃 西
32	1	白石(1)	〃 白 石	77	1	西(3)	〃 西
33	1	白石(2)	〃 白 石	78	1	西(4)	〃 西
34	1	下竹(1)	〃 下 竹	79	1	江ノ脇(1)	〃 江ノ脇
35	1	下竹(2)	〃 下 竹	80	1	宮内(1)	〃 宮 内
36	1	下竹(3)	〃 下 竹	81	1	宮内(2)	〃 宮 内
37	1	下竹(4)	〃 下 竹	82	1	西山(1)	〃 西 山
38	1	日開野(1)	〃 日 開 野	83	1	西山(2)	〃 西 山
39	1	日開野(2)	〃 日 開 野	84	1	西山(3)	〃 西 山
40	1	日開野(3)	〃 日 開 野	85	1	前田(1)	〃 前 田
41	1	川 又	〃 高 清	86	1	前田(2)	〃 前 田
42	1	高清(1)	〃 高 清	87	1	前田(3)	〃 前 田
43	1	高清(2)	〃 高 清	88	1	大坊(1)	〃 大 坊
44	1	高清(3)	〃 高 清	89	1	辻(1)	〃 辻
45	1	青野(1)	〃 青 野	90	1	辻(2)	〃 辻

注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面 注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
91	1	浦山(1)	浦山	136	1	白井(1)	白井
92	1	浦山(2)	浦山	137	1	河内	河内
93	1	岡(1)	岡	138	1	河内(2)	中野
94	1	岡(2)	岡	139	1	河内(3)	河内
95	1	別所	別所	140	1	河内(4)	河内
96	1	皆瀬(1)	皆瀬	141	1	一字川又(2)	川又
97	1	捨子(2)	皆瀬川向	142	1	川又(1)	川又
98	1	捨子谷南(1)	捨子谷南	143	1	川又(2)	川又
99	1	丸井	東丸井	144	1	奥大野(1)	奥大野
100	1	吉良(1)	吉良	145	1	桑平(1)	桑平
101	1	谷向(1)	谷向	146	1	葛籠(1)	葛籠
102	1	長瀬(1)	長瀬	147	2	赤松(4)	赤松
103	1	長瀬(2)	長瀬	148	2	太刀之本(3)	太刀之本
104	1	平野(1)	平野	149	2	伊良原(2)	伊良原
105	1	家賀道上(1)	家賀道上	150	2	明谷(4)	明谷
106	1	家賀道上(2)	家賀道上	151	1	東毛田(2)	半田 東毛田
107	1	宮平(1)	宮平	152	1	松生(3)	松生
108	1	古見	一字赤松	153	1	松生(4)	松生
109	1	赤松(1)	赤松	154	1	中藪(4)	中藪
110	1	赤松(2)	赤松	155	1	逢坂(2)	逢坂
111	1	赤松(3)	赤松	156	1	小野(4)	小野
112	1	赤松(5)	赤松	157	1	小野(5)	小野
113	1	赤松(6)	赤松	158	1	小野(6)	小野
114	1	赤松(7)	赤松	159	1	小野(7)	小野
115	1	赤松(8)	赤松	160	1	小野(8)	小野
116	1	赤松(9)	赤松	161	1	田井(6)	田井
117	1	一字(1)	一字	162	1	田井(7)	田井
118	1	一字(2)	一字	163	1	田井(8)	田井
119	1	剪字(1)	剪字	164	1	田井(9)	田井
120	1	一字切越	切越	165	1	田井(10)	田井
121	1	切越(2)	切越	166	1	田井(11)	田井
122	1	切越(3)	切越	167	1	東久保(3)	東久保
123	1	太刀之本(1)	太刀之本	168	1	東久保(4)	東久保
124	1	太刀之本(2)	太刀之本	169	1	東久保(5)	東久保
125	1	大野(1)	大野	170	1	東久保(6)	東久保
126	1	伊良原(1)	伊良原	171	1	東久保(7)	東久保
127	1	久藪(1)	久藪	172	1	東久保(8)	東久保
128	1	久藪(2)	久藪	173	1	東久保(9)	東久保
129	1	久藪(3)	久藪	174	1	東久保(10)	東久保
130	1	久藪(4)	久藪	175	1	東久保(11)	東久保
131	1	明谷	明谷	176	1	東久保(12)	東久保
132	1	明谷(2)	明谷	177	1	東久保(13)	東久保
133	1	明谷(3)	明谷	178	1	東久保(14)	東久保
134	1	出羽(1)	出羽	179	1	東久保(15)	東久保
135	1	大屋内(1)	大屋内	180	1	東久保(16)	東久保

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面 注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
181	1	東久保(17)	東久保	226	1	蔭名(8)	蔭名
182	1	東久保(18)	東久保	227	1	蔭名(9)	蔭名
183	1	木ノ内(3)	木ノ内	228	1	蔭名(10)	蔭名
184	1	日浦(6)	日浦	229	1	蔭名(11)	蔭名
185	1	日浦(7)	日浦	230	1	蔭名(12)	蔭名
186	1	日浦(8)	日浦	231	1	蔭名(13)	蔭名
187	1	日浦(9)	日浦	232	1	蔭名(14)	蔭名
188	1	日浦(10)	日浦	233	1	蔭名(15)	蔭名
189	1	日浦(11)	日浦	234	1	蔭名(16)	蔭名
190	1	日浦(12)	日浦	235	1	蔭名(17)	蔭名
191	1	日浦(13)	日浦	236	1	蔭名(18)	蔭名
192	1	日浦(14)	日浦	237	1	蔭名(19)	蔭名
193	1	日浦(15)	日浦	238	1	蔭名(20)	蔭名
194	1	日浦(16)	日浦	239	1	蔭名(21)	蔭名
195	1	日浦(17)	日浦	240	1	蔭名(22)	蔭名
196	1	日浦(18)	日浦	241	1	蔭名(23)	蔭名
197	1	日浦(19)	日浦	242	1	蔭名(24)	蔭名
198	1	日浦(20)	日浦	243	1	西久保(3)	西久保
199	1	日浦(21)	日浦	244	1	西久保(4)	西久保
200	1	日浦(22)	日浦	245	1	西久保(5)	西久保
201	1	日浦(23)	日浦	246	1	西久保(6)	西久保
202	1	日浦(24)	日浦	247	1	西久保(7)	西久保
203	1	日浦(25)	日浦	248	1	西久保(8)	西久保
204	1	日浦(26)	日浦	249	1	一ノ瀬	一ノ瀬
205	1	日浦(27)	日浦	250	1	平良石(2)	平良石
206	1	日浦(28)	日浦	251	1	平良石(3)	平良石
207	1	日浦(29)	日浦	252	1	平良石(4)	平良石
208	1	日浦(30)	日浦	253	1	平良石(5)	平良石
209	1	日浦(31)	日浦	254	1	平良石(6)	平良石
210	1	日浦(32)	日浦	255	1	平良石(7)	平良石
211	1	日浦(33)	日浦	256	1	平良石(8)	平良石
212	1	日浦(34)	日浦	257	1	平良石(9)	平良石
213	1	日浦(35)	日浦	258	1	平良石(10)	平良石
214	1	日浦(36)	日浦	259	1	平良石(11)	平良石
215	1	日浦(37)	日浦	260	1	平良石(12)	平良石
216	1	日浦(38)	日浦	261	1	平良石(13)	平良石
217	1	日浦(39)	日浦	262	1	平良石(14)	平良石
218	1	日浦(40)	日浦	263	1	平良石(15)	平良石
219	1	日浦(41)	日浦	264	1	平良石(16)	平良石
220	1	蔭名(2)	蔭名	265	1	平良石(17)	平良石
221	1	蔭名(3)	蔭名	266	1	平良石(18)	平良石
222	1	蔭名(4)	蔭名	267	1	平良石(19)	平良石
223	1	蔭名(5)	蔭名	268	1	平良石(20)	平良石
224	1	蔭名(6)	蔭名	269	1	平良石(21)	平良石
225	1	蔭名(7)	蔭名	270	1	平良石(22)	平良石

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面 注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
271	1	平良石(23)	〃 平良石	316	1	白石(35)	〃 白石
272	1	平良石(24)	〃 平良石	317	1	白石(36)	〃 白石
273	1	平良石(25)	〃 平良石	318	1	下竹(5)	〃 下竹
274	1	平良石(26)	〃 平良石	319	1	下竹(6)	〃 下竹
275	1	平良石(27)	〃 平良石	320	1	下竹(7)	〃 下竹
276	1	平良石(28)	〃 平良石	321	1	下竹(8)	〃 下竹
277	1	平良石(29)	〃 平良石	322	1	下竹(9)	〃 下竹
278	1	平良石(30)	〃 平良石	323	1	下竹(10)	〃 下竹
279	1	平良石(31)	〃 平良石	324	1	下竹(11)	〃 下竹
280	1	平良石(32)	〃 平良石	325	1	下竹(12)	〃 下竹
281	1	京都(1)	〃 京都	326	1	下竹(13)	〃 下竹
282	1	京都(2)	〃 京都	327	1	下竹(14)	〃 下竹
283	1	京都(3)	〃 京都	328	1	下竹(15)	〃 下竹
284	1	白石(3)	〃 白石	329	1	下竹(16)	〃 下竹
285	1	白石(4)	〃 白石	330	1	下竹(17)	〃 下竹
286	1	白石(5)	〃 白石	331	1	下竹(18)	〃 下竹
287	1	白石(6)	〃 白石	332	1	下竹(19)	〃 下竹
288	1	白石(7)	〃 白石	333	1	下竹(20)	〃 下竹
289	1	白石(8)	〃 白石	334	1	下竹(21)	〃 下竹
290	1	白石(9)	〃 白石	335	1	日開野(4)	〃 日開野
291	1	白石(10)	〃 白石	336	1	日開野(5)	〃 日開野
292	1	白石(11)	〃 白石	337	1	日開野(6)	〃 日開野
293	1	白石(12)	〃 白石	338	1	日開野(7)	〃 日開野
294	1	白石(13)	〃 白石	339	1	日開野(8)	〃 日開野
295	1	白石(14)	〃 白石	340	1	日開野(9)	〃 日開野
296	1	白石(15)	〃 白石	341	1	日開野(10)	〃 日開野
297	1	白石(16)	〃 白石	342	1	日開野(11)	〃 日開野
298	1	白石(17)	〃 白石	343	1	日開野(12)	〃 日開野
299	1	白石(18)	〃 白石	344	1	日開野(13)	〃 日開野
300	1	白石(19)	〃 白石	345	1	日開野(14)	〃 日開野
301	1	白石(20)	〃 白石	346	1	日開野(15)	〃 日開野
302	1	白石(21)	〃 白石	347	1	日開野(16)	〃 日開野
303	1	白石(22)	〃 白石	348	1	日開野(17)	〃 日開野
304	1	白石(23)	〃 白石	349	1	日開野(18)	〃 日開野
305	1	白石(24)	〃 白石	350	1	川又(2)	〃 高清
306	1	白石(25)	〃 白石	351	1	川又(3)	〃 高清
307	1	白石(26)	〃 白石	352	1	高清(4)	〃 高清
308	1	白石(27)	〃 白石	353	1	高清(5)	〃 高清
309	1	白石(28)	〃 白石	354	1	高清(6)	〃 高清
310	1	白石(29)	〃 白石	355	1	高清(7)	〃 高清
311	1	白石(30)	〃 白石	356	1	高清(8)	〃 高清
312	1	白石(31)	〃 白石	357	1	高清(9)	〃 高清
313	1	白石(32)	〃 白石	358	1	高清(10)	〃 高清
314	1	白石(33)	〃 白石	359	1	高清(11)	〃 高清
315	1	白石(34)	〃 白石	360	1	高清(12)	〃 高清

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面 注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
361	1	高清(13)	" 高 清	406	1	日谷尾(2)	" 日 谷 尾
362	1	高清(14)	" 高 清	407	1	日谷尾(3)	" 日 谷 尾
363	1	高清(16)	" 高 清	408	1	日谷尾(4)	" 日 谷 尾
364	1	高清(17)	" 高 清	409	1	日谷尾(5)	" 日 谷 尾
365	1	高清(18)	" 高 清	410	1	下喜来(5)	" 下 喜 来
366	1	高清(19)	" 高 清	411	1	下喜来(6)	" 下 喜 来
367	1	高清(20)	" 高 清	412	1	下喜来(7)	" 下 喜 来
368	1	高清(21)	" 高 清	413	1	下喜来(8)	" 下 喜 来
369	1	高清(22)	" 高 清	414	1	上喜来(3)	" 上 喜 来
370	1	高清(23)	" 高 清	415	1	上喜来(4)	" 上 喜 来
371	1	高清(24)	" 高 清	416	1	上喜来(5)	" 上 喜 来
372	1	高清(25)	" 高 清	417	1	上喜来(6)	" 上 喜 来
373	1	高清(26)	" 高 清	418	1	上喜来(7)	" 上 喜 来
374	1	高清(27)	" 高 清	419	1	上喜来(8)	" 上 喜 来
375	1	高清(28)	" 高 清	420	1	上喜来(9)	" 上 喜 来
376	1	高清(29)	" 高 清	421	1	上喜来(10)	" 上 喜 来
377	1	青野(2)	" 青 野	422	1	上喜来(11)	" 上 喜 来
378	1	青野(3)	" 青 野	423	1	上喜来(12)	" 上 喜 来
379	1	青野(4)	" 青 野	424	1	上喜来(13)	" 上 喜 来
380	1	青野(5)	" 青 野	425	1	上喜来(14)	" 上 喜 来
381	1	下尾尻(5)	" 下 尾 尻	426	1	上喜来(15)	" 上 喜 来
382	1	下尾尻(6)	" 下 尾 尻	427	1	上喜来(16)	" 上 喜 来
383	1	下尾尻(7)	" 下 尾 尻	428	1	上喜来(17)	" 上 喜 来
384	1	下尾尻(8)	" 下 尾 尻	429	1	上喜来(18)	" 上 喜 来
385	1	坂根(4)	" 坂 根	430	1	上喜来(19)	" 上 喜 来
386	1	坂根(5)	" 坂 根	431	1	上喜来(20)	" 上 喜 来
387	1	坂根(6)	" 坂 根	432	1	上喜来(21)	" 上 喜 来
388	1	坂根(7)	" 坂 根	433	1	上喜来(22)	" 上 喜 来
389	1	坂根(8)	" 坂 根	434	1	上喜来(23)	" 上 喜 来
390	1	坂根(9)	" 坂 根	435	1	上喜来(24)	" 上 喜 来
391	1	坂根(10)	" 坂 根	436	1	上喜来(25)	" 上 喜 来
392	1	坂根(11)	" 坂 根	437	1	上喜来(26)	" 上 喜 来
393	1	坂根(12)	" 坂 根	438	1	猿飼(3)	" 猿 飼
394	1	坂根(13)	" 坂 根	439	1	猿飼(4)	" 猿 飼
395	1	坂根(14)	" 坂 根	440	1	猿飼(5)	" 猿 飼
396	1	坂根(15)	" 坂 根	441	1	佐古戸(2)	" 佐 古 戸
397	1	小井野	" 小 井 野	442	1	佐古戸(3)	" 佐 古 戸
398	1	上連(3)	" 上 連	443	1	佐古戸(4)	" 佐 古 戸
399	1	上連(4)	" 上 連	444	1	佐古戸(5)	" 佐 古 戸
400	1	上連(5)	" 上 連	445	1	佐古戸(6)	" 佐 古 戸
401	1	上連(6)	" 上 連	446	1	佐古戸(7)	" 佐 古 戸
402	1	上連(7)	" 上 連	447	1	佐古戸(8)	" 佐 古 戸
403	1	上連(8)	" 上 連	448	1	佐古戸(9)	" 佐 古 戸
404	1	折坂(1)	" 折 坂	449	1	佐古戸(10)	" 佐 古 戸
405	1	折坂(2)	" 折 坂	450	1	万才(2)	" 万 才

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
451	1	万才(3)	〃 万才	496	1	長野(3)	〃 長野
452	1	紙屋(4)	〃 紙屋	497	1	長野(4)	〃 長野
453	1	紙屋(5)	〃 紙屋	498	1	長野(5)	〃 長野
454	1	紙屋(6)	〃 紙屋	499	1	長野(6)	〃 長野
455	1	紙屋(7)	〃 紙屋	500	1	長野(7)	〃 長野
456	1	紙屋(8)	〃 紙屋	501	1	長野(8)	〃 長野
457	1	紙屋(9)	〃 紙屋	502	1	長野(9)	〃 長野
458	1	紙屋(10)	〃 紙屋	503	1	長野(10)	〃 長野
459	1	紙屋(11)	〃 紙屋	504	1	長野(11)	〃 長野
460	1	紙屋(12)	〃 紙屋	505	1	小谷(2)	〃 小谷
461	1	紙屋(13)	〃 紙屋	506	1	小谷(3)	〃 小谷
462	1	紙屋(14)	〃 紙屋	507	1	小谷(4)	〃 小谷
463	1	紙屋(15)	〃 紙屋	508	1	小谷(5)	〃 小谷
464	1	紙屋(16)	〃 紙屋	509	1	小谷(6)	〃 小谷
465	1	紙屋(17)	〃 紙屋	510	1	小谷(7)	〃 小谷
466	1	紙屋(18)	〃 紙屋	511	1	小谷(8)	〃 小谷
467	1	紙屋(19)	〃 紙屋	512	1	小谷(9)	〃 小谷
468	1	紙屋(20)	〃 紙屋	513	1	小谷(10)	〃 小谷
469	1	紙屋(21)	〃 紙屋	514	1	小谷(11)	〃 小谷
470	1	紙屋(22)	〃 紙屋	515	1	小谷(12)	〃 小谷
471	1	紙屋(23)	〃 紙屋	516	1	小谷(13)	〃 小谷
472	1	中熊(5)	〃 中熊	517	1	小谷(14)	〃 小谷
473	1	中熊(6)	〃 中熊	518	1	小谷(15)	〃 小谷
474	1	中熊(7)	〃 中熊	519	1	小谷(16)	〃 小谷
475	1	中熊(8)	〃 中熊	520	1	小谷(17)	〃 小谷
476	1	中熊(9)	〃 中熊	521	1	小谷(18)	〃 小谷
477	1	中熊(10)	〃 中熊	522	1	小谷(19)	〃 小谷
478	1	中熊(11)	〃 中熊	523	1	小谷(20)	〃 小谷
479	1	檜尾(1)	〃 檜尾	524	1	小谷(21)	〃 小谷
480	1	檜尾(2)	〃 檜尾	525	1	小谷(22)	〃 小谷
481	1	檜尾(3)	〃 檜尾	526	1	小谷(23)	〃 小谷
482	1	檜尾(4)	〃 檜尾	527	1	小谷(24)	〃 小谷
483	1	葛城(2)	〃 葛城	528	1	東(1)	貞光 東
484	1	葛城(3)	〃 葛城	529	1	東(2)	〃 東
485	1	葛城(4)	〃 葛城	530	1	東(3)	〃 東
486	1	葛城(5)	〃 葛城	531	1	東(4)	〃 東
487	1	葛城(6)	〃 葛城	532	1	東(5)	〃 東
488	1	葛城(7)	〃 葛城	533	1	東(6)	〃 東
489	1	葛城(8)	〃 葛城	534	1	僧地(1)	〃 僧地
490	1	葛城(9)	〃 葛城	535	1	僧地(2)	〃 僧地
491	1	葛城(10)	〃 葛城	536	1	僧地(3)	〃 僧地
492	1	葛城(11)	〃 葛城	537	1	僧地(4)	〃 僧地
493	1	葛城(12)	〃 葛城	538	1	僧地(5)	〃 僧地
494	1	葛城(13)	〃 葛城	539	1	江ノ脇(2)	〃 江ノ脇
495	1	長野(2)	〃 長野	540	1	江ノ脇(3)	〃 江ノ脇

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
541	1	江ノ脇(4)	江ノ脇	586	1	大坊(8)	大坊
542	1	江ノ脇(5)	江ノ脇	587	1	柴内(1)	柴内
543	1	江ノ脇(6)	江ノ脇	588	1	柴内(2)	柴内
544	1	江ノ脇(7)	江ノ脇	589	1	柴内(3)	柴内
545	1	江ノ脇(8)	江ノ脇	590	1	柴内(4)	柴内
546	1	江ノ脇(9)	江ノ脇	591	1	柴内(5)	柴内
547	1	宮内(3)	宮内	592	1	柴内(6)	柴内
548	1	宮内(4)	宮内	593	1	柴内(7)	柴内
549	1	宮内(5)	宮内	594	1	柴内(8)	柴内
550	1	宮内(6)	宮内	595	1	柴内(9)	柴内
551	1	宮内(7)	宮内	596	1	柴内(10)	柴内
552	1	宮内(8)	宮内	597	1	柴内(11)	柴内
553	1	宮内(9)	宮内	598	1	柴内(12)	柴内
554	1	宮内(10)	宮内	599	1	柴内(13)	柴内
555	1	宮内(11)	宮内	600	1	柴内(14)	柴内
556	1	宮内(12)	宮内	601	1	柴内(15)	柴内
557	1	宮内(13)	宮内	602	1	柴内(16)	柴内
558	1	宮内(14)	宮内	603	1	柴内(17)	柴内
559	1	宮内(15)	宮内	604	1	柴内(18)	柴内
560	1	宮内(16)	宮内	605	1	柴内(19)	柴内
561	1	宮内(17)	宮内	606	1	柴内(20)	柴内
562	1	宮内(18)	宮内	607	1	柴内(21)	柴内
563	1	宮内(19)	宮内	608	1	柴内(22)	柴内
564	1	宮内(20)	宮内	609	1	柴内(23)	柴内
565	1	宮内(21)	宮内	610	1	大久保(1)	大久保
566	1	宮内(22)	宮内	611	1	大久保(2)	大久保
567	1	宮内(23)	宮内	612	1	大久保(3)	大久保
568	1	宮内(24)	宮内	613	1	大久保(4)	大久保
569	1	宮内(25)	宮内	614	1	大久保(5)	大久保
570	1	宮内(26)	宮内	615	1	大久保(6)	大久保
571	1	宮内(27)	宮内	616	1	大久保(7)	大久保
572	1	宮内(28)	宮内	617	1	平石(1)	平石
573	1	西山(4)	西山	618	1	平石(2)	平石
574	1	西山(5)	西山	619	1	平石(3)	平石
575	1	西山(6)	西山	620	1	平石(4)	平石
576	1	西山(7)	西山	621	1	平石(5)	平石
577	1	西山(8)	西山	622	1	平石(6)	平石
578	1	前田(4)	前田	623	1	平石(7)	平石
579	1	前田(5)	前田	624	1	引地(1)	引地
580	1	大坊(2)	大坊	625	1	引地(2)	引地
581	1	大坊(3)	大坊	626	1	引地(3)	引地
582	1	大坊(4)	大坊	627	1	引地(4)	引地
583	1	大坊(5)	大坊	628	1	引地(5)	引地
584	1	大坊(6)	大坊	629	1	引地(6)	引地
585	1	大坊(7)	大坊	630	1	引地(7)	引地

注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面

注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
631	1	引地(8)	〃 引地	676	1	皆瀬(2)	〃 皆瀬
632	1	引地(9)	〃 引地	677	1	皆瀬(3)	〃 皆瀬
633	1	引地(10)	〃 引地	678	1	皆瀬(4)	〃 皆瀬
634	1	浦山(3)	〃 浦山	679	1	皆瀬(5)	〃 皆瀬
635	1	浦山(4)	〃 浦山	680	1	皆瀬(6)	〃 皆瀬
636	1	浦山(5)	〃 浦山	681	1	皆瀬川向(1)	〃 皆瀬川向
637	1	浦山(6)	〃 浦山	682	1	皆瀬川向(2)	〃 皆瀬川向
638	1	浦山(7)	〃 浦山	683	1	皆瀬川向(3)	〃 皆瀬川向
639	1	浦山(8)	〃 浦山	684	1	皆瀬川向(4)	〃 皆瀬川向
640	1	浦山(9)	〃 浦山	685	1	捨子	〃 捨子
641	1	浦山(10)	〃 浦山	686	1	捨子谷南(2)	〃 捨子谷南
642	1	浦山(11)	〃 浦山	687	1	捨子谷南(3)	〃 捨子谷南
643	1	浦山(12)	〃 浦山	688	1	捨子谷南(4)	〃 捨子谷南
644	1	浦山(13)	〃 浦山	689	1	捨子谷南(5)	〃 捨子谷南
645	1	浦山(14)	〃 浦山	690	1	捨子谷南(6)	〃 捨子谷南
646	1	浦山(15)	〃 浦山	691	1	捨子谷南(7)	〃 捨子谷南
647	1	浦山(16)	〃 浦山	692	1	捨子谷南(8)	〃 捨子谷南
648	1	浦山(17)	〃 浦山	693	1	捨子谷北(1)	〃 捨子谷北
649	1	浦山(18)	〃 浦山	694	1	捨子谷北(2)	〃 捨子谷北
650	1	浦山(19)	〃 浦山	695	1	捨子谷北(3)	〃 捨子谷北
651	1	浦山(20)	〃 浦山	696	1	捨子谷北(4)	〃 捨子谷北
652	1	浦山(21)	〃 浦山	697	1	捨子谷北(5)	〃 捨子谷北
653	1	浦山(22)	〃 浦山	698	1	捨子谷北(6)	〃 捨子谷北
654	1	岡(3)	〃 岡	699	1	捨子谷北(7)	〃 捨子谷北
655	1	岡(4)	〃 岡	700	1	捨子谷北(8)	〃 捨子谷北
656	1	岡(5)	〃 岡	701	1	捨子谷北(9)	〃 捨子谷北
657	1	岡(6)	〃 岡	702	1	捨子谷北(10)	〃 捨子谷北
658	1	岡(7)	〃 岡	703	1	竹屋敷(1)	〃 竹屋敷
659	1	岡(8)	〃 岡	704	1	竹屋敷(2)	〃 竹屋敷
660	1	岡(9)	〃 岡	705	1	竹屋敷(3)	〃 竹屋敷
661	1	岡(10)	〃 岡	706	1	竹屋敷(4)	〃 竹屋敷
662	1	岡(11)	〃 岡	707	1	竹屋敷(5)	〃 竹屋敷
663	1	岡(12)	〃 岡	708	1	竹屋敷(6)	〃 竹屋敷
664	1	岡(13)	〃 岡	709	1	竹屋敷(7)	〃 竹屋敷
665	1	岡(14)	〃 岡	710	1	中山(1)	〃 中山
666	1	岡(15)	〃 岡	711	1	中山(2)	〃 中山
667	1	岡(16)	〃 岡	712	1	中山(3)	〃 中山
668	1	別所(2)	〃 別所	713	1	中山(4)	〃 中山
669	1	別所(3)	〃 別所	714	1	中山(5)	〃 中山
670	1	別所(4)	〃 別所	715	1	中山(6)	〃 中山
671	1	別所(5)	〃 別所	716	1	中山(7)	〃 中山
672	1	乙部(1)	〃 乙部	717	1	中山(8)	〃 中山
673	1	乙部(2)	〃 乙部	718	1	横野(1)	〃 横野
674	1	乙部(3)	〃 乙部	719	1	横野(2)	〃 横野
675	1	乙部(4)	〃 乙部	720	1	横野(3)	〃 横野

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面 注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
721	1	吉良(2)	〃 吉良	766	1	長瀬(9)	〃 長瀬
722	1	吉良(3)	〃 吉良	767	1	長瀬(10)	〃 長瀬
723	1	吉良(4)	〃 吉良	768	1	長瀬(11)	〃 長瀬
724	1	吉良(5)	〃 吉良	769	1	長瀬(12)	〃 長瀬
725	1	吉良(6)	〃 吉良	770	1	長瀬(13)	〃 長瀬
726	1	吉良(7)	〃 吉良	771	1	長瀬(14)	〃 長瀬
727	1	吉良(8)	〃 吉良	772	1	長瀬(15)	〃 長瀬
728	1	吉良(9)	〃 吉良	773	1	長瀬(16)	〃 長瀬
729	1	吉良(10)	〃 吉良	774	1	長瀬(17)	〃 長瀬
730	1	吉良(11)	〃 吉良	775	1	長瀬(18)	〃 長瀬
731	1	吉良(12)	〃 吉良	776	1	長瀬(19)	〃 長瀬
732	1	吉良(13)	〃 吉良	777	1	長瀬(20)	〃 長瀬
733	1	吉良(14)	〃 吉良	778	1	長瀬(21)	〃 長瀬
734	1	吉良(15)	〃 吉良	779	1	長瀬(22)	〃 長瀬
735	1	吉良(16)	〃 吉良	780	1	長瀬(23)	〃 長瀬
736	1	吉良(17)	〃 吉良	781	1	長瀬(24)	〃 長瀬
737	1	吉良(18)	〃 吉良	782	1	東丸井	〃 東丸井
738	1	吉良(19)	〃 吉良	783	1	木屋(1)	〃 木屋
739	1	吉良(20)	〃 吉良	784	1	木屋(2)	〃 木屋
740	1	吉良(21)	〃 吉良	785	1	木屋(3)	〃 木屋
741	1	吉良(22)	〃 吉良	786	1	木屋(4)	〃 木屋
742	1	森ノ本	〃 森ノ本	787	1	木屋(6)	〃 木屋
743	1	西丸井	〃 西丸井	788	1	木屋(7)	〃 木屋
744	1	西谷(1)	〃 西谷	789	1	木屋(8)	〃 木屋
745	1	西谷(2)	〃 西谷	790	1	木屋(9)	〃 木屋
746	1	西谷(3)	〃 西谷	791	1	木屋(10)	〃 木屋
747	1	西谷(4)	〃 西谷	792	1	広谷(1)	〃 広谷
748	1	西谷(5)	〃 西谷	793	1	広谷(2)	〃 広谷
749	1	西谷(6)	〃 西谷	794	1	広谷(3)	〃 広谷
750	1	西谷(7)	〃 西谷	795	1	広谷(4)	〃 広谷
751	1	西谷(8)	〃 西谷	796	1	広谷影(1)	〃 広谷影
752	1	宅熊(1)	〃 宅熊	797	1	広谷影(2)	〃 広谷影
753	1	宅熊(2)	〃 宅熊	798	1	広谷影(3)	〃 広谷影
754	1	宅熊(3)	〃 宅熊	799	1	広谷影(4)	〃 広谷影
755	1	谷向(2)	〃 谷向	800	1	広谷影(5)	〃 広谷影
756	1	谷向(3)	〃 谷向	801	1	広谷影(6)	〃 広谷影
757	1	谷向(4)	〃 谷向	802	1	広谷影(7)	〃 広谷影
758	1	谷向(5)	〃 谷向	803	1	広谷東(1)	〃 広谷東
759	1	谷向(6)	〃 谷向	804	1	広谷東(2)	〃 広谷東
760	1	長瀬(3)	〃 長瀬	805	1	広谷東(3)	〃 広谷東
761	1	長瀬(4)	〃 長瀬	806	1	広谷東(4)	〃 広谷東
762	1	長瀬(5)	〃 長瀬	807	1	広谷東(5)	〃 広谷東
763	1	長瀬(6)	〃 長瀬	808	1	長木(1)	〃 長木
764	1	長瀬(7)	〃 長瀬	809	1	長木(2)	〃 長木
765	1	長瀬(8)	〃 長瀬	810	1	長木(3)	〃 長木

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面 注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
811	1	長木(4)	〃 長 木	856	1	家賀道上(10)	〃 家賀道上
812	1	長木(5)	〃 長 木	857	1	家賀道上(11)	〃 家賀道上
813	1	長木(6)	〃 長 木	858	1	家賀道上(12)	〃 家賀道上
814	1	長木(7)	〃 長 木	859	1	家賀道上(13)	〃 家賀道上
815	1	長木影(1)	〃 長 木 影	860	1	家賀道上(14)	〃 家賀道上
816	1	長木影(2)	〃 長 木 影	861	1	家賀道上(15)	〃 家賀道上
817	1	平野(2)	〃 平 野	862	1	家賀道上(16)	〃 家賀道上
818	1	平野(3)	〃 平 野	863	1	家賀道上(17)	〃 家賀道上
819	1	平野(4)	〃 平 野	864	1	家賀道上(18)	〃 家賀道上
820	1	平野(5)	〃 平 野	865	1	家賀道上(19)	〃 家賀道上
821	1	平野(6)	〃 平 野	866	1	家賀道上(20)	〃 家賀道上
822	1	平野(7)	〃 平 野	867	1	家賀道上(21)	〃 家賀道上
823	1	平野(8)	〃 平 野	868	1	家賀道上(22)	〃 家賀道上
824	1	平野(9)	〃 平 野	869	1	宮平(2)	〃 宮 平
825	1	平野(10)	〃 平 野	870	1	宮平(3)	〃 宮 平
826	1	平野(11)	〃 平 野	871	1	宮平(4)	〃 宮 平
827	1	家賀道下(1)	〃 家賀道下	872	1	宮平(5)	〃 宮 平
828	1	家賀道下(2)	〃 家賀道下	873	1	宮平(6)	〃 宮 平
829	1	家賀道下(3)	〃 家賀道下	874	1	宮平(7)	〃 宮 平
830	1	家賀道下(4)	〃 家賀道下	875	1	宮平(8)	〃 宮 平
831	1	家賀道下(5)	〃 家賀道下	876	1	三木柵(1)	〃 三 木 柵
832	1	家賀道下(6)	〃 家賀道下	877	1	三木柵(2)	〃 三 木 柵
833	1	家賀道下(7)	〃 家賀道下	878	1	三木柵(3)	〃 三 木 柵
834	1	家賀道下(8)	〃 家賀道下	879	1	三木柵(4)	〃 三 木 柵
835	1	家賀道下(9)	〃 家賀道下	880	1	三木柵(5)	〃 三 木 柵
836	1	家賀道下(10)	〃 家賀道下	881	1	川見(1)	〃 川 見
837	1	家賀道下(11)	〃 家賀道下	882	1	川見(2)	〃 川 見
838	1	家賀道下(12)	〃 家賀道下	883	1	川見(3)	〃 川 見
839	1	家賀道下(13)	〃 家賀道下	884	1	川見(4)	〃 川 見
840	1	家賀道下(14)	〃 家賀道下	885	1	川見(5)	〃 川 見
841	1	家賀道下(15)	〃 家賀道下	886	1	川見(6)	〃 川 見
842	1	家賀道下(16)	〃 家賀道下	887	1	川見(7)	〃 川 見
843	1	家賀道下(17)	〃 家賀道下	888	1	川見(8)	〃 川 見
844	1	家賀道下(18)	〃 家賀道下	889	1	川見(9)	〃 川 見
845	1	家賀道下(19)	〃 家賀道下	890	1	川見(10)	〃 川 見
846	1	家賀道下(20)	〃 家賀道下	891	1	川見(11)	〃 川 見
847	1	家賀道下(21)	〃 家賀道下	892	1	川見(12)	〃 川 見
848	1	家賀道下(22)	〃 家賀道下	893	1	川見西(1)	〃 川 見 西
849	1	家賀道上(3)	〃 家賀道上	894	1	川見西(2)	〃 川 見 西
850	1	家賀道上(4)	〃 家賀道上	895	1	川見津(1)	〃 川 見 津
851	1	家賀道上(5)	〃 家賀道上	896	1	川見津(2)	〃 川 見 津
852	1	家賀道上(6)	〃 家賀道上	897	1	川見津(3)	〃 川 見 津
853	1	家賀道上(7)	〃 家賀道上	898	1	川見津(4)	〃 川 見 津
854	1	家賀道上(8)	〃 家賀道上	899	1	日浦(1)	〃 日 浦
855	1	家賀道上(9)	〃 家賀道上	900	1	日浦(2)	〃 日 浦

注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面 注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
901	1	日浦(3)	〃 日 浦	946	1	赤松(14)	〃 赤 松
902	1	日浦(4)	〃 日 浦	947	1	赤松(15)	〃 赤 松
903	1	日浦(5)	〃 日 浦	948	1	赤松(16)	〃 赤 松
904	1	日浦(6)	〃 日 浦	949	1	赤松(17)	〃 赤 松
905	1	日浦川向(1)	〃 日浦川向	950	1	赤松(18)	〃 赤 松
906	1	日浦川向(2)	〃 日浦川向	951	1	赤松(19)	〃 赤 松
907	1	日浦川向(3)	〃 日浦川向	952	1	赤松(20)	〃 赤 松
908	1	日浦川向(4)	〃 日浦川向	953	1	赤松(21)	〃 赤 松
909	1	日浦川向(5)	〃 日浦川向	954	1	中横(1)	〃 中 横
910	1	日浦川向(6)	〃 日浦川向	955	1	中横(2)	〃 中 横
911	1	日浦川向(7)	〃 日浦川向	956	1	中横(3)	〃 中 野
912	1	日浦川向(8)	〃 日浦川向	957	1	中横(4)	〃 中 野
913	1	日浦川向(9)	〃 日浦川向	958	1	中横(5)	〃 中 野
914	1	猿飼(1)	〃 猿 飼	959	1	中横(6)	〃 中 野
915	1	猿飼(2)	〃 猿 飼	960	1	一字(3)	〃 一 字
916	1	猿飼(3)	〃 猿 飼	961	1	一字(4)	〃 一 字
917	1	猿飼(4)	〃 猿 飼	962	1	一字(5)	〃 一 字
918	1	猿飼(5)	〃 猿 飼	963	1	一字(6)	〃 一 字
919	1	猿飼(6)	〃 猿 飼	964	1	一字(7)	〃 一 字
920	1	猿飼(7)	〃 猿 飼	965	1	一字(8)	〃 一 字
921	1	猿飼(8)	〃 猿 飼	966	1	一字(9)	〃 一 字
922	1	成谷	〃 成 谷	967	1	一字(10)	〃 一 字
923	1	木地屋(1)	一字 木地屋	968	1	一字(11)	〃 一 字
924	1	木地屋(2)	〃 木地屋	969	1	一字(12)	〃 一 字
925	1	木地屋(3)	〃 木地屋	970	1	一字(13)	〃 一 字
926	1	木地屋(4)	〃 木地屋	971	1	一字(14)	〃 一 字
927	1	木地屋(5)	〃 木地屋	972	1	一字(15)	〃 一 字
928	1	木地屋(6)	〃 木地屋	973	1	一字(16)	〃 一 字
929	1	木地屋(7)	〃 木地屋	974	1	一字(17)	〃 一 字
930	1	木地屋(8)	〃 木地屋	975	1	蔭(1)	〃 蔭
931	1	大横(1)	〃 大 横	976	1	蔭(2)	〃 蔭
932	1	大横(2)	〃 大 横	977	1	蔭(3)	〃 蔭
933	1	大横(3)	〃 大 横	978	1	蔭(4)	〃 蔭
934	1	大横(4)	〃 大 横	979	1	蔭(5)	〃 蔭
935	1	大横(5)	〃 大 横	980	1	蔭(6)	〃 蔭
936	1	大横(6)	〃 大 横	981	1	蔭(7)	〃 蔭
937	1	大横(7)	〃 大 横	982	1	蔭(8)	〃 蔭
938	1	大横(8)	〃 大 横	983	1	蔭(9)	〃 蔭
939	1	大横(9)	〃 大 横	984	1	蔭(10)	〃 蔭
940	1	寺地(1)	〃 寺 地	985	1	蔭(11)	〃 蔭
941	1	寺地(2)	〃 寺 地	986	1	蔭(12)	〃 蔭
942	1	赤松(10)	〃 赤 松	987	1	剪宇(2)	〃 剪 宇
943	1	赤松(11)	〃 赤 松	988	1	剪宇(3)	〃 剪 宇
944	1	赤松(12)	〃 赤 松	989	1	剪宇(4)	〃 剪 宇
945	1	赤松(13)	〃 赤 松	990	1	剪宇(5)	〃 剪 宇

注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面 注) 斜面区分 1:自然斜面 2:人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
991	1	剪宇(6)	〃 剪 宇	1036	1	平(3)	〃 平
992	1	剪宇(7)	〃 剪 宇	1037	1	平(4)	〃 平
993	1	剪宇(8)	〃 剪 宇	1038	1	平(5)	〃 平
994	1	十家(1)	〃 十 家	1039	1	平(6)	〃 平
995	1	十家(2)	〃 十 家	1040	1	平(7)	〃 平
996	1	十家(3)	〃 十 家	1041	1	平(8)	〃 平
997	1	十家(4)	〃 十 家	1042	1	明谷(5)	〃 明 谷
998	1	十家(5)	〃 十 家	1043	1	明谷(6)	〃 明 谷
999	1	十家(6)	〃 十 家	1044	1	明谷(7)	〃 明 谷
1000	1	太刀之本(4)	〃 太刀之本	1045	1	明谷(8)	〃 明 谷
1001	1	太刀之本(5)	〃 太刀之本	1046	1	明谷(9)	〃 明 谷
1002	1	太刀之本(6)	〃 太刀之本	1047	1	明谷(10)	〃 明 谷
1003	1	子安(1)	〃 子 安	1048	1	明谷(11)	〃 明 谷
1004	1	子安(2)	〃 子 安	1049	1	明谷(12)	〃 明 谷
1005	1	子安(3)	〃 子 安	1050	1	明谷(13)	〃 明 谷
1006	1	子安(4)	〃 子 安	1051	1	明谷(14)	〃 明 谷
1007	1	大野(2)	〃 大 野	1052	1	白木(1)	〃 白 木
1008	1	大野(3)	〃 大 野	1053	1	白木(2)	〃 白 木
1009	1	大野(4)	〃 大 野	1054	1	白木(3)	〃 白 木
1010	1	大野(5)	〃 大 野	1055	1	白木(4)	〃 白 木
1011	1	大野(6)	〃 大 野	1056	1	白木(5)	〃 白 木
1012	1	大野(7)	〃 大 野	1057	1	白木(6)	〃 白 木
1013	1	大野(8)	〃 大 野	1058	1	漆日浦(1)	〃 漆 日 浦
1014	1	伊良原(3)	〃 伊 良 原	1059	1	漆日浦(2)	〃 漆 日 浦
1015	1	伊良原(4)	〃 伊 良 原	1060	1	漆日浦(3)	〃 漆 日 浦
1016	1	伊良原(5)	〃 伊 良 原	1061	1	漆日浦(4)	〃 漆 日 浦
1017	1	伊良原(6)	〃 伊 良 原	1062	1	漆日浦(5)	〃 漆 日 浦
1018	1	伊良原(7)	〃 伊 良 原	1063	1	漆日浦(6)	〃 漆 日 浦
1019	1	伊良原(8)	〃 伊 良 原	1064	1	出羽(2)	〃 出 羽
1020	1	伊良原(9)	〃 伊 良 原	1065	1	出羽(3)	〃 出 羽
1021	1	久藪(5)	〃 久 藪	1066	1	大屋内(2)	〃 大 屋 内
1022	1	久藪(6)	〃 久 藪	1067	1	大屋内(3)	〃 大 屋 内
1023	1	久藪(7)	〃 久 藪	1068	1	大佐古(1)	〃 大 佐 古
1024	1	久藪(8)	〃 久 藪	1069	1	大佐古(2)	〃 大 佐 古
1025	1	久藪(9)	〃 久 藪	1070	1	大佐古(3)	〃 大 佐 古
1026	1	久藪(10)	〃 久 藪	1071	1	大佐古(4)	〃 大 佐 古
1027	1	久藪(11)	〃 久 藪	1072	1	白井(2)	〃 白 井
1028	1	久藪(12)	〃 久 藪	1073	1	白井(3)	〃 白 井
1029	1	久藪(13)	〃 久 藪	1074	1	白井(4)	〃 白 井
1030	1	久藪(14)	〃 久 藪	1075	1	白井(5)	〃 白 井
1031	1	久藪(15)	〃 久 藪	1076	1	白井(6)	〃 白 井
1032	1	久藤中(1)	〃 久 藤 中	1077	1	白井(7)	〃 白 井
1033	1	久藤中(2)	〃 久 藤 中	1078	1	白井(8)	〃 白 井
1034	1	平(1)	〃 平	1079	1	白井(9)	〃 白 井
1035	1	平(2)	〃 平	1080	1	白井(10)	〃 白 井

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面 注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-4急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

整理番号	斜面区分	箇所名	位置	整理番号	斜面区分	箇所名	位置
1081	1	白井(11)	〃 白 井	1126	1	桑平(3)	〃 桑 平
1082	1	白井(12)	〃 白 井	1127	1	桑平(4)	〃 桑 平
1083	1	河内(5)	〃 河 内	1128	1	桑平(5)	〃 桑 平
1084	1	平井(1)	〃 平 井	1129	1	桑平(6)	〃 桑 平
1085	1	平井(2)	〃 平 井	1130	1	桑平(7)	〃 桑 平
1086	1	平井(3)	〃 平 井	1131	1	桑平(8)	〃 桑 平
1087	1	平井(4)	〃 平 井	1132	1	桑平(9)	〃 桑 平
1088	1	一字川又(1)	〃 一字川又	1133	1	桑平(10)	〃 桑 平
1089	1	実平	〃 実 平	1134	1	桑平(11)	〃 桑 平
1090	1	川又(3)	〃 川 又	1135	1	桑平(12)	〃 桑 平
1091	1	川又(4)	〃 川 又	1136	1	桑平(13)	〃 桑 平
1092	1	川又(5)	〃 川 又	1137	1	桑平(14)	〃 桑 平
1093	1	川又(6)	〃 川 又	1138	1	広沢(1)	〃 広 沢
1094	1	川又(7)	〃 川 又	1139	1	広沢(2)	〃 広 沢
1095	1	川又(8)	〃 川 又	1140	1	広沢(3)	〃 広 沢
1096	1	川又(9)	〃 川 又	1141	1	広沢(4)	〃 広 沢
1097	1	川又(10)	〃 川 又	1142	1	漆野瀬(1)	〃 漆 野 瀬
1098	1	川又(11)	〃 川 又	1143	1	漆野瀬(2)	〃 漆 野 瀬
1099	1	川又(12)	〃 川 又	1144	1	葛籠(2)	〃 葛 籠
1100	1	川又(13)	〃 川 又	1145	1	葛籠(3)	〃 葛 籠
1101	1	川又(14)	〃 川 又	1146	1	葛籠(4)	〃 葛 籠
1102	1	川又(15)	〃 川 又	1147	1	木地屋(9)	〃 木 地 屋
1103	1	川又(16)	〃 川 又	1148	1	子安(5)	〃 子 安
1104	1	川又(17)	〃 川 又	1149			
1105	1	奥大野(2)	〃 奥 大 野	1150			
1106	1	奥大野(3)	〃 奥 大 野	1151			
1107	1	奥大野(4)	〃 奥 大 野	1152			
1108	1	奥大野(5)	〃 奥 大 野	1153			
1109	1	奥大野(6)	〃 奥 大 野	1154			
1110	1	奥大野(7)	〃 奥 大 野	1155			
1111	1	奥大野(8)	〃 奥 大 野	1156			
1112	1	奥大野(9)	〃 奥 大 野	1157			
1113	1	奥大野(10)	〃 奥 大 野	1158			
1114	1	奥大野(11)	〃 奥 大 野	1159			
1115	1	奥大野(12)	〃 奥 大 野	1160			
1116	1	奥大野(13)	〃 奥 大 野	1161			
1117	1	奥大野(14)	〃 奥 大 野	1162			
1118	1	奥大野(15)	〃 奥 大 野	1163			
1119	1	奥大野(16)	〃 奥 大 野	1164			
1120	1	奥大野(17)	〃 奥 大 野	1165			
1121	1	奥大野(18)	〃 奥 大 野	1166			
1122	1	奥大野(19)	〃 奥 大 野	1167			
1123	1	奥大野(20)	〃 奥 大 野	1168			
1124	1	奥大野(21)	〃 奥 大 野	1169			
1125	1	桑平(2)	〃 桑 平	1170			

注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面 注) 斜面区分 1: 自然斜面 2: 人工斜面

4-5急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）

危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。

イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

4-6土石流危険渓流一覧表

整理番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流長(km)	水平面積(km ²)	備考
1	"	吉野川	西崎谷	半田西崎	0.62	0.16	
2	"	"	中藪谷	"中藪	0.41	0.11	
3	"	大橋谷川	大橋谷	"中藪	0.87	0.41	
4	"	半田川	木の内谷	"逢坂	0.60	0.06	
5	"	"	木の内谷	"木ノ内	0.43	0.16	
6	"	"	火の口谷	"上ノ原	1.20	0.29	
7	"	"	馬の久保谷	"長瀬	1.00	0.21	
8	"	"	川又谷	"川又	0.39	0.07	
9	"	高瀬谷川	中塚谷	"川又	0.25	0.03	渓流名は仮称
10	"	"	高瀬谷	"高瀬	1.68	0.56	
11	"	東谷川	藤村谷	"青野	0.08	0.02	
12	"	"	下屋谷	"青野	0.88	0.21	
13	"	半田川	喜来東谷	"上喜来	0.60	0.23	渓流名は仮称
14	"	"	谷野奥谷	"下喜来	0.49	0.12	
15	"	大惣谷川	大惣川	"大惣	1.20	2.08	
16	"	半田川	紙屋谷	"紙屋	0.68	0.20	
17	"	"	大泉谷	"紙屋	0.15	0.01	
18	"	"	万才谷	"万才	0.21	0.02	
19	"	"	樋口谷	"佐古戸	0.07	0.01	
20	"	"	しろえ谷	"下喜来	0.28	0.12	
21	"	"	田口谷	"日開野	0.11	0.01	
22	"	"	かぞろ谷	"日開野	0.16	0.02	
23	"	"	日開野谷	"日開野	0.11	0.01	
24	"	"	サルサカ谷	"日開野	0.16	0.12	
25	"	"	宮の谷	"日開野	0.06	0.08	
26	"	"	あずきあら谷	"日開野	0.29	0.06	
27	"	井川谷川	柏尾谷	"西池	0.79	0.21	
28	"	"	日ノ浦谷	"井川	0.33	0.06	
29	"	"	井川谷	"日浦奥	0.79	0.19	渓流名は仮称
30	"	半田川	井黒谷	"田井	1.00	0.30	
31	"	"	山下谷	"田井	0.22	0.04	
32	"	"	山内谷	"田井	0.19	0.02	
33	"	"	田井北谷	"田井	0.16	0.01	
34	"	吉野川	下女谷	"松生	0.88	0.19	
35	"	"	法曾谷	"松生	0.36	0.04	
36	吉野川	吉野川	五木底谷	貞光太田	0.22	0.08	
37	"	"	太田谷	"太田	0.06	0.03	
38	"	太田川	"	"太田	1.15	1.82	
39	"	"	西谷	"太田	0.79	0.22	渓流名は仮称
40	"	吉野川	山の神谷	"太田	0.55	0.11	
41	"	"	猿ヶ谷	"太田	0.30	0.14	
42	"	貞光川	第二畠枝谷	"江ノ脇	0.07	0.09	
43	"	"	畠枝谷	"江ノ脇	0.33	0.19	
44	"	"	宮内谷	"宮内	0.91	0.35	
45	"	"	東山谷	"宮内	0.02	0.17	
46	"	"	北谷	"岡	0.07	0.05	
47	"	"	支所谷	"捨子谷南	0.67	0.16	
48	"	見恵頭谷川	広谷谷	"広谷	0.38	0.06	渓流名は仮称
49	"	貞光川	広瀬北谷	"東丸井	0.11	0.02	渓流名は仮称
50	"	"	広瀬谷	"東丸井	0.10	0.01	

4-6土石流危険溪流一覧表

整理番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流長 (km)	水平面積 (km ²)	備考
51	吉野川	貞光川	長瀬谷	木屋	0.24	0.07	
52	"	"	西尾谷	長瀬	0.27	0.17	
53	"	"	西尾上谷	長瀬	0.10	0.09	溪流名は仮称
54	"	"	別所谷	別所	0.94	0.52	
55	"	"	村雲谷	大坊	0.19	0.15	
56	"	"	辻の谷	野口	0.75	0.52	
57	"	"	西山南谷	西山	0.18	0.05	溪流名は仮称
58	"	"	西山谷	馬出	0.09	0.03	
59	"	"	尻無東谷	馬出	0.09	0.02	溪流名は仮称
60	"	"	尻無谷	西山	0.04	0.17	
61	"	貞光川	太刀之本谷	一字 太刀之本	0.74	0.44	
62	"	"	中央谷	須貝瀬	0.09	0.01	
63	"	"	犬追谷	中野	0.59	0.83	
64	"	瀬開谷川	(川又谷)	川又	0.63	0.31	
65	"	明谷川	大屋内谷	大屋内	0.10	0.03	
66	"	"	明谷	明谷	0.53	0.17	
67	"	片川	深谷	大横	0.14	0.08	
68	"	"	西の谷	赤松	1.35	0.84	
69	"	貞光川	古見谷	古見	1.73	0.76	
70	"	"	かから谷	古見	0.21	0.02	

4-7山地に起因する災害危険箇所一覧表

1 山腹崩壊危険地区

整理番号	箇所名	位置	面積 (ha)	整理番号	箇所名	位置	面積 (ha)
1	大 惣	半田 小 谷	10.00	36	木屋 (3)	〃 木 屋	42.00
2	倉 尾	〃 倉 尾	9.00	37	家賀道下	〃 家賀道下	26.00
3	葛 城	〃 葛 城	2.00	38	皆 瀬	〃 皆 瀬	6.00
4	下喜来 (1)	〃 下喜来	2.00	39	捨子谷北	〃 捨子谷北	15.00
5	下喜来 (2)	〃 下喜来	12.00	40	畠 枝	〃 江ノ脇	7.00
6	喜 来	〃 喜 来	14.00	41	江ノ脇	〃 江ノ脇	2.00
7	日開野下	〃 高 清	6.00	42	西 山	〃 西 山	1.00
8	坂 根	〃 坂 根	11.00	43	太 田	〃 西 山	25.00
9	下尾尻	〃 下尾尻	16.00	44	柴 内	〃 柴 内	29.00
10	高ノ瀬	〃 高ノ瀬	15.00	45	捨子谷北(2)	〃 捨子谷北	11.00
11	高 清	〃 高 清	29.00	46	宮平 (3)	〃 宮 平	7.00
12	川 又	〃 川 又	8.00	47	畠枝 (2)	〃 江ノ脇	10.00
13	下竹 (1)	〃 下 竹	15.00	48	木地屋	一宇 木地屋	7.00
14	下竹 (2)	〃 下 竹	7.00	49	赤松下	〃 赤 松	59.00
15	西 山	〃 西久保	4.00	50	白 井	〃 白 井	1.00
16	井 川	〃 日 浦	1.00	51	桑平 (1)	〃 桑 平	9.00
17	日 浦	〃 日 浦	1.00	52	桑平 (2)	〃 桑 平	7.00
18	長瀬 (1)	〃 東久保	12.00	53	広 沢	〃 広 沢	18.00
19	長瀬 (2)	〃 高 清	6.00	54	カジヤシキ谷	〃 実 平	6.00
20	大 畠	〃 田 井	16.00	55	クニチ谷西	〃 実 平	6.00
21	長瀬 (3)	〃 高 清	16.00	56	クニチ谷下	〃 実 平	3.00
22	天 皇	〃 中 藪	10.00	57	クニチ谷南	〃 実 平	4.00
23	黒 石	〃 黒 石	9.50	58	クニチ谷北	〃 実 平	7.00
24	鳴滝谷西	貞光 鳴 滝	7.00	59	実 平	〃 実 平	16.00
25	猿 飼	〃 猿 飼	3.00	60	奥大野西	〃 奥大野	16.00
26	中谷 (1)	〃 川見西	15.00	61	川 又	〃 川 又	1.00
27	中谷 (2)	〃 中 谷	2.00	62	河 内	〃 河 内	9.00
28	川 見	〃 三木枋	6.00	63	須貝瀬	〃 久 藪	3.00
29	日 浦	〃 日 浦	5.00	64	九藤中谷上流	〃 伊良原	4.00
30	宮平 (1)	〃 宮 平	2.00	65	子 安	〃 子 安	6.00
31	宮平 (2)	〃 宮 平	6.00	66	剪宇谷上流(1)	〃 剪 宇	12.00
32	横 野	〃 横 野	8.00	67	剪宇谷上流(2)	〃 剪 宇	17.00
33	木屋 (1)	〃 木 屋	7.00	68	剪宇下	〃 剪 宇	59.00
34	丸 中	〃 東丸中	5.00	69	土 釜	〃 土 釜	10.00
35	木屋 (2)	〃 木 屋	16.00	70	土釜 (2)	〃 一 宇	10.00
				71	丸 井	〃 東丸井	3.00

2 崩壊土砂流出危険地区

整理番号	箇所名	位置	面積 (ha)	整理番号	箇所名	位置	面積 (ha)
1	大 惣	半田 小 谷	6.60	12	佐古戸 (1)	〃 佐古戸	0.11
2	小谷川	〃 長 野	1.92	13	佐古戸 (2)	〃 佐古戸	0.75
3	倉 尾	〃 小 谷	1.44	14	日開野 (1)	〃 白 石	0.27
4	檜尾 (1)	〃 檜 尾	4.20	15	日開野 (2)	〃 白 石	0.36
5	檜尾 (2)	〃 檜 尾	1.50	16	日開野 (3)	〃 白 石	0.45
6	小 谷	〃 コダニ	0.84	17	下喜来	〃 日開野	1.50
7	長 野	〃 長 野	0.75	18	日開野 (4)	〃 白 石	2.40
8	紙屋 (1)	〃 紙 屋	1.50	19	折坂 (1)	〃 折 坂	0.27
9	紙屋 (2)	〃 紙 屋	0.90	20	折坂 (2)	〃 折 坂	0.16
10	葛城上	〃 葛 城	0.63	21	上 蓮	〃 上 蓮	0.24
11	葛 城	〃 葛 城	0.45	22	坂 根	〃 日開尾	2.73

2 崩壊土砂流出危険地区

整理番号	箇所名	位置	面積 (ha)	整理番号	箇所名	位置	面積 (ha)
23	青野	青野	0.78	80	木地屋	大横	0.84
24	高 清	高 清	0.45	81	内山谷	中横	7.20
25	下 竹	下 竹	0.48	82	オスサヤ谷	大横	0.36
26	白 石	白 石	2.85	83	赤 松 上	赤 松	1.35
27	一ノ瀬	平良石	0.68	84	竹の瀬谷	出 羽	2.70
28	平良石	平良石	3.30	85	竹の瀬谷北	白 井	0.96
29	間の浦	下 竹	3.15	86	青瀬谷	白 井	8.10
30	化物谷	東久保	2.70	87	わらび谷西	出 羽	2.64
31	王子谷	東久保	0.54	88	白井(1)	白 井	3.60
32	火の口谷	東久保	1.20	89	白井(2)	白 井	1.36
33	馬 越	西久保	1.50	90	くずれ谷	白 井	2.16
34	蔭 名	蔭 名	0.41	91	貝釜谷	明 谷	1.68
35	蔭 元	蔭 名	0.36	92	久藪谷上流	久 藪	1.47
36	日 浦	日 浦	5.70	93	桑平谷上流	桑 平	0.45
37	東毛田(1)	東毛田	0.90	94	桑平(1)	桑 平	0.36
38	東毛田(2)	東毛田	1.80	95	桑平(2)	桑 平	0.18
39	東毛田(3)	東毛田	0.90	96	桑平(3)	桑 平	0.48
40	東毛田(4)	東毛田	1.50	97	名沢谷	名 沢	4.50
41	法曹谷	松 生	0.80	98	葛 籠	葛 籠	0.30
42	田井(1)	田 井	1.35	99	広 沢	広 沢	5.40
43	田井(2)	田 井	0.72	100	実平奥	実 平	1.50
44	大橋谷(1)	中 藪	0.59	101	くまのうち谷	実 平	1.26
45	大橋谷(2)	中 藪	0.45	102	渡瀬谷	実 平	0.90
46	大橋谷(2)	中 藪	0.45	103	実 平	実 平	6.60
47	成 谷	貞光 成 谷	2.64	104	開谷川	実 平	2.40
48	鳴滝谷	猿 飼	3.60	105	杣野上	実 平	4.50
49	陰 谷	日 浦	1.98	106	杣野下	実 平	0.90
50	日 浦	日 浦	0.37	107	奥大野	奥大野	3.90
51	中谷本流	中 谷	6.30	108	法正谷川	法 正	6.60
52	中 谷	中 谷	1.44	109	明 谷	明 谷	0.90
53	友内谷	川見西	5.70	110	伊良原	伊良原	2.10
54	中の谷	長 瀬	2.25	111	九藤中谷(1)	九 藤 中	2.31
55	長瀬谷	長 瀬	0.38	112	剪宇谷(1)	剪 宇	1.89
56	木 屋	木 屋	0.27	113	剪宇谷(2)	剪 宇	1.26
57	見恵頭上流	家賀道下	2.52	114	剪宇谷(3)	蔭	1.05
58	見恵頭上流西	広谷東	1.68	115	九藤中谷(2)	九 藤 中	1.80
59	広 谷	広 谷	0.74	116	剪宇谷(4)	剪 宇	1.05
60	乙 部	乙 部	4.20	117	剪 宇	剪 宇	1.28
61	引 地	引 地	1.50	118	剪宇谷(5)	剪 宇	1.47
62	別所谷上流	浦 山	0.75	119	剪宇谷(6)	剪 宇	2.40
63	別所谷下	引地・浦山	0.33	120	赤子谷	赤子谷	0.72
64	バカ谷	大久保	3.12	121	剪 宇	剪 宇	0.60
65	岡南谷	岡	0.36	122	馬 越	平良石	0.36
66	端山宮内	宮 内	1.50	123	中藪谷	中 藪	0.90
67	太田西谷(1)	西 山	0.84	124	日 浦	日 浦	1.68
68	太田西谷(2)	西	1.20	125	葛城北	葛 城	0.63
69	太田西谷(3)	太 田	0.36	126	日 浦	日 浦	1.44
70	道万西	道 万	0.36	127	中藪日開谷	中 藪	0.18
71	道万東	道 万	0.60	128	木地屋(2)	木 地 屋	0.83
72	木 地 屋	一字 木 地 屋	1.68	129	出 羽	出 羽	2.25
73	石小屋	木 地 屋	1.80	130	木 地 屋	木 地 屋	0.68
74	石小屋西	木 地 屋	1.26	131	名沢谷	木 地 屋	1.44
75	豆穴谷西	木 地 屋	7.50				
76	豆 穴 谷	木 地 屋	2.31				
77	カズロウ谷	木 地 屋	6.48				
78	名 谷	木 地 屋	1.44				
79	音引谷	大 横	3.60				

4-8砂防指定地一覽表

整理 番号	地区名	溪流名	公示年月日	公示番号	総面積 (h a)	河川敷 (h a)	山		林		道路等 (h a)	そ の 他	
							国有林 (h a)	公民有林 (h a)	国有地 (h a)	公民有地 (h a)			
1	半田	井川	S26. 2. 12	64	1.68	1.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08
2	"	鹿老渡谷	S26. 2. 12	64	3.38	0.21	0.00	1.96	0.00	0.00	0.00	0.00	1.21
3	"	半田川	S27. 8. 8	1112	4.80	0.00	0.00	2.85	0.00	0.00	0.00	0.00	1.95
4	"	半田川	S28. 7. 25	1190	2.19	0.40	0.00	0.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.94
5	"	半田川	S29. 6. 22	1135	1.85	0.10	0.00	1.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06
6	"	高清谷	S30. 10. 3	1213	3.87	0.20	0.00	2.10	0.00	0.00	0.00	0.00	1.57
7	"	半田川	S34. 12. 14	2459	3.24	3.24	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8	"	鰻谷	S37. 6. 19	1414	1.20	0.10	0.00	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40
9	"	京ヤ谷	S37. 6. 19	1414	1.50	0.10	0.00	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.60
10	"	坂根谷	S37. 6. 19	1414	1.80	0.10	0.00	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	1.10
11	"	小橋谷	S37. 6. 19	1414	1.30	0.20	0.00	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40
12	"	大橋谷	S37. 6. 19	1414	1.69	0.08	0.00	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.91
13	"	馬ノ久保谷	S37. 6. 19	1414	1.70	0.10	0.00	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.90
14	"	木ノ内谷	S37. 6. 19	1414	0.90	0.10	0.00	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50
15	"	大惣谷	S40. 7. 5	1694	0.90	0.16	0.00	0.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.35
16	"	東谷	S41. 5. 26	1597	0.49	0.10	0.00	0.18	0.01	0.01	0.00	0.00	0.20
17	"	下女谷	S42. 3. 31	1181	2.58	0.18	0.00	0.50	0.10	0.10	0.00	0.00	1.80
18	"	坂根谷	S42. 3. 31	1181	1.60	0.20	0.00	0.40	0.30	0.30	0.00	0.00	0.70
19	"	唐沢谷	S42. 3. 31	1181	2.78	0.18	0.00	1.10	0.20	0.20	0.00	0.00	1.30
20	"	大藤谷	S42. 12. 28	4605	9.12	1.98	0.00	6.77	0.15	0.15	0.00	0.00	0.22
21	"	長野二谷	S46. 5. 28	957	7.44	0.37	0.00	6.36	0.04	0.04	0.00	0.00	0.67
22	"	井黒谷	S48. 2. 21	331	4.62	0.23	0.00	2.64	0.18	0.18	0.00	0.00	1.57
23	"	曾我谷	S49. 7. 4	951	6.00	0.65	0.00	3.35	0.10	0.10	0.00	0.00	1.90
24	"	大惣谷	S51. 2. 18	155	1.80	0.10	0.00	0.90	0.01	0.01	0.00	0.00	0.79
25	"	半田川	S52. 2. 3	93	4.80	0.48	0.00	3.20	0.32	0.32	0.00	0.00	0.80
26	"	大橋谷	S54. 1. 27	95	1.60	0.15	0.00	0.74	0.01	0.01	0.00	0.00	0.70
27	"	半田川 火打	S54. 1. 27	95	4.50	1.13	0.00	2.13	0.16	0.16	0.00	0.00	1.08
28	"	黒石谷	S55. 5. 26	1059	3.60	0.36	0.00	2.59	0.05	0.05	0.00	0.00	0.60

整理 番号	地 区 名	溪 流 名	公 示 年 月 日	公 示 番 号	総 面 積 (h a)	河 川 敷 (h a)	山 林		道 路 等 (h a)	そ の 他	
							国 有 林 (h a)	公 民 有 林 (h a)		国 有 地 (h a)	公 民 有 地 (h a)
29	半 田	庚申谷及び同支川	S59.10.13	1392	0.70	0.06	0.00	0.63	0.01	0.00	0.00
30	"	佐古戸谷	S62.10.26	1838	0.33	0.03	0.00	0.13	0.01	0.00	0.16
31	"	庚申谷	H 1.10.11	1731	0.76	0.13	0.00	0.63	0.00	0.00	0.00
32	"	小井野谷	H 1.10.11	1731	0.59	0.09	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00
33	"	コウリヤ谷及び同左支川	H 2. 1.31	120	0.79	0.03	0.00	0.74	0.01	0.00	0.01
34	"	大橋谷	H 4. 3.25	831	0.06	0.00	0.00	0.04	0.02	0.00	0.00
35	"	下尾尻谷	H 5.11.19	2192	0.69	0.09	0.00	0.00	0.02	0.00	0.58
36	"	竹ノ谷	H 5.11.19	2192	1.30	0.33	0.00	0.24	0.09	0.00	0.64
37	"	備後谷	H 6.11.28	2264	0.58	0.08	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00
38	"	しろえ谷	H 8. 3.21	728	0.90	0.03	0.00	0.82	0.00	0.00	0.05
39	"	柏尾谷	H12. 5.16	1324	1.94	0.06	0.00	1.83	0.05	0.00	0.00
40	"	宮の谷	H12. 8. 9	1754	0.83	0.01	0.00	0.77	0.01	0.00	0.04
41	"	釜土谷	H13. 3.16	249	1.97	0.01	0.00	1.72	0.01	0.00	0.23
42	"	京ヤ谷	H14. 5. 9	386	0.99	0.02	0.00	0.70	0.08	0.00	0.19
43	"	山下谷	H15. 6.25	985	3.91	0.01	0.00	3.60	0.04	0.00	0.26
44	"	あずきあら谷	H16. 6. 9	630	0.79	0.01	0.00	0.75	0.01	0.00	0.02
45	"	西谷	H17. 9. 5	981	1.39	0.00	0.00	1.39	0.03	0.00	0.00
46	"	山内谷	H19.11.5	1468	2.50						
47	"	西谷	H20. 3.18	315	0.08						
48	貞 光	大谷川	S27. 8. 8	1112	0.37	0.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
49	"	辻の谷川	S27. 8. 8	1112	0.40	0.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
50	"	南谷	S29. 6. 8	1067	2.45	0.09	0.00	0.02	0.00	0.54	1.80
51	"	源氏谷	S34.12.14	2459	1.62	1.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
52	"	太田川	S37. 6.19	1414	1.30	0.10	0.00	0.40	0.00	0.00	0.80
53	"	宮内谷	S39. 1.18	51	8.00	0.60	0.00	1.70	0.10	0.00	5.60
54	"	西尾谷	S40. 7. 5	1694	0.77	0.05	0.00	0.10	0.00	0.00	0.62
55	"	見恵頭谷	S48. 2.21	331	7.20	1.71	0.00	3.19	0.18	0.00	2.12
56	"	別所谷	S50. 9. 8	1230	2.70	0.14	0.00	1.98	0.05	0.00	0.53
57	"	吉良谷	S51. 2.18	155	4.20	0.25	0.00	3.40	0.20	0.00	0.35

整理 番号	地区名	溪流名	公示年月日	公示番号	総面積 (h a)	河川敷 (h a)	山		林		その他	
							国有林 (h a)	公有林 (h a)	国有林 (h a)	公有林 (h a)	国有地 (h a)	公民有地 (h a)
58	貞光	高橋谷	S59. 3. 29	758	0.63	0.10	0.00	0.47	0.00	0.00	0.00	0.06
59	"	榑子谷第一右支川及び同第 二右支川	S59. 10. 13	1392	0.97	0.05	0.00	0.90	0.02	0.00	0.00	0.00
60	"	支所谷	S62. 10. 26	1838	0.34	0.03	0.00	0.30	0.01	0.00	0.00	0.00
61	"	畠枝谷	S62. 10. 26	1838	0.49	0.06	0.00	0.41	0.02	0.00	0.00	0.00
62	"	別所谷	H 2. 1. 31	120	0.13	0.01	0.00	0.08	0.00	0.00	0.00	0.04
63	"	太田川	H 2. 9. 10	1549	2.13	0.19	0.00	1.80	0.04	0.00	0.00	0.10
64	"	畠枝谷	H 3. 3. 1	371	21.02	0.17	0.00	19.78	0.37	0.00	0.00	0.70
65	"	捨子谷	H 4. 3. 25	831	1.69	0.08	0.00	1.57	0.00	0.04	0.00	0.00
66	"	端谷	H 5. 11. 19	2192	1.23	0.09	0.00	1.14	0.00	0.00	0.00	0.00
67	"	五木底谷	H 6. 11. 28	2264	0.72	0.03	0.00	0.62	0.02	0.00	0.00	0.05
68	"	捨子南谷	H 8. 3. 21	728	1.02	0.03	0.00	0.89	0.06	0.00	0.00	0.04
69	"	西山谷	H 8. 12. 10	2224	0.47	0.03	0.00	0.44	0.00	0.00	0.00	0.00
70	"	辻の谷	H10. 3. 11	531	0.66	0.01	0.00	0.14	0.07	0.00	0.00	0.44
71	"	尻無谷	H10. 7. 16	1484	0.11	0.01	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00
72	"	支所谷	H11. 2. 18	236	0.51	0.04	0.00	0.46	0.01	0.00	0.00	0.00
73	"	捨子北谷	H14. 5. 9	386	0.97	0.04	0.00	0.51	0.01	0.00	0.00	0.41
74	"	南谷	H15. 1. 10	29	2.27	0.04	0.00	1.61	0.31	0.00	0.00	0.31
75	"	長瀬谷	H16. 12. 9	1525	0.54	0.00	0.00	0.07	0.00	0.00	0.00	0.15
76	"	広瀬北谷	S25. 8. 5	769	0.67							
77	"	水神谷	S31. 3. 8	314	1.05							
78	一字	久藪谷	S26. 2. 12	64	0.70	0.20	0.00	0.30	0.00	0.00	0.00	0.20
79	"	貞光川	S26. 2. 12	64	1.50	0.20	0.00	0.60	0.00	0.00	0.00	0.70
80	"	貞光川	S29. 10. 25	1467	2.30	0.50	0.00	1.20	0.00	0.00	0.00	0.60
81	"	貞光川	S29. 11. 8	1504	2.40	0.30	0.00	1.40	0.00	0.00	0.00	0.70
82	"	明谷川	S29. 11. 8	1504	1.80	0.20	0.00	0.90	0.00	0.00	0.00	0.70
83	"	貞光川	S34. 12. 14	2459	1.20	0.10	0.00	0.70	0.00	0.00	0.00	0.40
84	"	九藤中谷	S37. 6. 19	1414	2.20	0.20	0.00	0.90	0.00	0.00	0.00	1.10
85	"	片川	S37. 6. 19	1414	2.80	0.30	0.00	1.10	0.00	0.00	0.00	1.40
86	"	貞光川	S38. 2. 23	271	11.39	2.19	0.00	7.68	0.02	0.00	0.00	1.50

整理 番号	地区名	溪流名	公示年月日	公示番号	総面積 (h a)	河川敷 (h a)	山		林		その他	
							国有林 (h a)	公有林 (h a)	国有林 (h a)	公有林 (h a)	国有地 (h a)	公民有地 (h a)
87	一	名 沢	S38. 2. 23	271	5. 26	0. 86	0. 00	4. 30	0. 10	0. 00	0. 00	
88	"	九 藤 中 谷	S39. 5. 23	1359	1. 10	0. 40	0. 00	0. 50	0. 10	0. 00	0. 10	
89	"	大 野 谷	S40. 7. 5	1694	0. 82	0. 07	0. 00	0. 39	0. 01	0. 00	0. 35	
90	"	錦 谷	S41. 5. 26	1597	1. 60	0. 50	0. 00	0. 80	0. 00	0. 00	0. 30	
91	"	猪 の 谷	S42. 12. 28	4605	6. 10	0. 64	0. 00	5. 46	0. 00	0. 00	0. 00	
92	"	貞 光 川	S42. 12. 28	4605	9. 87	1. 00	0. 00	8. 82	0. 05	0. 00	0. 00	
93	"	錦 谷	S45. 9. 14	1390	6. 60	2. 56	0. 00	2. 11	0. 11	0. 00	1. 82	
94	"	剪 宇 谷	S47. 5. 11	930	16. 50	2. 06	0. 00	14. 43	0. 01	0. 00	0. 00	
95	"	犬 追 谷	S51. 2. 18	155	3. 20	0. 18	0. 00	1. 70	0. 09	0. 00	1. 23	
96	"	地 蔵 谷	S52. 4. 23	746	3. 00	0. 35	0. 00	2. 30	0. 15	0. 00	0. 20	
97	"	九 藤 中 谷	S52. 6. 18	929	2. 00	0. 28	0. 00	1. 45	0. 16	0. 00	0. 11	
98	"	明 谷 川	S53. 1. 23	50	6. 00	1. 00	0. 00	3. 00	0. 50	0. 00	1. 50	
99	"	錦 谷	S53. 7. 19	1201	7. 20	2. 40	0. 00	4. 20	0. 40	0. 00	0. 20	
100	"	猪 の 谷	S55. 5. 26	1059	1. 80	0. 18	0. 00	1. 59	0. 03	0. 00	0. 00	
101	"	杣 野 谷	S57. 5. 17	1168	0. 94	0. 24	0. 00	0. 68	0. 01	0. 00	0. 01	
102	"	片 川	S62. 10. 26	1838	1. 95	0. 50	0. 00	1. 30	0. 10	0. 00	0. 05	
103	"	杣 野 谷	S62. 10. 26	1838	1. 36	0. 35	0. 00	0. 85	0. 11	0. 00	0. 05	
104	"	檜 平 谷	S62. 12. 9	2073	0. 40	0. 08	0. 00	0. 32	0. 00	0. 00	0. 00	
105	"	犬 追 谷 及 び 同 右 支 川	S62. 12. 9	2073	1. 00	0. 20	0. 00	0. 70	0. 05	0. 00	0. 05	
106	"	瀬 開 谷 及 び 同 左 支 川	S63. 11. 11	2198	0. 85	0. 36	0. 00	0. 48	0. 01	0. 00	0. 00	
107	"	ク ニ 子 谷	H 4. 3. 25	831	4. 45	0. 29	0. 00	4. 10	0. 06	0. 00	0. 00	
108	"	明 谷 川	H 4. 3. 25	831	6. 57	0. 88	0. 00	5. 25	0. 44	0. 00	0. 00	
109	"	杣 野 谷	H 7. 2. 22	263	1. 26	0. 24	0. 00	1. 02	0. 00	0. 00	0. 00	
110	"	古 見 谷	H 8. 3. 21	728	0. 87	0. 06	0. 00	0. 80	0. 01	0. 00	0. 00	
111	"	明 谷	H 8. 3. 21	728	20. 96	0. 17	0. 00	20. 18	0. 09	0. 00	0. 52	
112	"	九 藤 中 谷	H 8. 12. 10	2224	13. 75	2. 63	0. 00	10. 89	0. 00	0. 00	0. 23	
113	"	太 刀 之 本 谷	H12. 8. 9	1754	0. 35	0. 04	0. 00	0. 31	0. 00	0. 00	0. 00	
114	"	中 横 谷	H13. 3. 16	249	2. 10	0. 17	0. 00	1. 93	0. 00	0. 00	0. 00	

整理 番号	地区名	溪流名	公示年月日	公示番号	総面積 (h a)	河川敷 (h a)	山		林		道路等 (h a)	その他	
							国有林 (h a)	公民有林 (h a)	国有林 (h a)	公民有林 (h a)		国有地 (h a)	公民有地 (h a)
115	一 字	西の谷	H15. 2. 13	121	2. 10	0. 06	0. 00	2. 02	0. 01	0. 00	0. 01	0. 00	0. 01
116	"	古見の谷	H15. 11. 13	1465	2. 09	0. 14	0. 00	1. 95	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
117	"	片川	H17. 4. 15	463	1. 08	0. 29	0. 00	0. 54	0. 00	0. 00	0. 00	0. 25	0. 00
118	"	古見の谷	H20. 3. 18	315	4. 33								
119	"	西の谷	H20. 10. 24	1283	0. 98								

4-9土砂災害（特別）警戒区域一覧表

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（1）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（2）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（3）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（4）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（7）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（8）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（9）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（11）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（12）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（13）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（14）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（15）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（16）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（17）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字中藪	中藪（1）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字中藪	中藪（3）	急傾斜地の崩壊	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字天皇	天皇	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字東久保	東久保（1）	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字東久保	東久保（2）	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字東久保	東久保（9）	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字東久保	東久保（15）	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字東久保	東久保（16）	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字木ノ内	木ノ内	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字木ノ内	木ノ内（2）	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字木ノ内	木ノ内（3）	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（14）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（15）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（16）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（18）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（19）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（12）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（1）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（2）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（3）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（4）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（5）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（6）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（7）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮（8）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	坂根（1）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（3）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（4）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（5）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（8）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（10）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（11）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（12）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（13）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字坂根	坂根（1 4）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	坂根（1 5）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字下尾尻	坂根（6）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字日谷尾	日谷尾（1）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字日谷尾	日谷尾（2）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字日谷尾	日谷尾（4）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字日谷尾	日谷尾（5）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字小井野	小井野	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字田井	田井（3）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町半田字樫尾	樫尾（1）	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	○
つるぎ町半田字樫尾	樫尾（2）	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	○
つるぎ町半田字樫尾	樫尾（3）	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	○
つるぎ町半田字上喜来	樫尾（4）	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（2）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（3）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（2）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（3）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	川又（1）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（2）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（3）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（1 1）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（1 2）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（1 3）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（1 4）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	川又（2）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	川又（3）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（4）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（5）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（6）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（7）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（8）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（9）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 0）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 1）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 2）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 3）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 4）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 6）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 7）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 8）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（1 9）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（2 0）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（2 1）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（2 2）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（2 3）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（2 4）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（2 5）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字高清	高清（２６）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（２７）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（２８）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清（２９）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字青野	青野（３）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字青野	青野（４）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字青野	青野（５）	急傾斜地の崩壊	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字佐古戸	万才（１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	万才（２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	万才（３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（７）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（９）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸（１０）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	紙屋（２３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１７）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１９）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（２０）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（２１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（２２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（２３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（２４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（２５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上蓮	上喜来（２６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（７）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（９）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（１０）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字中熊	中熊（１１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字葛城	葛城（２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	葛城（４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	葛城（５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	葛城（６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（７）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（９）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（１０）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（１１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字上喜来	葛城（１２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字葛城	葛城（１３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野、紙屋	長野（２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（７）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（９）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字長野	長野（１０）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	長野（１１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字紙屋	紙屋（１８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	-
つるぎ町半田字小谷	小谷（１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（７）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（９）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１０）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１５）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１６）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１７）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１８）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（１９）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（２０）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（２１）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（２２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（２３）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷（２４）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（２２）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（２３）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（２４）	急傾斜地の崩壊	H21.10.30	653	○
つるぎ町貞光字西山	西山（１）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字西山	西山（２）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字西山	西山（５）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字西山	西山（６）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	-
つるぎ町貞光字西山	西山（７）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字西山	西山（８）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字辻	辻（１）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字辻	辻（２）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字平石	平石（１）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字平石	平石（５）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字平石	平石（６）	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	-
つるぎ町貞光字宮平	宮平（１）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字宮平	宮平（５）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字宮平	宮平（６）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字宮平	吉良（３）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字宮平	吉良（２２）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字横野	吉良（２）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	-
つるぎ町貞光字横野	吉良（１１）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字横野	吉良（１２）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字横野	横野（１）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字横野	横野（２）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字横野	横野（３）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（４）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（９）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（１０）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（１３）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（１４）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（１７）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	-
つるぎ町貞光字吉良	吉良（１９）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（２０）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字吉良	吉良（２１）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字日浦	日浦（１）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字日浦	日浦（３）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字日浦	日浦（５）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字日浦	日浦（６）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字猿飼	猿飼（２）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字猿飼	猿飼（３）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字猿飼	猿飼（５）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字猿飼	猿飼（６）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字猿飼	猿飼（７）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字猿飼	猿飼（８）	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字成谷	成谷	急傾斜地の崩壊	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字別所	別所	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○
つるぎ町貞光字別所	別所（２）	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町貞光字家賀道上	家賀道上（2 1）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町貞光字家賀道上	家賀道上（2 2）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本（1）	急傾斜地の崩壊	H20. 9. 16	541	○
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本（2）	急傾斜地の崩壊	H20. 9. 16	541	○
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本（3）	急傾斜地の崩壊	H20. 9. 16	541	○
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本（4）	急傾斜地の崩壊	H20. 9. 16	541	○
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本（5）	急傾斜地の崩壊	H20. 9. 16	541	○
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本（6）	急傾斜地の崩壊	H20. 9. 16	541	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（1）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（2）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（3）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（4）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（5）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（7）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（8）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（9）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（1 0）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（1 1）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（1 2）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（1 3）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（1 4）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（1 9）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（2 0）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野（2 1）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字実平	実平	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字実平	実平（2）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字実平	実平（3）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字実平	実平（4）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字実平	実平（5）	急傾斜地の崩壊	H20. 12. 11	730	○
つるぎ町一字字川又	一字川又（1）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	一字川又（2）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（2）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（3）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（4）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（5）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（6）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（7）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（8）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（9）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 0）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 1）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 2）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 3）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 4）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 5）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 6）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又（1 7）	急傾斜地の崩壊	H21. 8. 21	520	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町一字字廣澤	広沢（１）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字廣澤	広沢（２）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字廣澤	広沢（３）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字廣澤	広沢（４）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（１）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（２）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（３）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（４）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（５）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（６）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（７）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（８）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（９）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（１０）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（１１）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（１２）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（１３）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字桑平	桑平（１４）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字漆野瀬	漆野瀬（１）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字漆野瀬	漆野瀬（２）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字葛籠	葛籠（２）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字葛籠	葛籠（３）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字葛籠	葛籠（４）	急傾斜地の崩壊	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（１）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（４）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（５）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（６）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（７）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（８）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（９）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	-
つるぎ町一字字赤松	赤松（１６）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（１７）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（１８）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（１９）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松（２１）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	古見	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	○
つるぎ町一字字中横	中横（２）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字寺地	寺地（１）	急傾斜地の崩壊	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字白井	白井（１）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（２）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（３）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（５）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（６）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（７）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（８）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（９）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（１０）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○
つるぎ町一字字白井	白井（１１）	急傾斜地の崩壊	H26.8.25	589	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町一字白井	白井（1 2）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字大屋内	大屋内（1）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字大屋内	大屋内（2）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字大屋内	大屋内（3）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字出羽	出羽（1）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字出羽	出羽（2）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字出羽	出羽（3）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字漆日浦	漆日浦（1）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字漆日浦	漆日浦（2）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字漆日浦	漆日浦（3）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字漆日浦	漆日浦（4）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字漆日浦	漆日浦（5）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字漆日浦	漆日浦（6）	急傾斜地の崩壊	H26. 8. 25	589	○
つるぎ町一字明谷	明谷	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（2）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（3）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（4）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（5）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（6）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（7）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（8）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（9）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（1 0）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（1 1）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（1 2）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（1 3）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字明谷	明谷（1 4）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字河内	河内	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字河内	河内（2）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字河内	河内（3）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字河内	河内（4）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字河内	河内（5）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字中野	中野（1）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字中野	中野（2）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字中野	中野（3）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字中野	中野（4）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	大佐古（1）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	大佐古（2）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	大佐古（3）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	大佐古（4）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	平井（1）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	平井（2）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	平井（3）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字大佐古	平井（4）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字葛籠	葛籠（1）	急傾斜地の崩壊	H29. 3. 17	131	○
つるぎ町一字白木	白木（1）	急傾斜地の崩壊	H30. 3. 29	221	○
つるぎ町一字平	平（1）	急傾斜地の崩壊	H30. 3. 29	221	○
つるぎ町一字平	平（2）	急傾斜地の崩壊	H30. 3. 29	221	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町一字字平	平（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字平	平（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字平	平（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字平	平（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字平	平（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字平	平（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字漆日浦	臼木（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字漆日浦	臼木（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字漆日浦	臼木（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字明谷	臼木（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字十家	十家（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字十家	十家（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字十家	十家（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字十家	十家（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字十家	十家（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字十家	十家（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字子安	子安（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字子安	子安（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（16）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字子安	子安（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字大野	大野（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字伊良原	伊良原（9）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（9）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（10）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪（11）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町一字久藪	久藪（1 2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字久藪	久藪（1 4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字久藪	久藪（1 5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字丸藤中	丸藤中（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字東毛田	東毛田（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字松生	松生（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	-
つるぎ町半田字松生	松生（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字中藪	西崎西	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字小野	小野（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字小野	小野（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字小野	小野	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字東毛田	東毛田（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字松生	松生（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字中藪	中藪（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字小野、天皇、逢坂	逢坂（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字小野	小野（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字小野	小野（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字小野	小野（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字蔭	蔭（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	蔭（9）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	蔭（10）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	蔭（11）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	蔭（12）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字檜地	剪宇（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	剪宇（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	剪宇（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	剪宇（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	剪宇（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	剪宇（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字剪宇	剪宇（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（8）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（9）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（10）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	一字（11）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町一字一字	一字（1 2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字一字	一字（1 3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字一字	一字（1 4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字一字	一字（1 5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字一字	一字（1 6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字一字	一字（1 7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字剪字	剪字（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字木地屋	木地屋（9）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	○
つるぎ町貞光字三木枋	三木枋（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字三木枋、 長瀬	三木枋（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字三木枋	三木枋（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字三木枋	三木枋（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見、 日浦川向	川見（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	川見（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向、 三木枋	川見（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見	川見（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見、 日浦川向	川見（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見	川見（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見	川見（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見、 日浦川向	川見（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見、 日浦川向	川見（1 2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見西	川見西（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見西	川見西（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	川見津（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向、 川見津	川見津（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向、 川見津	川見津（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字川見津	川見津（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	日浦川向（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	-
つるぎ町貞光字日浦川向	日浦川向（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	日浦川向（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	日浦川向（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向、 川見西	日浦川向（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	日浦川向（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	日浦川向（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字日浦川向	日浦川向（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字猿飼	日浦川向（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	日浦（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	日浦（2 0）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	日浦（3 7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（11）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（12）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（13）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（14）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（15）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（16）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（17）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（18）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（19）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（20）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（21）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（22）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（23）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名（24）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字猿飼	猿飼（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字猿飼	猿飼（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字京都	京都（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字京都	京都（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字京都	京都（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（13）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（14）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（16）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（17）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（19）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（20）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（21）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（22）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（23）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（24）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	-
つるぎ町半田字白石	白石（25）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（27）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（28）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（29）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（30）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字白石	白石（32）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（33）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（34）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（35）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	白石（36）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字白石	下竹（21）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字猿飼	猿飼（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字猿飼	猿飼（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字猿飼	猿飼（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字田井	田井（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字田井	田井（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（26）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（27）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（28）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（29）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（30）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（31）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（32）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（33）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（34）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（35）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（36）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（12）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（13）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（14）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦・蔭名	日浦（15）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（16）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦（17）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（11）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（12）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（13）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（14）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（15）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（16）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（17）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字平良石	平良石（18）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（19）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（20）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（21）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（22）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（23）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（24）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（26）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（27）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（28）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（29）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（30）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（31）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（32）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（21）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（22）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（23）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（24）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（25）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（11）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（39）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（41）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（18）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦（19）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（17）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字皆瀬川向	皆瀬（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	乙部（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	乙部（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	乙部（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	乙部（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字皆瀬川向	皆瀬川向（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	皆瀬川向（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	皆瀬川向（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	皆瀬川向（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	竹屋敷（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	竹屋敷（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	竹屋敷（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町貞光字竹屋敷	竹屋敷（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	中山（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字宅熊	宅熊（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字宅熊	宅熊（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字宅熊	宅熊（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光岡	岡（１３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	大久保（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（９）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光捨子谷北	捨子谷北（１０）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光皆瀬	皆瀬（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光皆瀬	皆瀬（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光皆瀬	皆瀬（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光皆瀬	皆瀬（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光皆瀬	皆瀬（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（１６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（１７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（１８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（１９）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（２０）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（２３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（２４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（２５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（２６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（２７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	宮内（２８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	大久保（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光白村	大久保（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町大坊	大坊（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	-
つるぎ町浦山	大坊（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町浦山	浦山（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町宮内	宮内（１３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町白村	宮内（１５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町白村	宮内（２１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町白村	宮内（２２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町柴内	柴内（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（11）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（12）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（13）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（14）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（15）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（16）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（17）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（18）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（19）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（20）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（21）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（22）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町柴内	柴内（23）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町白村	大久保（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町岡	大久保（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字引地	引地（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（11）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（12）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（13）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（14）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（15）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（16）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（17）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（18）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（19）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（20）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（21）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字浦山	浦山（22）	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字日開野	日開野（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（９）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（１０）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（１５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（１６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（１７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野（１８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	下喜来（８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（９）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１０）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	上喜来（１１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字白石	白石（１１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字白石	白石（１２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	白石（１５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字白石	白石（１８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（３３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字平良石	一ノ瀬	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（９）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１０）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（１８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字下竹	下竹（19）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字平良石	東久保（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字平良石	東久保（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字平良石	東久保（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	-
つるぎ町半田字平良石	平良石（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字平良石	平良石（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光岡	岡（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光岡	岡（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光岡	岡（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光岡	岡（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光中山	中山（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光中山	中山（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光中山	中山（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光中山	中山（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光中山	中山（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光中山	中山（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光中山	中山（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光竹屋敷	竹屋敷（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字赤松	赤松（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字赤松	赤松（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字一字切越	一字切越	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字切越	切越（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字切越	切越（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（2）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（5）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（6）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（7）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字大横	大横（8）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字赤松	赤松（10）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字赤松	赤松（11）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字赤松	赤松（12）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字赤松	赤松（13）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字赤松	赤松（14）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字中横	中横（1）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町前田・大坊	前田（3）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町大坊	大坊（9）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町大坊	前田（4）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町大坊	大坊（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	-
つるぎ町大坊	大坊（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町大坊	大坊（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町大坊	大坊（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町平石	大坊（８）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町平石	平石（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町平石	平石（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町平石	平石（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町平石	平石（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町岡	岡（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町岡	大久保（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字太田東山	僧地（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字僧地	僧地（２）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字僧地	僧地（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字僧地	僧地（４）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字僧地	僧地（５）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（１）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字捨子谷北	捨子	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子谷南（７）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字竹屋敷	竹屋敷（３）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字宅熊	竹屋敷（６）	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	○
つるぎ町貞光字東丸井	丸井	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字森ノ本	森ノ本	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字西丸井	西丸井	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字東丸井	東丸井	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（１）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（２）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（３）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（４）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（６）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（７）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（８）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（９）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字木屋	木屋（１０）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町岡	岡（２）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字江ノ脇	江ノ脇（１）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字江ノ脇、宮内	江ノ脇（２）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字江ノ脇	江ノ脇（３）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字江ノ脇	江ノ脇（４）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字江ノ脇	江ノ脇（９）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（５）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（６）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町半田字下竹	下竹（７）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町浦山	大坊（５）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町半田字白石	下竹（２０）	急傾斜地の崩壊	R1.11.11	490	○
つるぎ町半田字中藪	中藪（２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字逢坂	逢坂（１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字松生	松生（４）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字小野	小野（５）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字小野	小野（６）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	田井（１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	田井（２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	田井（４）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字西久保	西地住宅	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	田井（６）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	田井（７）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	田井（１０）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	田井（１１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字西久保	平良石（２５）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（３）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（４）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（５）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	-
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（６）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（７）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（８）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（９）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１０）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１３）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１４）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１５）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１６）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１８）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（１９）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（２０）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬（２１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字太田西	西（２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字太田西	西（３）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字太田西	西（４）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字太田東	東（１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	-
つるぎ町貞光字太田東	東（２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字太田東	東（５）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字青野	青野（１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字高清	高清（３０）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（３）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（４）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（５）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（６）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（７）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下尾尻（８）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字折坂	折坂（１）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字折坂	折坂（２）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町西山	西山（３）	急傾斜地の崩壊	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町西山	西山（４）	急傾斜地の崩壊	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町前田・大坊	前田（２）	急傾斜地の崩壊	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町前田	前田（５）	急傾斜地の崩壊	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町前田	前田（１）	急傾斜地の崩壊	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町江ノ脇・太田西	西（１）	急傾斜地の崩壊	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町貞光字岡	岡（８）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡（１０）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡（１１）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡（１２）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡（１４）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡（１５）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡（１６）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字谷向	谷向（１）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字西谷	西谷（１）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字西谷	西谷（２）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字西谷	西谷（３）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字西谷	西谷（４）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字西谷	西谷（５）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字西谷	西谷（７）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字平野	平野（１２） （旧西谷）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字谷向	谷向（２）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字谷向	谷向（３）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字谷向	谷向（４）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字平野	平野（１３） （旧谷向）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字谷向	谷向（６）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷	広谷（１）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷	広谷（２）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷東	広谷（３）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷広谷東	広谷（４）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷影、平野	広谷影（１）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷影	広谷影（２）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	—
つるぎ町貞光字広谷影	広谷影（３）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷影	広谷影（４）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷影	広谷影（５）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷影	広谷影（６）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木影、広谷東	長木影（３） （旧広谷東）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木影	長木影（４） （旧広谷東）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木影	長木影（５） （旧広谷東）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷東、長木影	広谷東（４）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷東	広谷東（５）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字広谷	広谷（５）（旧 長木（１））	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木	長木（２）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木	長木（３）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木	長木（４）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木	長木（５）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字長木	長木（６）	急傾斜地の崩壊	R1. 9. 24	396	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「急傾斜地の崩壊」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町貞光字長木、長木影	長木（7）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字長木影	長木影（1）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字長木影	長木影（2）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字平野	平野（4）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字平野	平野（5）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字平野	平野（8）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字平野	平野（9）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字平野	平野（10）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（1）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（2）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（6）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（7）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（8）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（9）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（10）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内（11）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字白村	宮内（12）	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	○
つるぎ町半田字東久保	東久保（6）	急傾斜地の崩壊	R1.11.11	490	○
つるぎ町半田字東久保	東久保（8）	急傾斜地の崩壊	R1.11.11	490	○
つるぎ町半田字西久保	西久保（1）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字西久保	西久保（2）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字西久保	西久保（3）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字西久保	西久保（5）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字西久保	西久保（7）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字西久保	西久保（8）	急傾斜地の崩壊	R1.12.20	595	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「土石流」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字紙屋	古内谷	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	大泉谷	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	日之口谷	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	みょうげん谷Ⅱ	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	ヤナギヤ谷Ⅱ	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字紙屋	南谷	土石流	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字中藪	中藪谷	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字中藪	大橋谷	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町半田字木ノ内	京ヤ谷	土石流	H21.5.20	310	-
つるぎ町半田字木ノ内	火ノ口谷	土石流	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字東久保	馬の久保谷	土石流	H21.5.20	310	○
つるぎ町半田字葛城	紙屋東谷	土石流	H21.10.30	653	○
つるぎ町半田字坂根	坂根谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字坂根	宮谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	西谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮1号谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	上蓮2号谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	ニシ谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字上蓮	小井野谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町半田字田井	井黒谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町半田字日開野	サルサカ谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町半田字日開野	宮の谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町半田字日開野	日開野下谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	川又谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	中塚谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清北谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清東谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	高清南谷	土石流	H24.11.21	807	-
つるぎ町半田字高清	高清支谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	ヨモジの谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字高清	ヨモジ下谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字青野	青野谷	土石流	H24.11.21	807	○
つるぎ町半田字佐古戸	樋口谷	土石流	H29.3.17	131	-
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸東谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	黒尾谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	佐古戸谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字佐古戸	万才谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	大惣川	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	大惣谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町半田字小谷	小谷支谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬谷	土石流	H21.10.30	653	-
つるぎ町貞光字太田西	西谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字太田西	山の神谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字太田西	猿ヶ谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字大坊	南谷	土石流	H23.3.24	168	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「土石流」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町貞光字野口	辻の谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字西山	西山南谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字西山	西山谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字西山	尻無谷	土石流	H23.3.24	168	○
つるぎ町貞光字日浦	日浦谷	土石流	H25.11.8	679	○
つるぎ町貞光字家賀道下	家賀道下谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町貞光字平野	ねぎ谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町貞光字別所	引地谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本谷	土石流	H20.9.16	541	○
つるぎ町一字字奥大野	奥大野谷	土石流	H20.12.11	730	○
つるぎ町一字字川又	川又谷	土石流	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字川又	川又下谷	土石流	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字廣澤	土須谷	土石流	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字實平	実平谷	土石流	H21.8.21	520	○
つるぎ町一字字赤松	西の谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字赤松	赤松庄内谷	土石流	H22.10.6	584	○
つるぎ町一字字白井	黒笠谷	土石流	H27.3.31	239	○
つるぎ町一字字大屋内	大屋内谷	土石流	H27.3.31	239	○
つるぎ町一字字白井	白井谷	土石流	H27.3.31	239	○
つるぎ町一字字中野	犬追谷	土石流	H29.3.17	131	-
つるぎ町一字字河内	中谷	土石流	H29.3.17	131	○
つるぎ町一字字明谷	明谷	土石流	H29.3.17	131	-
つるぎ町一字字平	平谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字伊良原	中央谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字子安	子安谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字久藪	久藪谷	土石流	H30.3.29	221	-
つるぎ町半田字天皇	木の内谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字松生	下女谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字松生	法曹谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字中藪	西崎西谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町半田字東毛田	唐沢谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町一字字一字	土釜谷	土石流	H30.3.29	221	○
つるぎ町貞光字三木枋、 長瀬	端谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	日ノ浦谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	馬越谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名下谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字蔭名	蔭名谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦3号谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦2号谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	日浦1号谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田字日浦	井川谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町半田日浦	日浦奥谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	支所谷	土石流	H31.3.19	157	-
つるぎ町貞光字皆瀬川向	捨子北谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字皆瀬川向	源家谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字皆瀬川向	捨子谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字捨子谷南	捨子南谷	土石流	H31.3.19	157	○
つるぎ町貞光字端山	皆瀬川向谷	土石流	H31.3.19	157	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「土石流」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字下喜来	喜来東谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	谷野奥谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	しろえ谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	田口谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	かぞろ谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	日開野谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	あずきあら谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	六良屋谷 (旧日開野中央谷)	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	あらいぜ谷 (旧共進谷)	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字上喜来	喜来谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字下喜来	コウリヤ谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	茶屋敷谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字日開野	釜土谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字平良石	曾我谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字曾我谷	一ノ瀬谷	土石流	H31.3.25	171	-
つるぎ町一字大横	深谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字古見	古見谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字古見	から谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	大佐古谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字木地屋	木地屋谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町一字古見	一字谷	土石流	H31.3.25	171	○
つるぎ町半田字高岩	下竹谷	土石流	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字森ノ本	(瀧倉谷)	土石流	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字森ノ本	(盛ノ本谷)	土石流	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字西丸井	(西丸井谷)	土石流	R1.9.24	396	○
つるぎ町岡・宮内	北谷	土石流	R1.9.24	396	-
つるぎ町岡	若宮谷	土石流	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字江ノ脇	第二畠枝谷	土石流	R1.9.24	396	○
つるぎ町貞光字江ノ脇	畠枝谷	土石流	R1.9.24	396	○
つるぎ町半田字下尾尻	藤村谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	下屋谷	土石流	R1.12.20	595	-
つるぎ町半田字下尾尻	宮の下谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字下尾尻	聖郷上谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字坂根	坂根下谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字坂根	岡の久保谷	土石流	R1.12.20	595	-
つるぎ町半田字坂根	坂根上谷	土石流	R1.12.20	595	-
つるぎ町半田字中藪	西崎谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	山下谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	山内谷	土石流	R1.12.20	595	-
つるぎ町半田字田井	田井北谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町半田字田井	日光神社谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	西尾谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	西尾上谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町貞光字長瀬	長瀬上谷	土石流	R1.12.20	595	○
つるぎ町西山	尻無東谷	土石流	R1.12.20	595	-
つるぎ町前田・別所	源氏谷	土石流	R1.12.20	595	-

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町別所字	別所谷	土石流	R1. 12. 20	595	
つるぎ町貞光字太田東山	五木底谷	土石流	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町貞光字太田東山	太田谷	土石流	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町貞光字太田西	太田川	土石流	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町貞光字太田東山	道満谷	土石流	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町貞光字太田西山	西谷	土石流	R1. 12. 20	595	○
つるぎ町貞光字	広瀬北谷	土石流	H18. 11. 10	1, 210	○
つるぎ町貞光字	広瀬谷	土石流	H18. 11. 10	1, 210	○
つるぎ町貞光字広谷	広谷谷	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字谷向	カラダニ	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字中山、広谷	中山谷	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡3号谷	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡1号谷	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字岡	岡4号谷	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	宮内谷	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町貞光字宮内	東山谷	土石流	R1. 9. 24	396	○
つるぎ町半田字西久保	柏尾谷	土石流	R1. 12. 20	595	
つるぎ町半田字平良石	鹿老渡谷	土石流	R1. 12. 20	595	○

土砂災害（特別）警戒区域一覧 「地すべり」

所在地	区域の名称	自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域
			年月日	番号	
つるぎ町半田字猿飼	大藤	地すべり	H29.2.21	77	-
つるぎ町半田字長野	長野	地すべり	H30.3.29	221	-
つるぎ町半田字下竹	高岩	地すべり	H30.3.29	221	-
つるぎ町半田字葛城	葛城	地すべり	H30.3.29	221	-
つるぎ町半田字猿飼	猿飼	地すべり	R1.12.20	595	-
つるぎ町半田字小谷	小谷	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町半田字日浦	藤野日浦	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町貞光字柴内・太田西山	柴内	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町貞光字吉良・横野	吉良	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町貞光字引地・浦山	貞光引地	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町貞光字家賀道上・家賀道下	家賀道上	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町貞光字川見西・日浦川向	川見	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町貞光字日浦川向・三木栃	三木栃	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町貞光字僧地・太田東山	僧地	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町一字字久藪	久藪	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町一字字中横・切越	赤松	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町一字字名谷・平	明谷	地すべり	R4.2.10	75	-
つるぎ町半田字折坂	折坂	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字日谷尾、坂根	日谷尾	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字蔭名、上蔭、日浦、平良石	蔭名	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字上喜来	上喜来	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字白石、猿飼	白石上	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字高清	高清	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字折坂	折坂下	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字東久保	東久保	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町半田字小井野	小井野	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町貞光字岡、前田、別所	岡	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町貞光字平野、西谷	平野	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町貞光字長木、廣谷影、廣谷東、長木影	長木	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町貞光字小屋、西丸井	小屋	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字剪宇	剪宇	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字子安	子安	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字十家	十家	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字寺地	寺地	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字白井	白井	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字太刀之本	太刀之本	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字漆日浦	漆日浦	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字木地屋	木地屋	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字大横	大横	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字河内	河内	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字出羽、白井、大屋内	出羽	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字實平	実平	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字廣澤	広沢	地すべり	R5.3.28	108	-
つるぎ町一字字大横	大横東	地すべり	R5.3.28	108	-

4-10重要水防区域一覧表

番号	河川名	左岸	右岸	区分	市町村別	重要水防区域				関係区域			関係な場合の措置				
						場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)	種別	水防対策工法	地区名	戸数(戸)	住民数(人)	担当消防団及び人数(人)	避難場所
1	吉野川	右	つるぎ町	貞光	1,597		1,597 (1,597)		堤体漏水 基盤漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工	江ノ脇 太田	211	510	第17分団 15	江ノ脇集会所 太田小学校 太田中央集会所	169	
2	"	"	"	半田	1,016	1,016			溢水	-	小野西 旭	60	140	第7分団 15	小野老人憩いの家 やすらぎ苑	165	
3	"	"	"	半田	1,083	1,083			溢水	積み土養生	松生	71	140	第7分団 (15)	うらら荘	91	
4	"	"	"	貞光	1箇所		美馬 中央橋		工作物(橋梁)	-	小山北	0	0	第17分団 (15)	太田中央集会所	14	工業団地
5	半田川	左右	"	東久保	200	200			堤防高	積土のう工	東久保	17	28	第8分団 23	東久保老人憩いの家	30	
6	井川谷川	"	"	蔭名	100		100		洗掘	木流し工	蔭名	3	10	第9分団 10	日浦小学校	117	
7	貞光川	左	"	長橋 付近	350		350		洪水 痕跡	積土のう工 木流し工	東浦	5	20	第15分団 24	農業構造改善センター	119	
8	"	"	"	木綿麻橋 下流	200		200		洗掘	木流し工	別所	3	9	第15分団 (24)	木綿麻会館	11	
9	"	右	"	"	1,000	1,000			洪水 痕跡	積土のう工	岡・岡北 宮内・宮内北	50	190	第16分団 15	川東集会所 農業構造改善センター	133	
10	"	"	"	宅熊橋 下流	250		250		洗掘	木流し工	井折	4	14	第18分団 15	皆瀬小学校体育館	102	
11	"	"	"	吉良橋 付近	300	300			洪水 痕跡	積土のう工	広瀬	8	18	第20分団 19	端山住民センター 広瀬集会所	63	
12	"	"	"	宮平橋 付近	300	300			"	"	長瀬	9	23	" (19)	長瀬集会所 剣山木綿麻温泉	29	
13	"	"	"	切越	200		200		洗掘	木流し工	切越	45	71	第21分団 23	一字中学校体育館 つるぎの宿岩戸	188	
14	瀬開谷川	"	"	川又	700		700		洗掘	捨土のう工	川又	11	16	第24分団 9	錦谷小学校	108	

()は重複人数

()は重複距離

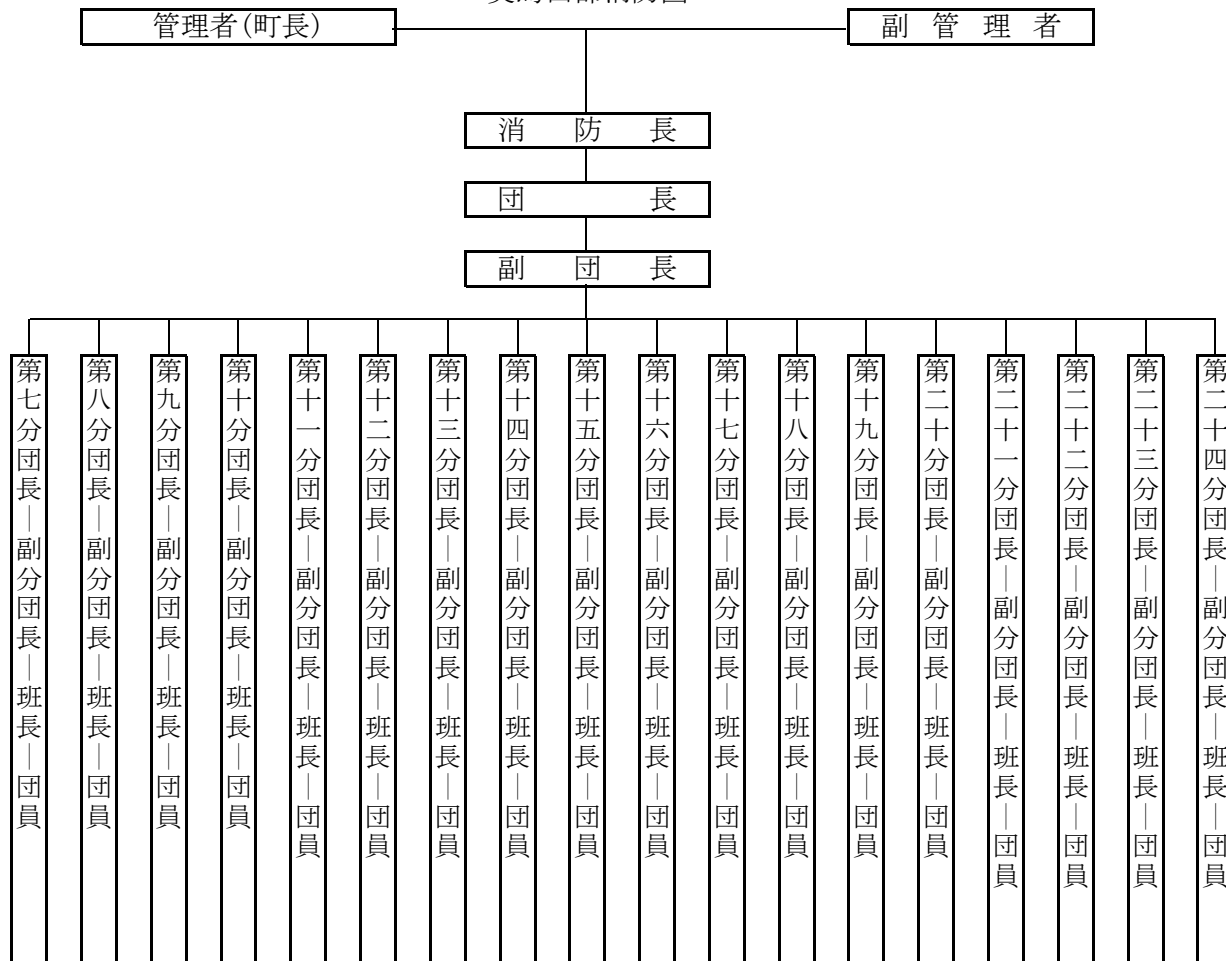
4-11土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm以上	300mm以上
日量	150mm以上	200mm以上
6時間量	120mm以上	180mm以上
4時間量	100mm以上	150mm以上
2時間量	70mm以上	100mm以上
1時間量	50mm以上	60mm以上

5. 消防水防関係

5-1 消防団の編成

美馬西部消防団



5-2消防団（水防団）組織表

令和5年4月1日現在
世帯数及び人口は令和5年4月1日現在

本分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計	区	域	世帯数	人口
本団	1	6				1	8				
第7分団			1	1	2	11	15	西崎・中藪・旭・敷地・小野西・小野上・小野上西・高橋・高橋住宅・松生・東毛田		472	963
第8分団			1	1	3	18	23	逢坂北・逢坂北住宅・逢坂中・逢坂南・木ノ内北・木ノ内新町・木ノ内南・田井東・田井西・丸戸住宅・長谷保・西地・西山・東北・東中・東南・長瀬・上の原・中屋・平良石・大床・奥峠・黒石橋・黒石		696	1,546
第9分団			1	1	2	6	10	大島東・大島西・藤野・大柱・日浦上・日浦中・日浦下・井川・森奥・蔭西・蔭下・蔭上・馬越		69	99
第10分団			1	1	2	8	12	曾我谷・高岩・下竹・川又・高青東・高青中・高青西		115	185
第11分団			1	1	1	5	8	曾我・京都・白石東・白石西上・白石西下・猿飼		32	38
第12分団			1	1	3	9	14	日開野・下喜来・佐古戸・万才・上喜来		144	250
第13分団			1	1	1	11	14	中熊・長野・紙屋・小谷・大惣第1・大惣第2・檜尾・葛城		89	149
第14分団			1	1	1	7	10	折坂・日谷尾・坂根・上蓮・下尾尻・青野		75	123
第15分団			1	1	2	19	23	駅栄・駅西・西新町・北新町・駅東・大北町・北町・北中町・明治橋・南中町・南町・大南町・枇杷の口・東浦南・東浦北・東町・寺町・野口・笹賀・四ツ辻・庚申・秋葉・祇園第1・祇園第2・大坊下・大坊上・別所・浦山東・浦山西・引地		1,052	2,246
第16分団			1	1	2	10	14	岡・岡北・大泉・宮内・宮内北・畠枝・柴内・白村		252	516
第17分団			1	1	2	13	17	江ノ脇・太田第1・太田第2・太田中央・道満・僧地		240	554
第18分団			1	1	2	11	15	捨子谷北・捨子谷南・竹屋敷・宅熊・皆瀬・井折		58	104
第19分団			1	1	2	11	15	中山・長木・広谷・胡麻平・平野・家賀道下・家賀道上		97	154
第20分団			1	1	2	14	18	三木枋・川見・丸井・木屋・横野・吉良・広瀬・長瀬・宮平・日浦・猿飼		166	300
第21分団			1	1	4	15	21	一字・古見・赤松・大宗・寺地・中横・子安・蔭・切越・十家・開拓・大横・木地屋・剪宇・檜地		195	325
第22分団			1	1	2	8	12	久日・久蔭・須貝瀬・伊良原・九藤中・大野		50	80
第23分団			1	1	2	2	6	平・明谷・白木・出羽・白井		40	65
第24分団			1	1	2	5	9	河内・中野・川又・奥大野・杣野・廣澤・葛籠・桑平・平井		64	90
計	1	6	18	18	37	184	264			3,906	7,787

5-3消防施設の現況

令和5年9月1日現在

分団別	自動車	動力ポンプ	防火水槽	消火栓	その他			格納庫
					プール	河川	用水	
第7分団	1	1	15	31	0	2	0	1
第8分団	1	1	23	30	0	5	0	1
第9分団	1	1	21	0	1	1	0	1
第10分団	1	1	10	3	1	1	0	1
第11分団	1	1	14	0	1	0	0	1
第12分団	1	1	16	7	0	1	0	1
第13分団	1	1	15	3	1	0	0	1
第14分団	1	1	4	6	1	0	0	1
第15分団	1	1	18	76	3	3	0	1
第16分団	1	1	7	6	1	1	4	1
第17分団	1	1	11	42	1	1	2	1
第18分団	1	1	10	12	0	1	0	1
第19分団	1	1	14	5	0	1	0	1
第20分団	1	1	8	18	1	1	0	1
第21分団	2	2	15	13	0	1	0	2
第22分団	1	1	6	4	0	1	0	1
第23分団	1	1	6	0	0	1	0	1
第24分団	1	1	7	0	1	1	0	1
計	19	19	220	256	12	22	6	19

5-5水防活動編成表

分団名	指揮班	庶務班	災害情報 収集調査班	水防班	救護班	資材班
第7分団	分団長	副分団長	班長・団員	班長・団員	班長・団員	班長・団員
第8分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第9分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第10分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第11分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第12分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第13分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第14分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第15分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第16分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第17分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第18分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第19分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第20分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第21分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第22分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第23分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第24分団	〃	〃	〃	〃	〃	〃

5-6水防資器材備蓄数

水防管理団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名	器 具										資 材											
			照 明 器 具 個	鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ 丁	ハカ 丁	土のう袋類 枚	ビニールシート 枚	縄・ロープ 東(巻)	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすがい 本	蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋
つるぎ町	役場倉庫	町内各河川	41	11		13	30	3	2	5	9	3,150	40	6		20	10	5						300
	半田支所倉庫	"		7	7	13	4	1	2		12		6	10										120
	小野第7分団格納庫	"	4	2	2	2	1	2		1	100			1										
	東久保第8分団格納庫	"	4	2	2	2	1	2		1	100			1										
	日浦第9分団格納庫	"	4	2	2	2	1	2		1	100			1										
	紙屋第13分団格納庫	"	4	2	2	2	1	2		1	50			1										
	東浦第15分団格納庫	貞光川	8	1	1	2	2	2	3		1	100			1									
	白村第16分団格納庫	"	5	1	5	2	3	3	2	3	6	20			2				1					
	大田西第17分団格納庫	"	4	2	1	2	3	3	3	3	1	60			1									
	皆瀬第18分団格納庫	"	3	1	1	2	1	2			1	50			1									
	平野第19分団格納庫	"	5	5	1	2	1	2			1	30			1									
	長瀬第20分団格納庫	"	4	2	1	1	2	2			1	200			2									
	一字支所倉庫	"	4	9		9	20	3	7	7	4	60	3	4				20	7					100
合計	13		90	47	25	54	70	29	16	18	40	4,020	49	32	0	20	10	25	8	0	0	0	0	520

5-7保安林配備一覧表

1 民有保安林配備現況表

水源かん養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他の 防災保安林		計	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
39	1,723	335	571	5	6	379	2,300

2 国有保安林配備現況

水源のかん養保安林		土砂流出防備保安林		国 有(ha)	官 有(ha)	計
国有(ha)	官有(ha)	国有(ha)	官有(ha)			
1,738	—	—	—	1,738	0	1,738

5-8打鐘，サイレン信号要領表（火災）

方法	信号別	火 災 信 号					火 災 警 報 号		演 習 信 号
種 類	近 火 信 号	出 場 信 号	応 援 信 号	報 知 信 号	山 林 出 場 信 号 山 林 出 場 信 号 山 林 出 場 信 号	鎮 火 信 号	火 災 警 報 発 令 信 号	火 災 警 報 解 除 信 号	
打 鐘 信 号	速 打 ○—○—○—○	三 点 ○—○—○—○	二 点 ○—○—○—○	一 点 ○—○—○—○	三 点 と 二 点 の 班 打 ○—○—○—○ ○—○—○—○	一 点 と 二 点 の 班 打 ○—○—○—○	一 点 と 四 点 の 班 打 ○—○—○—○	二 点 と 二 点 の 班 打 ○—○—○—○	一 点 と 三 点 の 班 打 ○—○—○—○
余 い ん 防 止 符 号 サイレン信号	○約三秒 約三秒○	○約六秒 約六秒○	○約五秒 約五秒○		○約十秒 約二秒○	○約三十秒 約六秒○	○約十秒 約三秒○	○約十五秒 約六秒○	

5-10池田ダム放流警報表

警報を行う場合	通 知	一般に周知するための警報				サイレンの吹鳴
		範 囲	時 期	警報の方法	警報車	
ゲートからの流下を開始する場合	—	ダム地点	放流を開始する15分前	スピーカー放送	—	—
ダムからの流下量が毎秒500m ³ を越えると予測される場合	ダムからの流下開始1時間前	池田ダム貯水池及びダム地点から岩津地点までの区域	水位上昇が予想される約30分前	スピーカー放送 サイレン	ダム地点から岩津地点までの区域	ダム下流 吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 15秒
急激な流下を行う場合	同 上	ダム地点から岩津地点までの区域	同 上	同 上	同 上	吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 15秒
ダムからの流下量が毎秒5,000m ³ を越えると予測される場合	同 上	池田ダム貯水池及びダム地点から岩津地点までの区域	同 上	同 上	—	ダム下流 吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 休み 吹鳴 15秒 5秒 15秒
ダムからの流下量が毎秒11,100m ³ を越えると予測される場合	同 上	ダム地点から岩津地点までの区域	同 上	緊急効果音 (3回) スピーカー放送 サイレン	—	吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 休み 吹鳴 休み 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴 15秒
ダムからの流下量が毎秒11,100m ³ を越えた場合	ダムからの流下を開始したとき	—	—	—	—	—

5-11林野火災用空中消火資機材等保有状況

(1) 県保有分

資器材等の名称	数量	規格等
散布装置(水のう型)	20基	中型ヘリ用 700 リットル型
混合機	4基	
組立水そう	6基	2,500 リットル型
可搬式動力ポンプ	4台	B-3 級
ホース	24本	口径 65mm 長さ 20m
吸管	6本	口径 75mm 長さ 8m
消火薬剤(20 kg入)	100缶	エフアールS
展着剤(20 kg入)	50袋	CMC
着色剤(5 kg入)	4缶	
バケツ	4基	<ul style="list-style-type: none"> ・7570 型 1 基 (大型ヘリ用) (保管場所：徳島県消防防災航空隊) ・600 型 3 基 (うち 1 基は海上自衛隊徳島教育航空群 に貸与中)

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西 1 6 5

徳島県立防災センター備蓄倉庫 (連絡先：徳島県消防学校 (088-683-2200)

: 徳島県立防災センター (088-683-2100)

連絡先：徳島県危機管理部消防保安課 (088-621-2284)

(2) 消防本部、町保有分

資器材 団体名	ジェットシューター	チェーンソー
美馬西部消防組合	60	4
つるぎ町	20	4

5-12消防水利一覽

令和5年9月1日現在

地区別	消火栓	防火水槽		プール	その他
		40m3以下	40m3以上		
半田地区	80	61	57	5	
貞光地区	159	55	13	6	
一字地区	17	7	27	1	
計	256	123	97	12	

6. 防災上注意すべき区域等

6-1 要配慮者利用施設

令和4年7月1日現在

No.	施設分類		名称	所在地(つるぎ町)	策定を要する避難計画		所管課
	施設種別	運営形態			洪水	土砂	
1	老人福祉施設	特別養護老人ホーム	美馬西部特別養護老人ホーム組合 うらら荘	半田字松生150番地1	吉野川	土石流	長寿介護課
2	老人福祉施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム コンフォール貞光	貞光字中須賀78番地	吉野川・貞光川		長寿介護課
3	老人福祉施設	デイサービスセンター	清寿会デイサービスセンター ゆうま	貞光字中須賀64番地3	吉野川・貞光川		長寿介護課
4	老人福祉施設	グループホーム	グループホーム ゆずの里	貞光字中須賀74番地3	吉野川・貞光川		長寿介護課
5	老人福祉施設	高齢者共同生活施設	高齢者共同生活施設 ハイツ和光	貞光字宮内189番地	吉野川・貞光川		長寿介護課
6	老人福祉施設	デイサービスセンター ・生活支援ハウス	高齢者生活福祉センター 百寿荘	一字字赤松908番地4		急傾斜・土石流	長寿介護課
7	病院・診療所	病院	つるぎ町立 半田病院	半田字中藪234番地1		急傾斜・土石流	管理防災課
8	病院・診療所	病院	永尾病院	貞光字大須賀66番地2	吉野川・貞光川		管理防災課
9	病院・診療所	診療所	武原外科整形外科医院	半田字松生299番地1	吉野川		管理防災課
10	病院・診療所	歯科診療所	美馬歯科医院	貞光字馬出60番地7	吉野川・貞光川	急傾斜	管理防災課
11	病院・診療所	歯科診療所	武田歯科医院	貞光字太田西112番地1	吉野川	土石流	管理防災課
12	病院・診療所	歯科診療所	笠原歯科クリニック	貞光字町33番地1	吉野川		管理防災課
13	病院・診療所	診療所	田村医院	貞光字宮下12番地4	吉野川・貞光川		管理防災課
14	病院・診療所	診療所	田村医院 一字診療所	一字字赤松1322番地9		急傾斜	管理防災課
15	児童福祉施設	保育所	半田保育所	半田字田井487番地2		急傾斜・土石流	福祉課
16	児童福祉施設	保育所	貞光保育所	貞光字西山148番地1		急傾斜・土石流	福祉課
17	小学校	公営	半田小学校	半田字田井289番地		土石流	学校教育課
18	小学校	公営	太田小学校	貞光字太田西107番地	吉野川	土石流	学校教育課
19	小学校	公営	貞光小学校	貞光字野口87番地		土石流	学校教育課
20	中学校	公営	貞光中学校	貞光字中須賀52番地	吉野川・貞光川		学校教育課
21	高等学校	公営	つるぎ高等学校	貞光字馬出63番地2	吉野川・貞光川	土石流	管理防災課
22	放課後児童健全育 成事業施設	学童保育施設	半田げんきっこクラブ	半田字田井289番地 半田小学校内		土石流	学校教育課
23	放課後児童健全育 成事業施設	学童保育施設	貞光げんきっこクラブ	貞光字野口87番地 貞光小学校内		土石流	学校教育課
24	地域子育て支援拠 点施設	地域子育て支援拠点施設	子育てひろば あんりーる	貞光字町86番地1		土石流	福祉課
25	障害福祉サービス 等施設	地域活動支援センター	地域活動支援センター ハッピースマイル	貞光字中須賀60番地	吉野川・貞光川		福祉課
26	その他	公営	つるぎ町シルバー学園	貞光字西山152番地2		急傾斜	生涯学習課
27	その他	公営	地域未来塾	貞光字宮下61番地	吉野川・貞光川	土石流	生涯学習課

該当施設数	27
-------	----

災害種別毎	洪水	16
	土砂	17

6-2 孤立可能性集落一覽

No	旧町村名	集落名
1	半田町	猿飼
2		中熊
3		長野
4		小谷
5		大畠
6		大惣
7		藤野
8		檜尾
9		大柱
10		葛城
11		上喜来
12		坂根
13		白石
14		上蓮
15		下尾尻
16	貞光町	中山
17		胡麻平
18		家賀道下
19		家賀道上
20		三木枋
21		木屋
22		横野
23		白村
24		長木
25		平野
26		広谷
27		川見
28		竹屋敷
29		宅熊
30		猿飼
31		日浦

No	旧町村名	集落名
32	一字村	一字
33		大宗
34		中横
35		大横
36		木地屋
37		十家
38		久日
39		久蔭
40		伊良原
41		大野
42		子安
43		蔭
44		剪宇
45		中野
46		川又
47		奥大野
48		杣野
49		広沢
50		葛籠
51		桑平
52		平井
53		平
54		明谷
55		臼木
56		出羽
57		白井
58		開拓

6-3河川の重要な樋門

河川名	樋門名	所在地		門扉形状		機能		管理 者	
		郡	町	字	連数	何製扉	何 式		
									縦
		寸法 (m)							
吉野川	太田第一樋門	美馬郡	つるぎ町	太 田	1	1.07	1.13	パランスウエイト式 フラップゲート	国土交通省
吉野川	太田第二樋門	美馬郡	つるぎ町	太 田	1	2.595	2.71	電動ラック式 (連動)	国土交通省
吉野川	太田第三樋門	美馬郡	つるぎ町	太 田	1	1.075	1.15	パランスウエイト式 フラップゲート	国土交通省
吉野川	太田第四樋門	美馬郡	つるぎ町	太 田	1	2.575	2.90	電動ラック式 (連動)	国土交通省
吉野川	太田第五樋門	美馬郡	つるぎ町	太 田	1	3.095	4.22	電動ラック式 (連動)	国土交通省
吉野川	馬出第一樋門	美馬郡	つるぎ町	大須賀	1	4.10	3.95	電動ラック式 (連動)	国土交通省
吉野川	馬出第二樋門	美馬郡	つるぎ町	大須賀	1	2.30	2.62	電動ラック式 (単動)	国土交通省
吉野川	吉田谷樋門	美馬郡	つるぎ町	小山北	2	4.00	5.00	電動クイックラック	国土交通省
太田川	太田第六樋門	美馬郡	つるぎ町	太 田	1	3.10	4.20	電動クイックラック	徳島県河川整備課
貞光川	貞光川第一樋門	美馬郡	つるぎ町	大須賀	1	3.00	5.00	手動ラック	徳島県河川整備課
貞光川	貞光川第二樋門	美馬郡	つるぎ町	中須賀	1	1.25	1.25	電動	徳島県河川整備課
貞光川	貞光川第三樋門	美馬郡	つるぎ町	中須賀	1	1.25	1.50	ダイヤルエンジンラック	徳島県河川整備課
貞光川	江ノ脇樋門	美馬郡	つるぎ町	江ノ脇	1	2.05	2.12	手動ラック	つるぎ町

7. 災害救助に関する資料

7-1 「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」 早見表

令和5年度

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。					
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 流	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 壊 半 床 半 上 浸 水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,500円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当りの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務労働 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

7-2災害救助法の適用基準及び算定基準

市町村別	人口数（人） 令和2年. 10. 1 (国勢調査)	適用世帯数（世帯）		市町村別	人口数（人） 令和2年. 10. 1 (国勢調査)	適用世帯数（世帯）	
		①被害世帯数	②被害世帯数			①被害世帯数	②被害世帯数
徳島市	252,391	100	50	神山町	4,647	30	15
鳴門市	54,622	80	40	那賀町	7,367	40	20
小松島市	36,149	60	30	牟岐町	3,743	30	15
阿南市	69,470	80	40	美波町	6,222	40	20
吉野川市	38,772	60	30	海陽町	8,358	40	20
阿波市	34,713	60	30	松茂町	14,583	40	20
美馬市	28,055	50	25	北島町	22,745	50	25
三好市	23,605	50	25	藍住町	35,246	60	30
勝浦町	4,837	30	15	板野町	13,042	40	20
上勝町	1,380	30	15	上板町	11,384	40	20
佐那河内村	2,058	30	15	つるぎ町	7,715	40	20
石井町	24,833	50	25	東みよし町	13,622	40	20
				徳島県	719,559		1,000

(備考)被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2
床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,00
世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

7-3災害救助法による救助の実施機関

- 1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施について県の法定受託事務とされている。
- 2 市町村長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- 3 知事から市町村長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。
- 4 なお、市町村長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	備考
1 避難所の設置	市町村	
2 応急仮設住宅の供与	県, 市町村	
3 炊き出しその他による食品の給与	市町村	
4 飲料水の供給	市町村	
5 被服, 寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市町村	
6 医療及び助産	県, 市町村	
7 被災者の救出	市町村	
8 被災した住宅の応急修理	市町村	
9 学用品の給与	県, 市町村	
10 埋葬	市町村	
11 遺体の搜索	市町村	
12 遺体の処理	市町村	
13 障害物の除去	市町村	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて

8. 避難収容関係

8-1 避難路

区分	路線名
国道	国道192号
	国道438号
県道	県道半田貞光線
	県道美馬半田線
	県道上蓮小野線
	県道蔭名小野線
	県道小谷西端山線
	県道端山調子野線
	県道木地屋赤松線
	県道一字古宮線
	県道中野木屋平線
	県道阿波半田停車場線
	県道菅生伊良原線
1級町道	町道小野木ノ内線
	町道田井木ノ内線
	町道鹿老渡木ノ内線
	町道惣谷井川線
	町道平良石線
	町道蔭西百姓滝線
	町道上喜来下喜来線
	町道白石日開野線
	町道野田窪長野線
	町道大惣小谷山ノ神線
	町道日谷尾下尾尻線
	町道馬出宮下線
	町道太田山路線
	町道西浦2号線
	町道長橋線
	町道大泉捨子線
	町道浦山竹屋敷線
	町道家賀中央線
	町道赤松1号線
	町道古見一字線
町道剪字1号線	
町道折字渡線	
町道須貝瀬伊良原線	
2級町道	町道石堂長谷保線
	町道西地東地線
	町道間ノ浦東地線
	町道下竹線
	町道新黒石奥峠線
	町道折坂上蓮線
	町道猿飼佐古戸線
	町道僧地大泉線
	町道捨子広谷線
	町道吉良猿飼線
	町道大野太刀之本線
	町道久藪1号線
	町道明谷1号線
	町道出羽1号線
	町道中野1号線
町道奥大野1号線	
その他	その他町道
	上記以外の、各居宅から避難所等までの経路上にある公衆用道路

8-2つるぎ町指定緊急避難場所

△は2階以上へ避難

地区	No.	施設名 【指定緊急避難場所】	住所	管理担当 連絡先 (0883)	収容人数 (3.3㎡/人)	対象とする異常な現象の種類					兼指定 避難所	
						土砂 災害	洪水		地震	大規模 火災		内水 氾濫
							吉野川	貞光川 半田川				
貞光地区	1	貞光ゆうゆう館	貞光字大須賀11番地1	62-3121	60	○		△	○	○	○	●
	2	つるぎ町保健センター	貞光字中須賀68番地1	62-3313	56	○			○	○	○	
	3	つるぎ高等学校体育館	貞光字馬出63番地2	62-3135	242				○	○	○	●
	4	つるぎ町就業改善センター	貞光字宮下61番地	62-2331	161	△		△	○	○	○	●
	5	まちなみ交流館	貞光字町68番地	62-3111	15			○	○		○	●
	6	西部テクノスクール体育館	貞光字東浦128番地4	62-3067	153	○		○	○	○	○	●
	7	コミュニティーセンター八幡会館	貞光字前田45番地1	62-3111	28	△	△	○	○		○	●
	8	貞光中学校	貞光字中須賀52番地	62-2331	111	○		△	○	○	○	
	9	貞光中学校体育館	貞光字中須賀52番地	62-2331	521	○		△	○	○	○	●
	10	つるぎ町農業構造改善センター	貞光字東浦1番地3	62-3111	119	○		△	○	○	○	●
	11	東浦集会所	貞光字東浦57番地	62-3111	14	○			○		○	●
	12	貞光幼稚園	貞光字野口63番地1	62-2331	48		○	○	○	○	○	
	13	貞光小学校	貞光字野口87番地	62-2331	184	△	○	○	○	○	○	
	14	貞光小学校体育館	貞光字野口87番地	62-2331	141		○	○	○	○	○	●
	15	大坊集会所	貞光字大坊114番地1	62-3111	14		○	○			○	●
	16	木綿麻会館	貞光字岡75番地7	62-3111	11		○	○			○	
	17	川東集会所	貞光字岡425番地3	62-3111	14		○	○	○		○	●
	18	せせらぎの風	貞光字せせらぎ1番地	62-3111	77	○		○	○	○	○	
	19	江ノ脇集会所	貞光字江ノ脇204番地1	62-3111	10			○	○		○	●
	20	太田小学校	貞光字太田西107番地	62-2331	145	△		△	○	○	○	
	21	太田公民館	貞光字太田西131番地1	62-3111	45				○		○	●
	22	太田中央集会所	貞光字太田東382番地1	62-3111	14		○	○	○		○	●
	23	柴内小学校	貞光字柴内328番地1	62-3111	12		○	○			○	
	24	白村集会所	貞光字白村245番地3	62-3111	11		○	○	○		○	●
	25	浦山集会所	貞光字浦山424番地3	62-3111	13		○	○			○	●
	26	引地集会所	貞光字引地151番地	62-3111	8		○	○			○	●
	27	長木集会所	貞光字長木83番地1	62-3111	10		○	○	○		○	●
	28	広谷集会所	貞光字広谷24番地	62-3111	14		○	○	○		○	●
	29	生きがいデイサービスセンター平野	貞光字平野278番地3	62-2820	65		○	○			○	
	30	家賀道下集会所	貞光字家賀道下407番地2	62-3111	13		○	○	○		○	●
	31	家賀道上集会所	貞光字家賀道上266番地5	62-3111	14		○	○	○		○	●
	32	皆瀬小学校体育館	貞光字皆瀬川向1番地1	62-3111	102	○	○	○			○	●
	33	井折集会所	貞光字捨子谷南164番地2	62-3111	10		○	○			○	●
	34	端山住民センター	貞光字東丸井5番地1	62-3111	53		○	○			○	
	35	吉良集会所	貞光字吉良318番地4	62-3111	13		○	○	○		○	●
	36	広瀬集会所	貞光字長瀬50番地2	62-3111	10		○	○			○	●
	37	長瀬集会所	貞光字長瀬196番地	62-3111	14		○	○			○	
	38	剣山木綿麻温泉	貞光字長瀬127番地2	62-3121	15		○	○	○		○	●
	39	端山幼稚園	貞光字宮平39番地1	62-2331	32		○	○	○		○	●
	40	日浦集会所	貞光字日浦151番地1	62-3111	13		○	○	○		○	●

8-2つるぎ町指定緊急避難場所

△は2階以上へ避難

地区	No.	施設名 【指定緊急避難場所】	住所	管理担当 連絡先 (0883)	収容人数 (3.3㎡/人)	対象とする異常な現象の種類					兼指定 避難所	
						土砂 災害	洪水		地震	大規模 火災		内水 氾濫
							吉野川	真光川 半田川				
半田地区	41	西崎住民憩の家	半田字中藪91番地5	62-3111	13		○	○			○	●
	42	中藪老人憩の家	半田字中藪397番地6	62-3111	15	○	○	○	○		○	●
	43	小野老人憩の家	半田字小野266番地2	62-3111	19	○	○	○	○		○	●
	44	敷地老人憩の家	半田字小野203番地1	62-3111	15	○	○	○	○		○	●
	45	小野コミュニティーセンター	半田字小野91番地1	64-3111	38	○	○	○	○		○	●
	46	小野上・西老人憩の家	半田字小野547番地	62-3111	14		○	○	○		○	●
	47	半田地域福祉センターやすらぎ苑	半田字小野521番地	64-4182	108	○	○	○	○		○	●
	48	特別養護老人ホームうらら荘	半田字松生150番地1	64-2334	91			○	○		○	●
	49	逢坂老人憩の家	半田字逢坂14番地1	62-3111	21		○	○			○	●
	50	半田公民館	半田字木ノ内136番地1	64-3111	112	△	○	○			○	●
	51	田井老人・肉用牛センター	半田字田井149番地9	62-3111	21		○	○			○	
	52	つるぎ町スポーツセンター	半田字田井202番地	62-2331	338	○	○	○	○		○	●
	53	半田中学校	半田字田井282番地	62-2331	96	○	○	○	○		○	
	54	半田小学校	半田字田井289番地	62-2331	150	△	○	○	○		○	
	55	半田小学校体育館	半田字田井289番地	62-2331	108		○	○	○		○	●
	56	半田幼稚園	半田字田井289番地	62-2331	27	○	○	○	○		○	
	57	東久保老人憩の家	半田字東久保419番地1	62-3111	30		○	○	○		○	●
	58	上の原老人憩の家	半田字東久保780番地3	62-3111	10	○	○	○	○		○	●
	59	日浦小学校	半田字蔭名1292番地	62-3111	117	△	○	○			○	●
	60	白石集会所	半田字白石426番地1	62-3111	14		○	○			○	●
	61	高清小学校・幼稚園	半田字高清1398番地	62-3111	127	△	○	○	○		○	●
	62	八千代中学校	半田字日開野122番地	62-2331	193	△	○	○	○		○	●
	63	日開野活性化センター	半田字日開野197番地2	62-3111	29		○	○	○		○	●
	64	八千代小学校	半田字下喜来1番地	62-2331	93		○	○			○	●
	65	下喜来老人憩の家	半田字下喜来81番地6	62-3111	20		○	○			○	●
	66	西部老人憩いの家	半田字紙屋142番地4	62-3111	23		○	○			○	
	67	紙屋幼稚園	半田字紙屋256番地	62-3111	27		○	○			○	
	68	坂根小学校体育館	半田字坂根346番地	62-3111	80		○	○			○	
	69	東部老人憩の家	半田字坂根355番地3	62-3111	27		○	○			○	
一字地区	70	一字地区集会所	一字字一字72番地	62-3111	12		○	○			○	●
	71	つるぎの宿岩戸	一字字赤松6番地9	62-3121	19	△	○	○	△		○	●
	72	赤松地区集会所	一字字赤松764番地1	62-3111	19		○	○	○		○	●
	73	大宗地区集会所	一字字赤松90番地4	62-3111	13		○	○			○	●
	74	一字中学校体育館	一字字太刀之本7番地	62-2331	169		○	○			○	●
	75	剪字ふれあいサロン	一字字剪字128番地	62-3111	10		○	○			○	●
	76	久藪地区集会所	一字字久藪205番地8	62-3111	10		○	○			○	●
	77	須貝瀬集会所	一字字久藪288番地1	62-3111	10		○	○			○	●
	78	伊良原地区集会所	一字字伊良原123番地	62-3111	10		○	○			○	●
	79	大野地区集会所	一字字大野220番地	62-3111	9		○	○			○	●
	80	河内地区集会所	一字字大佐古670番地1	62-3111	13		○	○			○	●
	81	錦谷小学校	一字字川又957番地4	62-3111	108		○	○			○	
	82	平地区集会所	一字字平3691番地1	62-3111	10		○	○	○		○	●
	83	明谷小学校	一字字大屋内4304番地	62-3111	48		○	○			○	●
	84	葛籠地区集会所	一字字葛籠2211番地3	62-3111	10	○	○	○	○		○	●
	85	ラ・フォーレつるぎ山	一字字葛籠6198番地2	62-3121	27	△	○	○	○		○	●

9. 危険物等施設関係

9-1 高压ガス大量保有事業所

区分	事業所名	所在地	電話番号	摘要
製造 (一般高压ガス)	貞光食糧工業(株)	貞光字小山北168-2	0883-63-5511	炭酸ガス

9-2 特定高压ガス消費事業所

事業所名	所在地	電話番号	ガスの名称
貞光食糧工業(株)	貞光字小山北168-2	0883-63-5511	液化石油ガス

10. 医療関係

10-1病院及び病床数

病院名	経営主体	管理者名	所在地	電話番号	総数	一般	療養	精神	結核	感染
半田病院	町	中園 雅彦	半田字中藪 234-1	0883-64- 3145	120	120				
永尾病院	医療法人	永尾 仁	貞光字大須 賀66-2	0883-62- 2012	33		33			

10-2透析施設

施設名	所在地	電話番号
つるぎ町立半田病院	つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145

10-3救急病院等

(1) 地域災害拠点病院

施設名	所在地	電話番号
つるぎ町立半田病院	つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145

(2) DMA T指定医療機関

施設名	所在地	電話番号
つるぎ町立半田病院	つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095

(3) 救急告示医療機関

①二次救急医療機関

施設名	所在地	電話番号
ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
つるぎ町立半田病院	つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145

②三次救急医療機関（救命救急センター等）

施設名	所在地	電話番号
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

10-4救急自動車（患者輸送車）保有状況

種別	台数	定置場所	所有者	電話番号
救急車	3	美馬西部消防組合消防署	美馬西部消防組合	0883-63-2214
〃	1	美馬西部消防組合一字分署	美馬西部消防組合	0883-67-2938

10-5備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

1 医薬品

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	(株) アステイス徳島営業部	徳島市川内町平石夷野224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ(株)徳島営業部	徳島市川内町平石夷野224-29	088-665-3111
3	(株) よんやく徳島営業部	板野郡北島町鯛浜字中須4-2	088-697-0222
4	(株) 幸耀徳島営業部	徳島市川内町加賀須野463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ(株)徳島西部支店	美馬郡つるぎ町貞光字小山北89-6	0883-63-6111
6	(株) よんやく徳島西部支店	美馬市美馬町字養泉14-1	0883-55-2166
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
8	海陽町立海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
9	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-73-1373
10	県立中央病院	徳島市蔵本1丁目10-3	088-631-7151
11	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
12	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
13	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111(代)
14	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
15	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
16	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
17	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131

2 防疫用薬剤、衛生材料

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	東部保健福祉局徳島保健所	徳島市新蔵町3丁目80	088-652-5151
2	鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4152
5	南部総合県民局(阿南保健所)	阿南市領家町野神319	0884-22-0072
6	南部総合県民局(美波保健所)	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	0884-74-7343
7	東部保健福祉局(吉野川保健所)	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-24-1114
8	西部総合県民局(美馬保健所)	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017
9	西部総合県民局(三好保健所)	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中洲町1丁目58	088-655-1100

11. 食料品等の備蓄、調達関係

11-1木材保有数

令和4年4月1日現在

貯木場名	面積 (㎡)		貯木能力 (㎡)		現在量 (㎡)	備考
徳島県木材センター 協同組合	土場	13,300	製品	3,500	1,000	
	土場	4,752	素材	400		
県営貯木場	水面	19,400	素材	15,500	0	
徳島県木材団地協同 組合連合会	土場	54,196	素材	154,000	4,000	
徳島中央森林組合 (神山本所)	土場	6,630	素材	1,700	700	
徳島中央森林組合 (勝浦郡木材センター)	土場	3,734	素材	1,000	900	
木頭森林組合 (相生及び横石)	土場	27,000	素材	5,500	2,100	
三好木材センター 事業協同組合	土場	45,080	素材	15,000	6,000	
計	土場面積	154,692	製品	3,500	1,000	
	水面面積		素材	193,100	13,700	

11-2応急食料及び副食調味料調達先一覧表

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
米穀	全国農業協同組合連合会 徳島県本部	徳島県北佐古 一番町5番12号	(088) 634-2501	
米穀	徳島県食糧卸協同組合	美馬郡つるぎ町 貞光字小山115-3	(0883) 63-6015	
漬物	徳島県漬物加工販売 協同組合	名西群石井町 高川原天神337-6	(088) 674-2503	たくあん、梅 干し、奈良 漬、きざみ漬 等
味噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町 1丁目95番地の1 (葵ハイツ内2F)	(088) 652-6472	
醤油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋 6-8	(088) 602-1871	
食塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088) 664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産加工工業 協同組合	徳島市北沖洲 4丁目1-38	(088) 628-2259	
水産加工品	徳島県漁業協同組合 連合会	徳島市東沖洲 2丁目13	(088) 636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株) 徳島営業所 八百秀(株)	板野郡松茂町住吉 徳島市金沢町1丁目	(088) 699-3355 (088) 664-0260	

11-3給水容器の備蓄状況

令和5年10月1日現在

品名	容量	材質	数量	備蓄場所
給水タンク	500L	ポリエチレン	2	農業構造改善センター
給水タンク	1000L	ポリエチレン	1	農業構造改善センター
給水タンク	2000L	ステンレス	1	農業構造改善センター
給水タンク	2000L	ステンレス	1	つるぎ役場一宇支所
給水タンク	4000L	ステンレス	1	つるぎ役場一宇支所
給水袋	4L～6L	ポリエチレン	700	前田水源地
給水袋	10L	ポリエチレン	100	前田水源地
給水袋	20L	ポリエチレン	66	前田水源地
給水タンク	10L	ポリエチレン	4	防災倉庫
給水タンク	18L	ポリエチレン	18	防災倉庫
給水タンク	20L	ポリエチレン	20	防災倉庫

12. 交通輸送関係

12-1主要交通途絶予想箇所一覧表

路線名	予想される事態	同左区域	延長(km)
国道438号線	山腹崩壊 道路欠壊	美馬郡・三好市界 ～つるぎ町一字桑平	14.1
国道438号線	落石	貞光川見	0.04
県道上蓮小野線	落石	半田下竹	0.05
県道小谷西端山線	落石	半田川又	0.03
県道小谷西端山線	落石	半田万才	0.03
県道菅生伊良原線	落石	一字明谷	0.03
県道木地屋赤松線	落石	一字木地屋	0.06
県道木地屋赤松線	落石	一字中横	0.03

12-2荷重制限橋梁の状況

橋梁名	路線名	箇所	橋長(m)	有効幅員(m)	荷重制限(t)
土釜橋	国道438号線	一字檜地	23.0	4.0	12
高橋	県道半田貞光線	半田小野	258.0	5.5	12

12-3町有自動車数

区分	車種別 課名	乗用車			貨物車			特殊車	マイクロバス	計
		普通	小型	軽	普通	小型	軽			
本 庁	総務課	4	2	6			1			13
	まちづくり戦略課	8	2						2	12
	税務国保課		1	1						2
	福祉課			2						2
	長寿介護課									0
	建設課	2		2	2		4	1		11
	住宅環境課			1			2			3
	上下水道課		1	1		1	5			8
	交流促進課			2			3			5
	河川整備推進課		1							1
	つるぎ町保健センター			3			2			5
	教育委員会	1	3			1	1			6
	貞光中央公民館						1			1
	包括支援センター			4						4
	管理防災課		1				1			2
	産業経済課		1				5			6
	平野デイサービスセンター	1					1		1	3
	給食センター				2		1			3
半田支所	総合窓口課			1			1			2
	半田地域福祉センター	2	1	3				1		7
	半田病院	2	3		1		1			7
一宇支所	総合窓口課	1		2	2	1	3	1		10
	高齢者生活福祉センター百寿荘	1		1						2
合計		22	16	29	7	3	32	3	3	115

12-4災害対策用移動電源車貸与制度

1 無償貸与の概要

非常災害時に、停電が発生しても通信・放送設備が機能停止することのないよう電源供給することを目的に、総務省では、地方公共団体、電気通信事業者又は放送事業者に貸与する移動電源車を全国の総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。

(地方公共団体：無償，民間事業者：有償)

災害対策用移動電源車に係る総務省連絡先	
四国総合通信局 総務部 総務課	
〒790-8795松山市味酒町2丁目14-4	TEL089-936-5010(直通)

2 移動電源車の概要

	小型移動電源車		中型移動電源車
車両外観		車両外観	
車両	全長 4.70m 全幅 1.80m 全高 1.90m	車両	全長 4.85m 全幅 1.80m 全高 2.40m
発電	出力：5.5kVA 端子：100V 移動：36時間（満タン，1/2負荷）	発電	出力：100kVA 端子：100V・200V 移動：10時間（満タン，1/2負荷）
燃料	無鉛レギュラーガソリン ※燃料タンクは車両・発電機共用	燃料	軽油 ※燃料タンクは車両・発電機共用
配備	北海道，東北，信越，北陸，東海， 近畿，四国の各総合通信局	配備	東海，中国，九州の各総合通信局

12-5災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先
吉野川河川敷公園 (ゆうゆうパーク)	つるぎ町貞光字大須賀11番地先	つるぎ町交流促進課	0883-62-3111
半田中学校グラウンド	つるぎ町半田田井282	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331
八千代中学校グラウンド	つるぎ町半田字日開野122	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331
剣山スキー場	つるぎ町一字字桑平	つるぎ町役場一字支所	0883-67-2111
古見小学校グラウンド	つるぎ町半田字太刀之本5-4	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331
端山公民館 (端山住民センター)	つるぎ町貞光字東丸井5	つるぎ町管理防災課	0883-62-3111
貞光中学校グラウンド	つるぎ町貞光字中須賀52	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331
紙屋小学校グラウンド	つるぎ町半田字紙屋	つるぎ町管理防災課	0883-62-2331

12-6対空目視信号一覧表

①生存者の使用する対空目視信号

番号	通報内容	記号
1	医師を要する重傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	
4	食料及び水を要す	
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	
7	この方向に前進中	
8	航空機大破	
9	ここに着陸することは安全と思われる	
10	燃料及び潤滑油を要す	
11	総員異常なし	
12	否定	
13	肯定	
14	理解不能	
15	技術者を要す	

②地上捜索隊の使用する対空目視信号

番号	通報内容	記号
1	作業完了	
2	我等総員を発見	
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	
4	我等続行不能、基地に帰還中	
5	二隊に分れ、それぞれ矢印の方向に前進中	
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	
7	何物も発見せず、捜索を続行す	

13. 通信施設関係

13-1徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成



総合情報通信ネットワークシステムの回線構成

システムの概要と機能

本県は、讃岐山脈と剣山を中心とした四国山地に囲まれた山地の多い地域です。また、これらの山地から発する河川は深い深谷を形成するとともに、台地の常陸地帯にも位置していることから、常により災害による危険にさらされています。

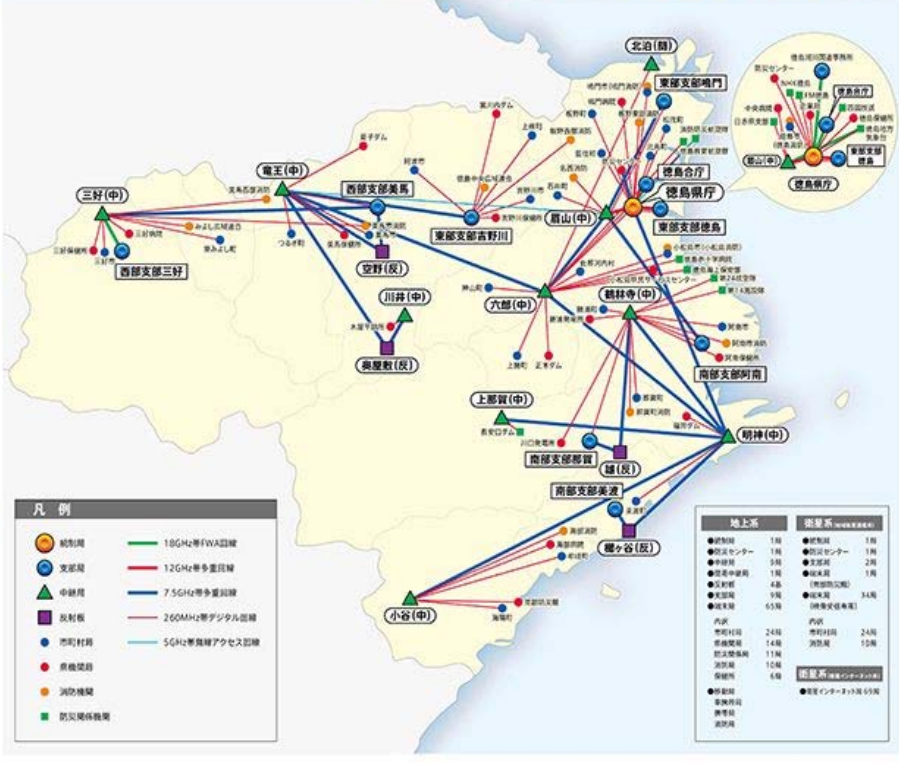
徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、こうした地域特性を踏まえ、地上系(多重無線系、デジタル総合無線系)システム、衛星系(地域衛星通信系、衛星インターネット系)システム、およびバックアップの有線系(全庁LAN系)システムから構成されており、相互に機能し、また冗長構成が図られることにより、高度な信頼性を実現しております。また、音声や映像等を含め全ての情報をIP化しIPネットワーク上で伝送するシステムとなっております。

システムの概要

- 地上系(多重無線系)**
県庁、支庁、中継局をデジタル多重周波で構成し音声・メール・FAXによる一斉指令伝送、交換機接続による電話・FAX、映像伝送を可能にしています。
- 地上系(デジタル総合無線系)**
県庁から市町村等に設置する端末側への音声・メール・FAXによる一斉指令伝送、端末側・移動局との間で音声・メール・緊急連絡等の通信を可能にしています。
- 衛星系(地域衛星通信系)**
県庁と一部のVSA局で構成され、県内及び県外の各地域との電話・FAX・映像伝送を可能にしています。
市町村等のTVRO局は、デジタル映像の受信も可能としています。
- 衛星系(衛星インターネット系)**
通信事業者が運営する衛星インターネットのインターネット接続機能を活用して、web検索、IP電話/FAXにより、防災関連情報の収集・発信を可能としています。

システムの機能

- 一斉指令機能**
県庁から各支庁局及び端末局に音声・メール・FAXにより一斉指令を行います。さらに緊急台からの緊急情報は自動的にメールまたはFAXにより一斉指令されます。
- 通信伝送機能**
災害発生時には、緊急かつ重要な通信を確保するために、県庁の統制台の操作により一斉伝送の番組制御(強制)を可能にしています。
- 運用管理機能**
県庁の運用管理装置により、地上系、衛星系、およびネットワーク設備の監視・制御を行い、システム全体の円滑な運用を確保することができます。
- 録音放送受信機能**
県庁・支庁局等に設置されるライブカメラの映像及び、ヘリコプター映像、地域衛星通信系による映像、テレビ放送など、映像ソースを契約制御し、大型表示装置、防災関連装置等に表示するとともに、映像及び音声の記録・保存・編集などを行うことができます。



13-2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピーススタージャパン株式会社が定めるIPSTAR衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

(無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の設置場所等一覧は、別表1-1のとおりとする。

- 2 登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-2のとおりとする。
- 3 登録電気通信事業者のアイピーススタージャパン株式会社が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-3のとおりとする。

(統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、徳島県危機管理環境部長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。
- 4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

(使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

- 2 使用管理者は、別表1-1に掲げる者をもって充てる。
- 3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。
- 4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。
- 5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。
- 6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。
- 7 一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。
- 8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

- 2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順

位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、一般財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
 - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
 - イ 録画された記録媒体を再生伝送すること
- 6 一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書2部(録画の場合は、記録媒体を添付すること。)を統制管理者に提出するものとする。
- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書1部を返送するものとする。

(防災カメラの取扱い)

第11条 防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。

- 1 防災カメラとは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表2のとおりとする。
- 2 防災カメラの映像は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。
- 3 防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防災カメラ置場所周辺の防災業務上把握が必要な映像とする。
- 4 防災カメラの運用は統制管理者が行う。
- 5 統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。
- 6 防災カメラの映像を利用する者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。
- 7 統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと思われる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。
- 8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。
- 9 防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の下、外部提供できるものとする。
- 10 防災カメラについて、これを設置する近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。
- 11 統制管理者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

(保守運用)

第12条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

第13条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第14条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。
 - 相手局名
 - 申込者氏名
 - 申込者課名
 - 申込者電話番号
 - 一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第15条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めるときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないとき
- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

第3章 管理

(通信担当者の職務)

第16条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(整備点検)

第17条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

- 2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

(備付け書類)

第18条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

(事故に対する措置)

第19条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

- 2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

(無線設備の変更の申出)

第20条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第21条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成9年3月7日から施行する。
付 則
この要綱は、平成12年3月28日から施行する。
付 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成15年9月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成22年6月16日から施行する。
付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和2年7月18日から施行する。
付 則
この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表1-1 設置場所等一覧及び使用管理者名簿

種別	識別信号	設置場所	所属	使用管理者
1	ぼうさいとくしまほんぶ	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁	とくしまゼロ作戦課長
2	〃びざん	徳島市眉山町茂助ヶ原7		〃
3	〃みよし	三好市池田町佐馬路馬場816-4		〃
4	〃りゅうおう	美馬市美馬町字入倉813番地の46		〃
5	〃かわい	美馬市木屋平字大北402-1		〃
6	〃きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊529-1		〃
7	〃みょうじん	高郡美波町阿部カシガフチ592-4		〃
8	〃かくりんじ	勝浦郡勝浦町大字生名字鷲ヶ尾14		〃
9	〃かみなか	那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2		〃
10	〃こたに	海部郡海陽町相川字笹無谷58-2		〃
11	〃ろくろう	勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻37-13		〃
1	〃とうぶしぶとくしま	徳島市南末広町37-13	徳島県土整備局徳島庁舎	徳島県土整備局長
2	〃とうぶしぶなると	鳴門市撫養町立岩七枚19-1	鳴門合同庁舎	徳島県土整備局副局長
3	〃とうぶしぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	吉野川合同庁舎	徳島県土整備局副局長
4	〃せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局美馬庁舎	西部総合県民局美馬庁舎
5	〃せいぶしぶみよし	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局三好庁舎	西部総合県民局長
6	〃なんぶしぶあなん	阿南市富岡町あ玉谷46	南部総合県民局阿南庁舎	南部総合県民局長
7	〃なんぶしぶみなみ	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	南部総合県民局美波庁舎	南部総合県民局長
8	〃なんぶしぶなか	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局那賀庁舎	南部総合県民局長
9	〃とくしまごうちょう	徳島市新蔵町1丁目35	徳島合同庁舎	徳島県農林水産局長
10	〃せんたーとくしま	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター	とくしまゼロ作戦課長

【アナログ無線】

識別信号 (眉山移動系)		所属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま	300, 302~309	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	301	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局津波減災部長
ぼうさいとくしま	700	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利/口103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま	212, 215	海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま	213, 214	海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊運用司令
とくしまこうくうたい	400, 401, 413, 414, 417	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
(全県移動系)				
ぼうさいとくしま	10~15, 17, 20~24, 30~39, 48, 68, 72, 75, 78, 89, 93, 95~97, 118, 123, 124, 204~208,	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	600, 601~604, 609~637	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	139, 605, 606	南部総合県民局政策防災部	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局政策防災部長
ぼうさいとくしま	201	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局政策防災部長
ぼうさいとくしま	135, 136	南部総合県民局県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	607, 608	西部総合県民局地域創生部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま	45, 46, 153, 154	西部総合県民局県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	42, 44	西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所	三好市西祖谷山村一字280-6	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	57, 58, 156	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	55	西部総合県民局県土整備部木屋平詰所	美馬市木屋平字川井161	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	56	西部総合県民局県土整備部一字詰所	美馬郡つるぎ町一字字藤475-9	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま こうくうたい	1~4, 410, 411, 415, 416	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
(防災相互系)				
ぼうさいとくしまけん	231, 500, 508~516, 518, 519	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん	520, 521	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん	501	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局政策防災部長
(ヘリテレ)				
ぼうさいとくしま	ヘリテレ	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
(多重系)				
ぼうさいとくしま	1000, 1001	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長

【デジタル無線】

識別信号	所属	常置場所	使用管理者
ぼうさいとくしま 211, 500～507, 511～ 513, 515～543, 701～ 736, 739～752, 830, 831	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 377, 510	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 140, 141	北泊中継局	鳴門市瀬戸町北泊字北泊528-41	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 231, 559～561	東部農林水産局徳島庁舎	徳島市新蔵町3-80	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま 361, 545～553, 755～758	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 341, 562～565, 759～762	東部県土整備局鳴門庁舎	鳴門市撫養町立岩7枚19-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 574	東部農林水産局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま 311, 567～572, 763～766	東部県土整備局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 462, 589, 785～787	南部総合県民局政策防災部	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局政策防災部長
ぼうさいとくしま 588	南部総合県民局地域創生部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま 587	南部総合県民局農林水産部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 461, 580～586, 780～784	南部総合県民局農林水産部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 664	南部総合県民局地域創生部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま 662, 663	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 411, 655～660, 794～798	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 597, 793	南部総合県民局農林水産部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 431, 590～596, 788～792	南部総合県民局農林水産部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 272, 678, 679, 813～815	西部総合県民局地域創生部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま 676, 677	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 271, 670～674, 810～812	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 689	西部総合県民局地域創生部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま 688	西部総合県民局農林水産部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 241, 682～686, 816～819	西部総合県民局農林水産部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 378, 508, 509, 753, 754	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま 487	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局政策防災部長
ぼうさいとくしま 292, 675, 820	西部総合県民局農林水産部三好庁舎	美馬市木屋平字川井161番地	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 387	中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	中央病院長
ぼうさいとくしま 259	三好病院	三好市池田町シマ815-2	三好病院長
ぼうさいとくしま 481, 801	海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1	海部病院長
ぼうさいとくしま 356	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	鳴門病院長
ぼうさいとくしま 331, 573, 768	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間58	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 471, 661, 799	福井ダム	阿南市福井町中連71-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 321, 823	夏子ダム	美馬市脇町字西俣名2570	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 376	企業局総合管理事務所	徳島市新蔵町1-86	総合管理事務所長
ぼうさいとくしま 391, 554, 555, 767	正木ダム	勝浦郡上勝町正木	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま 451, 695, 840	川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま 392	勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま 687, 822	西部総合県民局農林水産部西祖谷詰所	〃 西祖谷山村一字280-6	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 821	西部総合県民局農林水産部一宇詰所	美馬郡つるぎ町一字字蔭475-9	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま 288	西部防災館	美馬市美馬町字中島	西部総合県民局地域創生部長
ぼうさいとくしま 389, 556～558, 769	徳島保健所	徳島市新蔵町3-80	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 399, 771	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1-27	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 328, 575, 770	吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島106-2	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま 287, 680, 681, 824	美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連23	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 250, 690, 691, 825	三好保健所	三好市池田町字マチ2542-4	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 426, 665, 666, 800	南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎	阿南市領家町野神319	南部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま 381, 161, 850	徳島市役所	徳島市幸町2-5	徳島市長
ぼうさいとくしま 351, 162, 851	鳴門市役所	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2	鳴門市長
ぼうさいとくしま 393, 163, 852	小松島市役所	小松島市横須町1-1	小松島市長
ぼうさいとくしま 421, 164, 853	阿南市役所	阿南市富岡町トノ町12-3	阿南市長
ぼうさいとくしま 322, 165, 854	吉野川市役所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市長

識別番号	所属	常置場所	使用管理者	
ぼうさいとくしま	337, 166, 855	阿波市役所	阿波市市場町切幡字古田201-1	阿波市長
ぼうさいとくしま	286, 167, 856	美馬市役所	美馬市穴吹字九反地5	美馬市長
ぼうさいとくしま	251, 168, 857	三好市役所	三好市池田町シンマチ1500-2	三好市長
ぼうさいとくしま	394, 169, 858	勝浦町役場	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	勝浦町長
ぼうさいとくしま	395, 170, 859	上勝町役場	上勝町大字福原字下横峰3-1	上勝町長
ぼうさいとくしま	382, 171, 860	佐那河内村役場	名東郡佐那河内村字中辺71-1	佐那河内村長
ぼうさいとくしま	323, 172, 861	石井町役場	名西郡石井町高川原字高川原121-1	石井町長
ぼうさいとくしま	383, 173, 862	神山町役場	神山町神領字本野間100	神山町長
ぼうさいとくしま	452, 174, 863	那賀町役場	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	那賀町長
ぼうさいとくしま	485, 175, 185, 864	牟岐町役場	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	牟岐町長
ぼうさいとくしま	473, 176, 865	美波町役場	美波町奥河内字本村18-1	美波町長
ぼうさいとくしま	486, 177, 866	海陽町役場	海陽町大里字上中須128	海陽町長
ぼうさいとくしま	352, 178, 867	松茂町役場	板野郡松茂町広島字東裏30	松茂町長
ぼうさいとくしま	384, 179, 868	北島町役場	北島町中村字上地23-1	北島町長
ぼうさいとくしま	385, 180, 869	藍住町役場	藍住町奥野矢上前52-1	藍住町長
ぼうさいとくしま	353, 181, 870	板野町役場	板野町吹田字町南22-2	板野町長
ぼうさいとくしま	333, 182, 871	上板町役場	上板町七条字経塚42	上板町長
ぼうさいとくしま	284, 183, 872	つるぎ町役場	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	つるぎ町長
ぼうさいとくしま	256, 184, 873	東みよし町役場	三好郡東みよし町加茂3360	東みよし町長
ぼうさいとくしま	424	阿南市消防本部	阿南市辰己町1-33	阿南市長
ぼうさいとくしま	257	美馬市消防本部	美馬市脇町字拝原1742-1	美馬市長
ぼうさいとくしま	454	那賀町消防本部	那賀郡那賀町百合字石橋250	那賀町長
ぼうさいとくしま	484	海部消防組合消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1	海部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	354	板野東部消防組合消防本部	板野郡北島町北村字大開11-1	板野東部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	338	板野西部消防組合消防本部	板野郡板野町羅漢字前田35	板野西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	327	名西消防組合消防本部	名西郡石井町高川原字高川原66-8	名西消防組合管理者
ぼうさいとくしま	326	徳島中央広域連合消防本部	徳島県吉野川市鴨島町上下島21番地1	徳島中央広域連合長
ぼうさいとくしま	258	美馬西部消防組合消防本部	美馬市美馬町字天神119	美馬西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	255	みよし広域連合消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	みよし広域連合長
ぼうさいとくしま	441	長安ロダム	那賀郡那賀町小浜字立石5-4	那賀川河川事務所事業計画課長
ぼうさいとくしま	221	徳島地方气象台	徳島市大和町2-3-36	徳島地方気象台長
ぼうさいとくしま	396	徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開1-11	徳島海上保安部長
ぼうさいとくしま	425	第14施設隊	阿南市那賀川町小延413-1	陸上自衛隊第14施設隊長
ぼうさいとくしま	355	徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま	397	第24航空隊	小松島市和田島町洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊司令
ぼうさいとくしま	388	日赤県支部	徳島市庄町3丁目12-1	日本赤十字社徳島県支部長
ぼうさいとくしま	398	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま	372	NHK徳島放送局	徳島市寺島本町東1丁目28	NHK徳島放送局長
ぼうさいとくしま	373	四国放送	徳島市中徳島町2-5-2	四国放送株式会社社長
ぼうさいとくしま	375	エフエム徳島	徳島市幸町1丁目6	株式会社エフエム徳島社長
ぼうさいとくしま	737	自衛隊徳島地方協力本部	徳島市万代町3丁目5	自衛隊徳島地方協力本部長
ぼうさいとくしま	900	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	徳島大学病院長
ぼうさいとくしま	901	徳島市民病院	徳島市北常三島2-34	徳島市民病院長
ぼうさいとくしま	902	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	吉野川医療センター院長
ぼうさいとくしま	903, 907	阿南医療センター	阿南市宝田町川原2	阿南医療センター院長
ぼうさいとくしま	904	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	海南病院長
ぼうさいとくしま	905	半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中蔵234-1	半田病院長
ぼうさいとくしま	906	田岡病院	徳島市万代町4-2-2	田岡病院長
ぼうさいとくしま	908	ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪ノ尻字八幡神社下南130-3	ハウエツ病院長
ぼうさいとくしま	909	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	阿波市病院長
ぼうさいとくしま	910	上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137-1	上那賀病院長
ぼうさいとくしま	911	市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	市立三野病院長
ぼうさいとくしま	912	国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354	徳島病院長
ぼうさいとくしま	913	国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	東徳島医療センター院長
ぼうさいとくしま	738	美波病院	海部郡美波町田井105-1	美波病院長

別表1-2 地球局の設置場所等（一般財団法人自治体衛星通信機構）

	設置場所	局番号	住所
	(地球局)		
1	徳島県庁	36-211	徳島市万代町1丁目1番地
2	防災センター	36-377	板野郡北島町鯛浜字大西165
3	南部総合県民局美波庁舎	36-461	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
4	西部総合県民局美馬庁舎	36-271	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
5	徳島県立南部防災館	36-487	海部郡海陽町浅川字西福良43
6	徳島県消防防災ヘリコプター	36-109	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
	(受信専用局)		
1	徳島県衛星可搬局	36-002	徳島市万代町1丁目1番地
2	徳島県立西部防災館	36-003	美馬市美馬町字中島
3	徳島中央警察署	36-045	徳島市徳島町1丁目5番地の2
4	徳島市役所	36-023	徳島市幸町2-5
5	鳴門市役所	36-024	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
6	小松島市役所	36-026	小松島市横須町1-1
7	阿南市役所	36-021	阿南市富岡町トノ町12-3
8	吉野川市役所	36-040	吉野川市鴨島町鴨島115-1
9	阿波市役所	36-039	阿波市市場町切幡字古田201-1
10	美馬市役所	36-042	美馬市穴吹字九反地5
11	三好市役所	36-043	三好市池田町シンマチ1500-2
12	勝浦町役場	36-009	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
13	上勝町役場	36-028	〃 上勝町大字福原字下横峰3-1
14	佐那河内村役場	36-029	名東郡佐那河内村字中辺71-1
15	石井町役場	36-022	名西郡石井町高川原字高川原121-1
16	神山町役場	36-030	〃 神山町神領字本野間100
17	那賀町役場	36-031	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
18	牟岐町役場	36-033	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
19	美波町役場	36-032	〃 美波町奥河内字本村18-1
20	海陽町役場	36-034	〃 海陽町大里字上中須128
21	松茂町役場	36-010	板野郡松茂町広島字東裏30
22	北島町役場	36-035	〃 北島町中村字上地23-1
23	藍住町役場	36-036	〃 藍住町奥野矢上前52-1
24	板野町役場	36-037	〃 板野町吹田字町南22-2
25	上板町役場	36-038	〃 上板町七条字経塚42
26	つるぎ町役場	36-041	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
27	東みよし町役場	36-044	三好郡東みよし町加茂3360
28	鳴門市消防本部	36-025	鳴門市撫養町南浜字東浜170
29	小松島市消防本部	36-027	小松島市横須町1-1
30	阿南市消防本部	36-018	阿南市辰巳町1-33
31	美馬市消防本部	36-016	美馬市脇町字梓原1742-1
32	那賀町消防本部	36-019	那賀郡那賀町百合字石橋250
33	海部消防組合消防本部	36-020	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1
34	板野東部消防組合消防本部	36-013	板野郡北島町北村字大開11-1
35	板野西部消防組合消防本部	36-012	板野郡板野町羅漢字前田35
36	名西消防組合消防本部	36-014	名西郡石井町高川原字高川原66-8
37	徳島中央広域連合消防本部	36-011	徳島県吉野川市鴨島町上下島21番地1
38	美馬西部消防組合消防本部	36-017	美馬市美馬町字天神119
39	みよし広域連合消防本部	36-015	三好郡東みよし町足代345-1

別表 1 - 3 地球局の設置場所等 (アイピースタージャパン株式会社)

設置場所		
1	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地
2	徳島合同庁舎	徳島市新蔵町1丁目35
3	鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚19-1
4	吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1
5	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13
6	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46
7	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
8	南部総合県民局那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
9	西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
10	西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ2415
11	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165
12	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
13	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43
14	木屋平詰所	美馬市木屋平字川井161番地
15	中央病院	徳島市蔵本町1-10-3
16	三好病院	三好市池田町シマ815-2
17	海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1
18	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32
19	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間58
20	福井ダム	阿南市福井町中連71-1
21	企業局総合管理事務所	徳島市新蔵町1-86
22	正木ダム	勝浦郡上勝町正木
23	川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1
24	勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7
25	西部防災館	美馬市美馬町中島
26	徳島市	徳島市幸町2-5
27	鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
28	小松島市	小松島市横須町1-1
29	阿南市	阿南市富岡町トノ町12-3
30	吉野川市	吉野川市鴨島町鴨島115-1
31	阿波市	阿波市市場町切幡字古田201-1
32	美馬市	美馬市穴吹字九反地5
33	三好市	三好市池田町シンマチ1500-2
34	勝浦町	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
35	上勝町	〃 上勝町大字福原字下横峰3-1
36	佐那河内村	名東郡佐那河内村字中辺71-1
37	石井町	名西郡石井町高川原字高川原121-1
38	神山町	〃 神山町神領字本野間100
39	那賀町	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
40	牟岐町	〃 牟岐町大字中村字本村7-4

設置場所		
41	美波町	〃 美波町奥河内字本村18-1
42	海陽町	〃 海陽町大里字上中須128
43	松茂町	板野郡松茂町広島字東裏30
44	北島町	〃 北島町中村字上地23-1
45	藍住町	〃 藍住町奥野矢上前52-1
46	板野町	板野郡板野町吹田字町南22-2
47	上板町	〃 上板町七条字経塚42
48	つるぎ町	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
49	東みよし町	三好郡東みよし町加茂3360
50	徳島市消防局	徳島市新蔵町1-88
51	鳴門市消防	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
52	小松島市消防	小松島市横須町1-1
53	阿南市消防	阿南市富岡町トノ町1-1
54	美馬市消防	美馬市脇町字拝原1742-1
55	那賀町消防	那賀郡那賀町百合字石橋250
56	名西消防	名西郡石井町高川原字高川原66-8
57	海部消防	海部郡牟岐町大字川長真光寺98-1
58	板野東部消防	板野郡松茂町広島字西川向25
59	板野西部消防	板野郡板野町羅漢字前田35
60	中央広域連合	吉野川市鴨島町鴨島115-1
61	美馬西部消防	美馬市美馬町字天神119
62	みよし広域連合	三好郡東みよし町足代345-1
63	長安口ダム	那賀郡那賀町小浜字立石5-4
64	徳島地方气象台	徳島市大和町2-3-36
65	徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開1-11
66	第14施設隊	阿南市那賀川町小延413-1
67	徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
68	第24航空隊	小松島市和田島町洲端4-3
69	日赤県支部	徳島市庄町3丁目12-1
70	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103
71	NHK徳島放送局	徳島市寺島本町東1丁目28
72	四国放送	徳島市中徳島町2-5-2
73	エフエム徳島	徳島市幸町1丁目6
74	徳島中央警察署徳	徳島市徳島町1丁目5番地の2

別表2 防災カメラ設置場所一覧

設置場所		
1	眉山中継局	徳島市眉山町茂助ヶ原7
2	三好中継局	三好市池田町佐馬路馬場816-4
3	明神中継局	海部群美波町阿部カシガフチ592-4
4	六郎山中継局	勝浦群勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻37-13
5	県庁	徳島市万代町1丁目1番地
6	鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚19-1
7	吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1
8	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13
9	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46
10	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
11	南部総合県民局那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
12	西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
13	西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ2415
14	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165

デジタル画像伝送予約申込（完了通知）書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

申込課（室）

課（室）長名

担当者職・氏名

申請者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおりデジタル画像の伝送をしたいので申し込みます。

記

- 1 伝送方法（該当方法を○で囲む。）
 - (1) テレビカメラ映像の生放送
 - (2) 記録媒体の再生放送
- 2 伝送に要する時間（カラーバー及び調整音の送信時間10分を加えること。）
時間 分
- 3 伝送希望日時
令和 年 月 日 時 分～ 時 分
- 4 伝送目的及び内容（簡単に記入する。）

予約完了通知書

令和 年 月 日

下記のとおり予約を完了したので通知します。

記

- 1 伝送時間
令和 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 使用チャンネル
送信 CH 受信 CH
- 3 備考

印

デジタル画像視聴、録画申込（承諾）書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

申込課（室）

課（室）長名

担当者職・氏名

申請者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおりデジタル画像の視聴、録画を申し込みます。

記

1 視聴、録画番組名及び放送日時

番組名

放送日時 令和 年 月 日 時 分～ 時 分

2 視聴人員

名

3 記録媒体

媒体種類 、 本

4 備考

視聴、録画承諾書

令和 年 月 日

上記の申込を承諾しました。

印

13-3災害対策用移動通信機器貸与制度

1 無償貸与の概要

非常災害時に、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図るため、総務省では、地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）を全国11か所に分散備蓄しています。

四国総合通信局等において申込みを受け付け、貸与します。

災害対策用移動無線機器に係る総務省連絡先	
四国総合通信局 無線通信部 陸上課	
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	TEL 089-936-5066 (直通)
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室	
〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	TEL 03-5253-5888 (直通)

2 災害対策用移動通信機器の貸与イメージ



13-4日本放送協会の災害報道体制

災害の種類と体制

- ◎ 災害には、地震、津波、台風、豪雨、大火、船舶、航空機、鉄道、バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる。
- ◎ 災害の規模により以下の体制をとる

体制	編成	動員
1種体制	警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。	体制別動員計画表に基づき動員
2種体制	平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する	1種体制の動員数を越えて動員
3種体制	平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。	動員対象者全員を動員

気象警報等

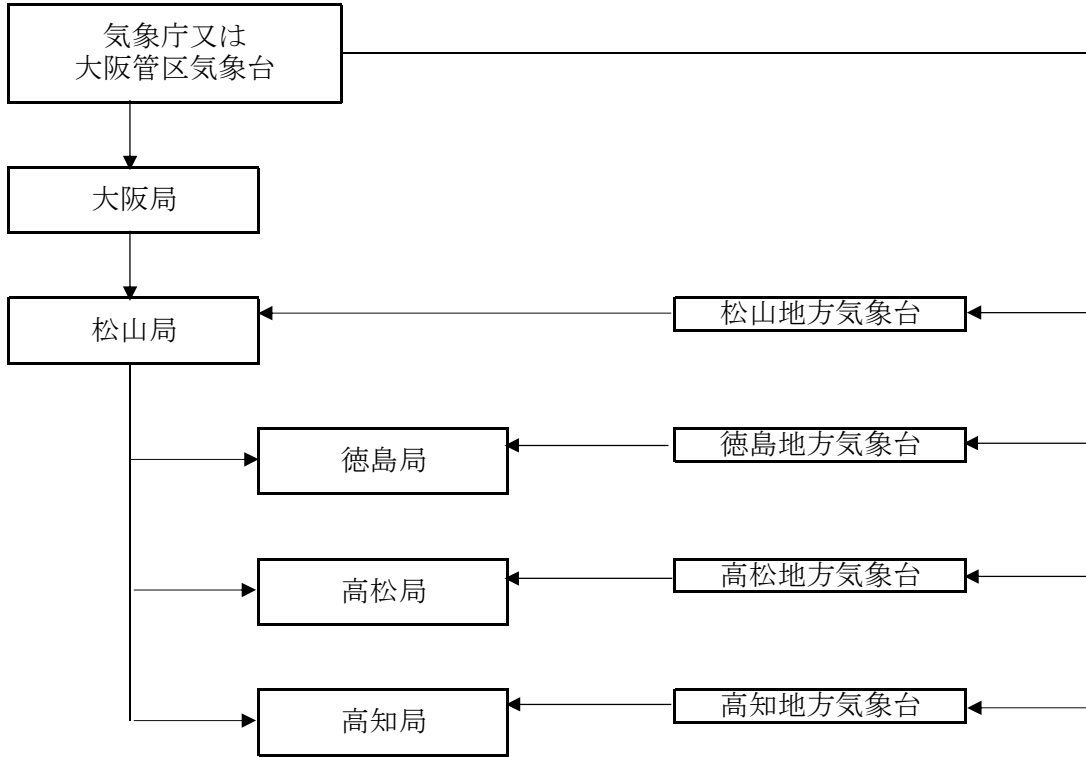
対応	対象となる警報
G（スーパー） R1（上のせ） FM（上のせ）	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪 竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報 避難指示、避難勧告、避難準備の情報、ダム放流情報

地震・津波情報

震度	徳島単	全国
1	テレビ：G（スーパー）	
2	ラジオ：R1（上のせ）	
3	四国管内や徳島単で	テレビ：全波（スーパー）
4	（特設ニュースの場合あり）	ラジオ：R1（上のせ）
5弱・5強	全国で特設ニュースの場合あり （徳島から参加も）	テレビ：全波（スーパー） ラジオ：R1-FM（上のせ） 津波注意報は震度5の全国対応同等
6弱以上 大津波・津波 警報	全波臨時ニュース	

※総合テレビ・R1・FMは、24時間放送

津波伝達ルート



大阪局－松山局のルートを本ルートとするが，气象台からも伝達がある。
「緊急コーナー」の用紙に必要事項を記入し，すみやかに送出。

13-5四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

1 非常事態

ここにいう非常事態とは重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

1-1 ランクA 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度5以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第2室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集地域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランクAの非常事態対策が必要な場合

1-2 ランクB 非常事態ランクAに次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度4、近県で震度6以上、首都圏で震度6以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想される時）
- d. その他エリア内住民の生命、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故等で非常事態対策が必要な場合

II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランクA（a～bの場合）	非常事態ランクA（c～hの場合） 非常事態ランクB
テレビ	① 第一報スーパー（CM・提供中も） ② NNNニュース24が地震情報ならカットイン ③ 体制が整えば「臨時ニュース」送出、スタジオ、情報カメラ、CG等で続報 ※ 県から要請があれば対応	① 第一報スーパー（CM・提供を避けて） ② ①を繰り返しながら続報挿入 ③ 可能なところに「臨時ニュース」 ※CM・提供はテレビ編成と協議の上
ラジオ	① 番組・CM中断で第一報（アナウンサー不在の場合は地震・津波CDを送出） ② キー局で特番が始まっていれば必要に応じてカットイン ③ 知事要請によって「EWS」送出 ④ アナウンサー確保後に臨時ニュース ※ 必要に応じてテレビサイマル放送	① 第一報（CMを避けて） ② ①を繰り返しながら続報挿入 ③ 可能なところに「臨時ニュース」 ※必要に応じてテレビサイマル放送

Ⅲ 非常災害総合対策本部の設置

発生した非常事態の重大性により、非常災害総合対策本部を設置する。またその下部組織として放送対策部とBCP対策部も設置する。

3-1 総合対策本部

総合対策本部はランクAに区分された非常事態のうち1-1a項のエリア内で震度5以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

3-2 総合対策本部の構成

非常災害総合対策本部は会長、社長、常勤役員、局長により構成される。

(2018年度職制による 以下の記述も同じ)

本部長は社長があたり、社長不在の時は、役員局長が代行する。

3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態の発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、報道制作局、技術局、営業編成局、ラジオ局、審議室の責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。(放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照)

3-5 BCP対策部

BCP対策部は重要業務の継続、早期復旧をはかるため、社員と施設の安全確保、重要書類の確保、物流の調達や補給、救護所の設置などの業務にあたる。

3-6 BCP対策部の構成

BCP対策部は、総務、経理、ラ・テ営業、営業開発の部員により構成される。

BCP対策部には部長を置き、総務局長があたる(組織図および役割は下記を参照)

Ⅳ 非常事態発生時の連絡

非常事態の発生が、夜間および早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者(部長、不在のときにはデスク)に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、有線連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

(緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照)

Ⅴ 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋ね人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にする。

プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

Ⅵ 非常事態下の対策本部組織図

13-6エフエム徳島非常事態対策要綱

[1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

[2] 非常災害時と初期報道

1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

<通常の放送設備では放送できない場合>

STL送信機損壊の場合は本社演奏所から、FM変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

2. 非常災害のランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

3. 非常災害発生時の番組編成措置

(1) A級

a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

c CM処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

(2) B級

a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

(ふさわしくない内容は中止又は変更する)

c CM処理

A級に同じ。

4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする（合議）。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

[3] 非常災害対策本部の設置

1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

3. 非常災害発生時の連絡

(1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。

(2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示をうけるものとする。

(3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。

(4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

4. 非常災害下の放送内容規制

(1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。

(2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。

(3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。

(4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

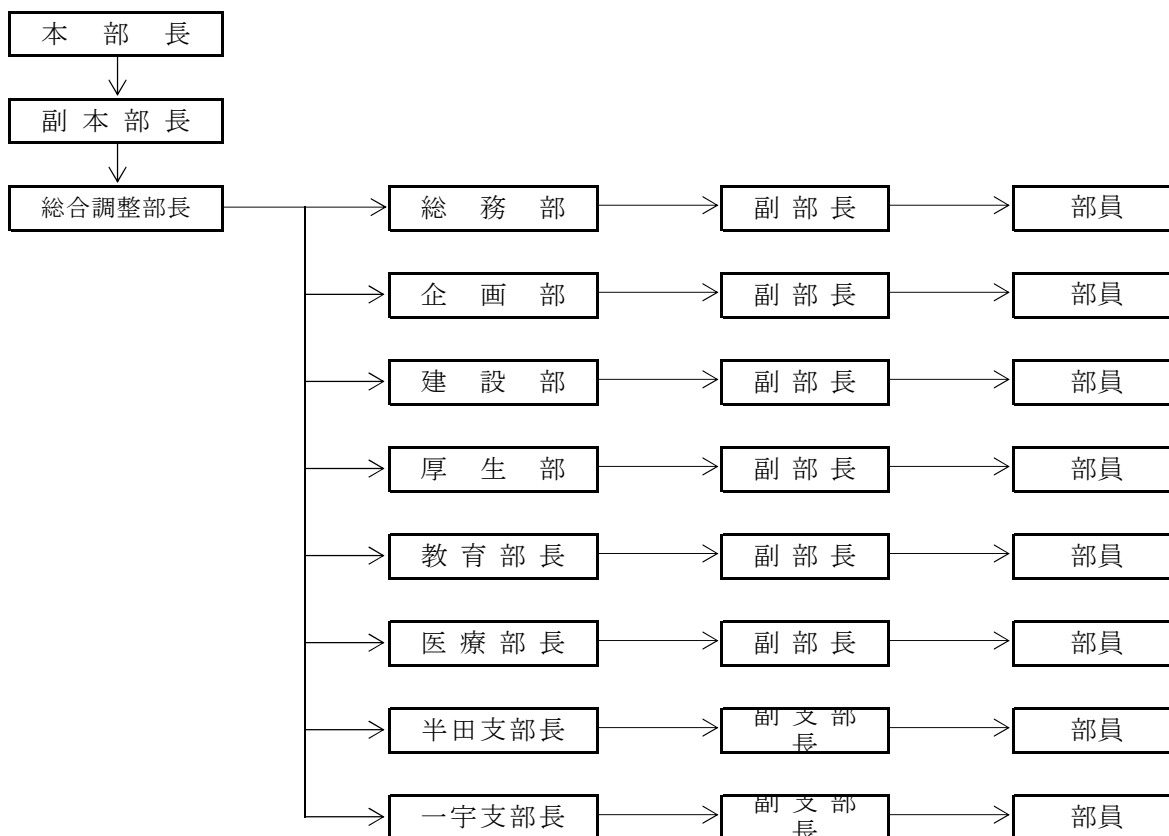
5. 非常災害下の対策本部組織図



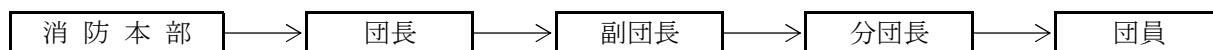
14. 情報の伝達系統に関する資料

14-1 動員の系統

① 町本部における職員の動員

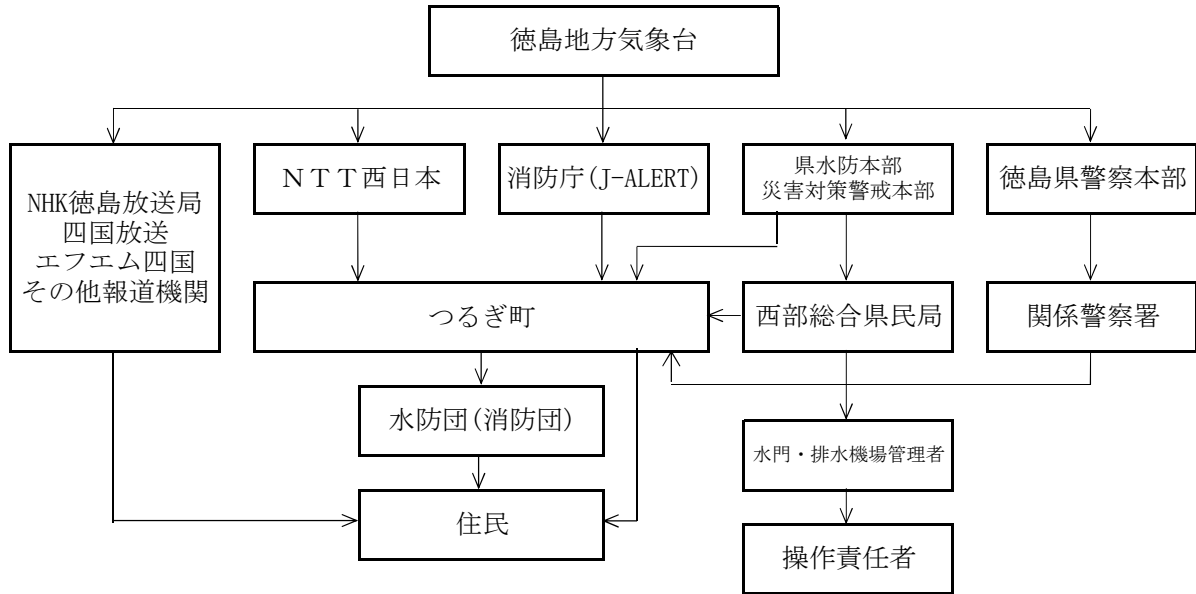


② 消防団員

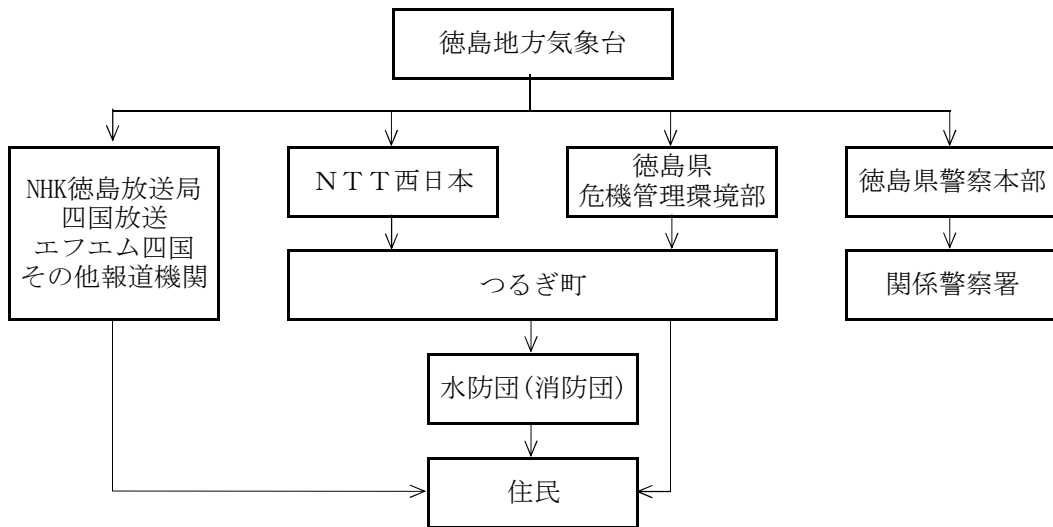


14-2各種警報等の伝達系統図

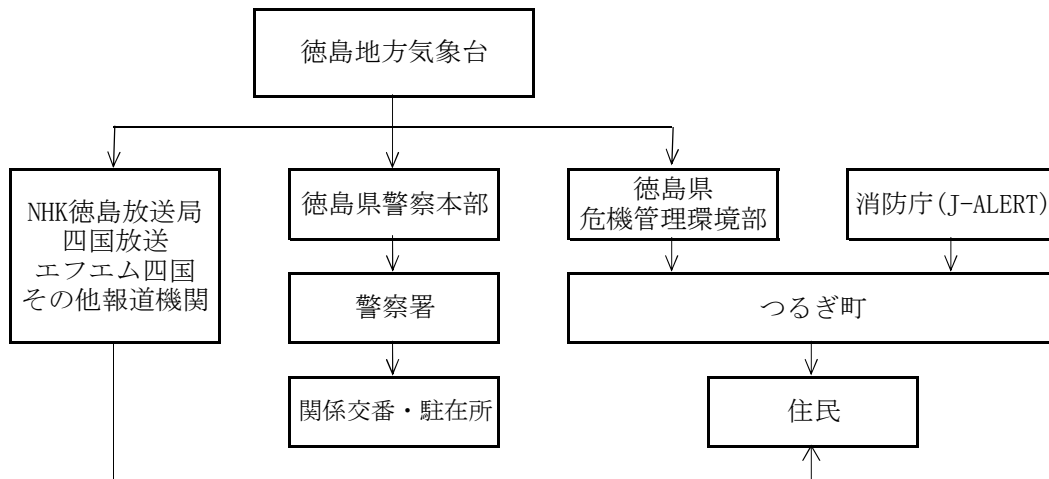
① 気象に関する特別警報・警報の伝達系統



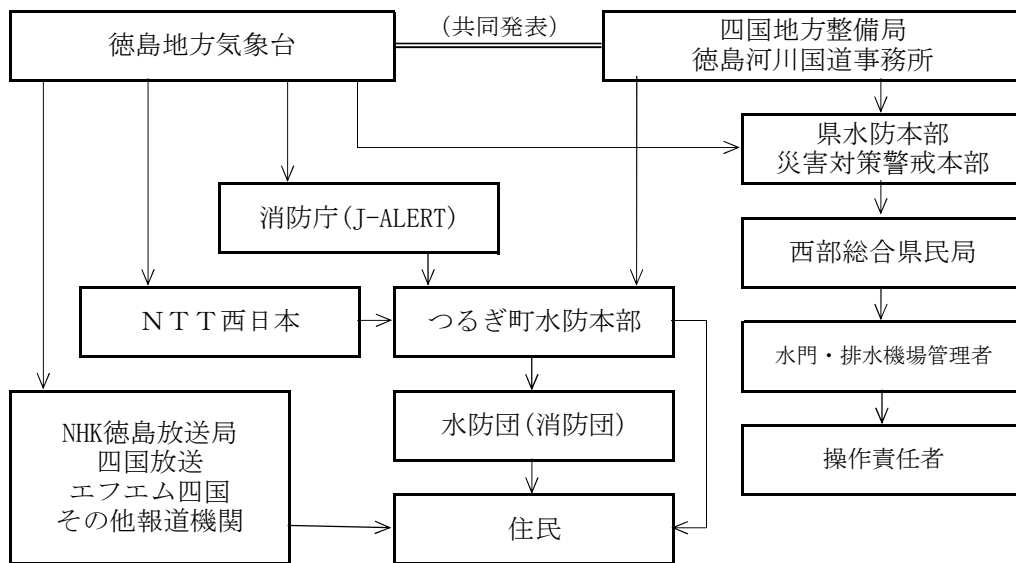
② 気象に関する注意報・警報・情報の伝達系統



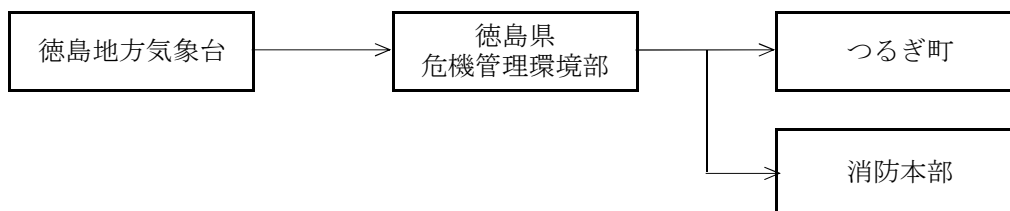
③ 地震情報伝達系統



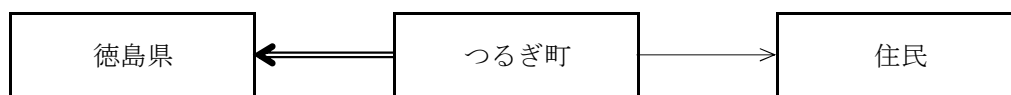
④ 吉野川洪水注意報・警報の伝達系統



⑤ 火災気象通報の伝達系統



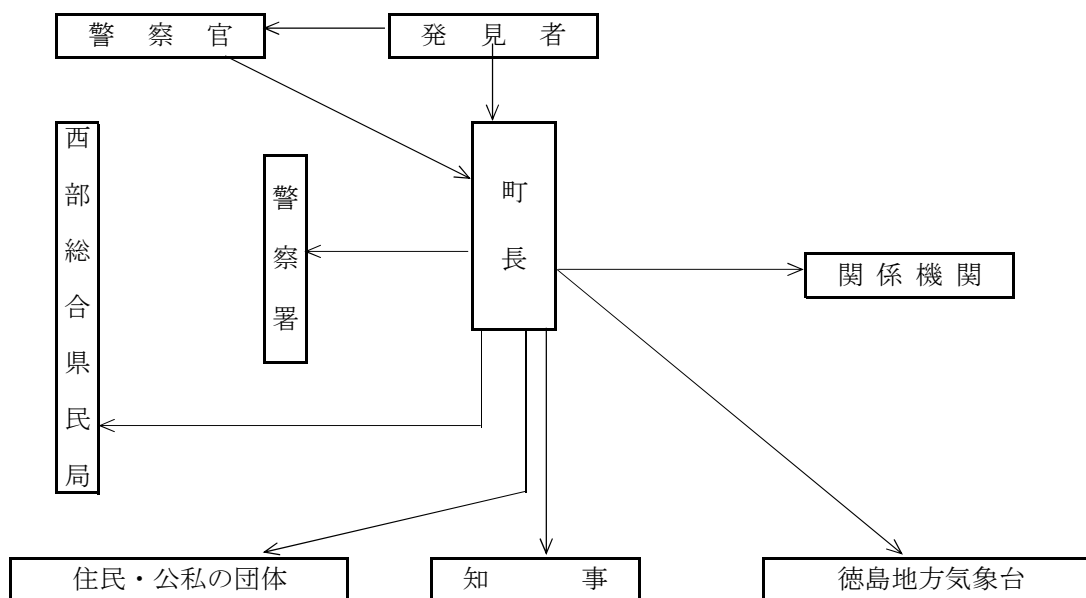
⑥ 火災警報の伝達系統



注1 火災警報は、町長が④の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときに発令することができる。

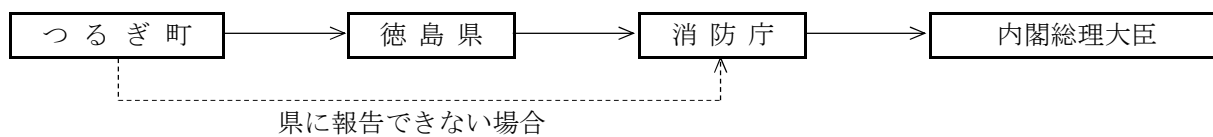
注2 →は通知，⇒は連絡。

14-3異常現象通報系統



14-4被害状況報告の系統

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告の系統は次によるものとする。



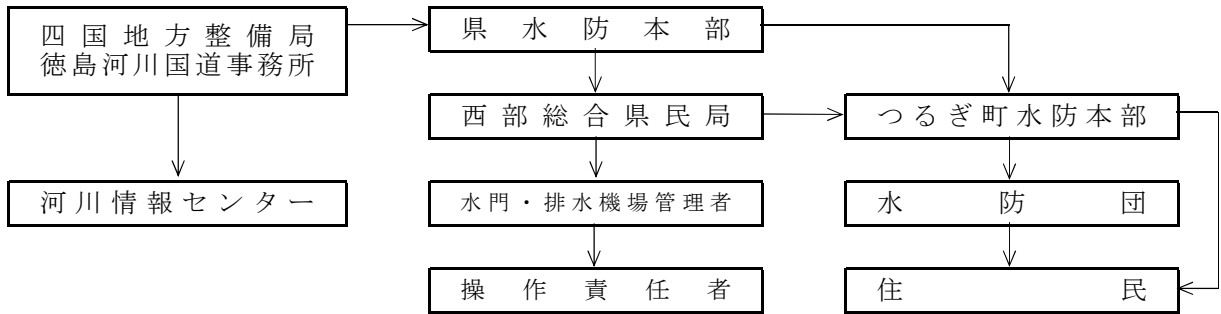
14-5水防警報の発表基準・伝達系統

1 吉野川（担当官署：四国地方整備局 徳島河川国道事務所）

①水防警報

河川名	基準水位観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
吉野川	池田堤 (無池堤) (有池堤)	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位4.10mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位6.70mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

②伝達系統

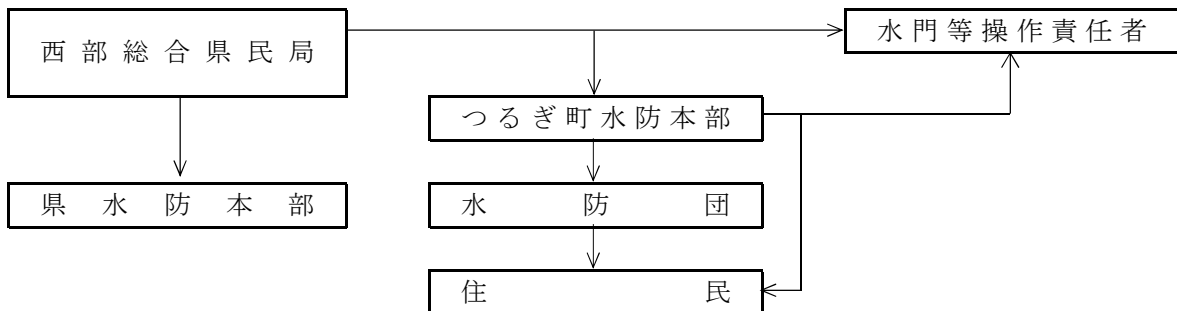


2 貞光川（担当官署：西部総合県民局）

①水防警報

河川名	基準水位観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
貞光川 (木綿麻橋～ 吉野川合流点)	貞光 (貞光字前田)	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.2mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位3.0mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

②伝達系統



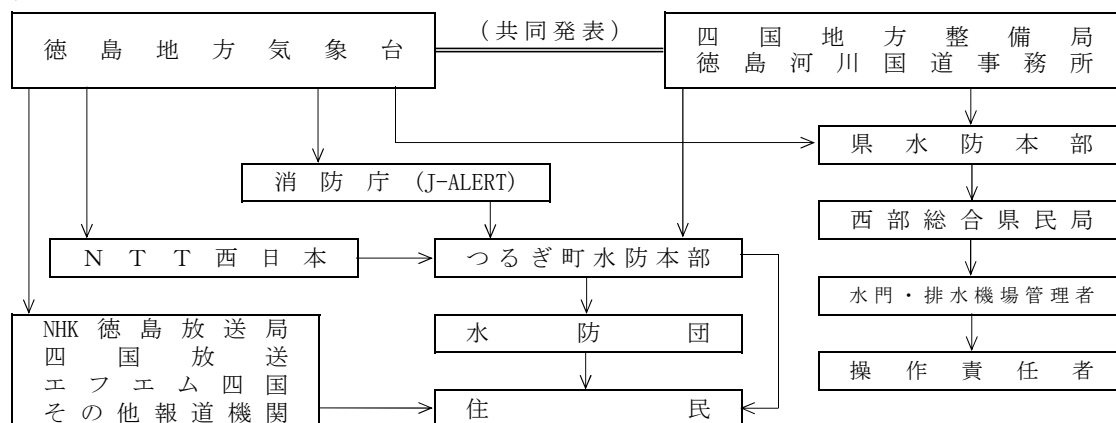
14-6 氾濫警戒情報等の発表基準・伝達系統

1 吉野川（担当官署：四国地方整備局 徳島河川国道事務所）

①吉野川洪水予報発表の基準

- I 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）・中央橋・第十のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- II 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）のいずれかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- III 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したときに、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- IV 洪水予報区間内で氾濫が発生した時に、徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。
- V I～IVのほか、予報区域内における降雨、水位等の状況から洪水予報を行う必要を認めたときはいずれかの一方の申し出により、担当官署両者は協議して吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）、吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）、吉野川氾濫危険情報（洪水警報）、吉野川氾濫発生情報（洪水警報）のいずれかを発表する。

②伝達系統

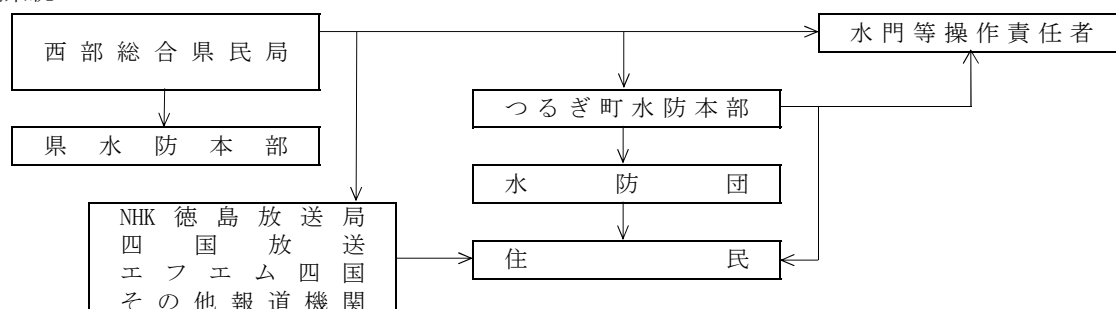


2 貞光川（担当官署：西部総合県民局）

①氾濫警戒情報及び氾濫危険情報の発表基準

- I 氾濫警戒情報（水位周知河川）
対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。
- II 氾濫危険情報（水位周知河川）
対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位、高潮氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

②伝達系統



15. その他

15-1 つるぎ町防災会議条例

平成17年3月1日
条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、つるぎ町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) つるぎ町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) つるぎ町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 美馬西部消防組合消防長及び美馬西部消防組合消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認め委嘱する者

6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱又は任命の際における職にある期間とし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、つるぎ町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月14日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

15-2 つるぎ町防災会議委員名簿

区分	職名	条例区分
会長	つるぎ町長	会長（第3条第2項）
委員	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	指定地方行政機関の職員（第3条第5項第1号）
	徳島県西部総合県民局 地域創生観光部長	徳島県知事部内職員（第3条第5項第2号）
	徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部長	
	徳島県西部総合県民局 農林水産部長	
	徳島県西部総合県民局 県土整備部長	
	徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部 美馬保健所長	
	美馬警察署長	徳島県警察官（第3条第5項第3号）
	つるぎ町副町長	町長部内職員（第3条第5項第4号）
	つるぎ町総務課長	
	つるぎ町建設課長	
	つるぎ町まちづくり戦略課長	
	つるぎ町福祉課長	
	つるぎ町学校教育課長	
	つるぎ町半田支所総合窓口課長	
	つるぎ町一宇支所総合窓口課長	
	つるぎ町教育長	教育長（第3条第5項第5号）
	美馬西部消防組合消防長	美馬西部消防組合消防長及び消防団長 （第3条第5項第6号）
	美馬西部消防組合消防団長	
	四国電力送配電株式会社 池田支社長	指定公共機関、指定地方公共機関の職員 （第3条第5項第7号）
	日浦自主防災会長	自主防災組織を構成する者及び学識経験 のある者（第3条第5項第8号）
貞光中央自主防災会長		
応能自主防災会長		
つるぎ町立半田病院長		

15-3つるぎ町水防協議会条例

平成17年3月1日
条例第15号

(趣旨)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条の規定によるつるぎ町水防協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営については、この条例に定めるところによる。

(会長及びその代理者)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 委員は、協議会に出席して、本町の水防計画、その他水防に関し、重要な事項の調査審議に当たる。

2 関係行政機関の長たる委員に事故のあるときは、その職務を代理すべきものは、委員を代理できる。

(定数)

第4条 委員の定数は、25人以内とする。

(任期)

第5条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定に関わらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成29年12月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

15-4つるぎ町災害対策本部条例

平成17年3月1日
条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、つるぎ町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成29年12月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

15-5つるぎ町災害対策本部組織図



※本庁・支所の出先機関は、各部の要請によりそれぞれの部に参集する。

※災害の発生場所やその規模により、各支部からの応援要請があった場合、また、状況に応じて各部相互に協力体制をとることとする。

15-6徳島県雪害防止対策要綱

第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

第3 道路除雪対策

1. 県が行う除雪

(1) 除雪する線路名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表のとおりとする。

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長km	
西部総合県民局 美馬庁舎	一 半田貞光線	つるぎ町半田松生～つるぎ町貞光江ノ脇	4.9	
	一 美馬半田線	美馬市美馬町長畑～つるぎ町半田松生	0.8	
	一 美馬貞光線	美馬市美馬町～美馬郡つるぎ町貞光	1.4	
	一 貞光（T）線	つるぎ町貞光馬出～馬出	0.0	
	一 阿波半田（T）線	つるぎ町半田中藪	0.4	
	一 端山調子野線	つるぎ町貞光端山～美馬市穴吹町口山調子野	11.9	
	一 上蓮小野線	つるぎ町半田上蓮～小野	9.2	
	一 蔭名小野線	つるぎ町半田蔭名～小野	3.3	
	一 小谷西端山線	つるぎ町半田小谷～高清	10.2	
	一 小谷西端山線	つるぎ町貞光端山～端山	1.8	
	一 一字古宮線	つるぎ町一字～剪宇	3.5	
	一 中野木屋平線	つるぎ町一字中野～奥大野	2.7	
	一 管生伊良原線	つるぎ町一字大屋内～伊良原	3.1	
一 木地屋赤松線	つるぎ町一字木地屋～赤松	8.7		

(2) 凍結防止剤の配置

各庁舎が確保しておく凍結防止剤の配置は、次のとおりとし、交通状況又は道路の凍結状況により計画的に散布し、交通の確保に努めるものとする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	配置箇所	配置先	凍結防止剤数量（袋）	備考
西部総合県民局 美馬庁舎	美馬郡つるぎ町	つるぎ警察署八千代駐在所他つるぎ町13箇所	325	

(3) 除雪機械投入計画

ブルドーザー・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりとする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	機械種別	台数	運転日数	備考
西部総合県民局 美馬庁舎	ショベル	36	60	借上
	除雪車	1	17	つるぎ町移管
	グレーター	7	7	借上
	作業車	2	30	県直営
	小計		46	

15-7防災関係機関連絡一覧表

区分	機 関 名	所 在 地	電話番号	
県	危機管理環境部 危機管理政策課	徳島市万代町1-1	088-621-2708	
	〃 とくしまゼロ作戦課	〃	088-621-2716	
	〃 消防保安課	〃	088-621-2284	
	保健福祉部 保健福祉政策課	〃	088-621-2165	
	商工労働観光部 商工政策課	〃	088-621-2315	
	農林水産部 農林水産政策課	〃	088-621-2385	
	県土整備部 県土整備政策課	〃	088-621-2516	
	西部総合県民局 地域創生観光部	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2392	
	〃 保健福祉環境部〈三好〉	三好市池田町マチ2415	0883-76-0413	
	〃 保健福祉環境部〈美馬〉	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2060	
	〃 農林水産部〈美馬〉	〃	0883-53-2271	
	〃 県土整備部〈三好〉	三好市池田町マチ2415	0883-76-0603	
	〃 県土整備部〈美馬〉	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2210	
美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017		
関係機関	四国地方整備局徳島河川国道事務所	徳島市上吉野町3-35	088-654-2211	
	四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所	三好市池田町西山谷尻4235-1	0883-72-3000	
	四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）	徳島市万代町3-5-2徳島第2地方合同庁舎3F	088-622-7622	
	徳島地方気象台	徳島市大和町2-3-36	088-626-0676	
	中国四国農政局徳島県拠点	徳島市中昭和町2-32	088-622-6131	
	徳島労働局	徳島市城の内6-6	088-652-9141	
	日本郵政株式会社四国支社	松山市宮田町8-5	089-936-5121	
	西日本電信電話株式会社徳島支店	徳島市西大工町2-5-1	088-602-1146	
	株式会社ドコモC S 四国徳島支店	徳島市北常三島町1-6-1	088-626-7577	
	日本銀行徳島事務所	徳島市西船場町2-24-1	088-622-3126	
	四国旅客鉄道株式会社	高松市浜ノ町8-33	087-825-1666	
	J R 穴吹駅	美馬市穴吹町穴吹岩手19-1	0883-52-1202	
	西日本高速道路株式会社四国支社徳島管理事務所	徳島市応神町古川宮ノ前39-1	088-641-4401	
	日本放送協会徳島放送局	徳島市寺島本町東1-28	088-626-5975	
	四国放送株式会社	徳島市中徳島町2-5	088-626-2801	
	一般社団法人徳島新聞社	徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7373	
	一般社団法人徳島新聞美馬支局	美馬市脇町拝原1991	0883-52-0151	
	株式会社エフエム徳島	徳島市寺島本町西1-61	088-656-2121	
	株式会社エフエムびざん	徳島市山城町東浜傍示1-1	088-656-5000	
	四国電力株式会社池田支店	三好市宇シマ930-3	0883-72-7500	
	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	徳島市川内町平石住吉209-5徳島健康科学総合センター4F	088-665-7705	
	日本通運株式会社四国支店沖洲営業課	徳島市東沖洲1-20-2	088-664-0222	
	日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町3-12-1	088-631-6000	
	徳島県医師会	徳島市幸町3-61	088-622-0264	
	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	徳島市中昭和町1-2県立総合福祉センター3F	088-654-4461	
	美馬西部消防組合	美馬市美馬町字天神119	0883-63-2214	
	美馬西部消防組合一宇出張所	つるぎ町一字赤松541-2	0883-67-2938	
	警察	美馬警察署つるぎ交番	つるぎ町貞光字大須賀40-2	0883-62-3110
		八千代駐在所	つるぎ町半田字日開野154-2	0883-65-0110
		古見駐在所	つるぎ町一字赤松1318-1	0883-67-2110

15-8防災協定一覧

種別	協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
相互応援	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	徳島県及び徳島県内23市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策等に必要な職員の派遣 ・ 食料、飲料水及び生活必需物資の提供 ・ 避難及び収容のための施設の提供 ・ 救助、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ・ 救援及び救援活動に必要な車両等の提供及びその資機材の提供 ・ 被災児童、被災生徒等の一時受入れ ・ ごみ及びし尿処理のための装備及び施設の提供 ・ 遺体の火葬のための施設の提供 	H25. 4. 5
	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	徳島県町村会及び鳥取県町村会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策等に必要な職員の派遣 ・ 食料、飲料水及び生活必需物資の提供 ・ 避難及び収容のための施設の提供 ・ 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ・ 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ 	H25. 6. 6
ライフライン	災害時の協力に関する協定書	四国電力送配電株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給設備の優先復旧（医療機関、官公署等） 	H25. 5. 9
	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人徳島県エルピーガス協会美馬地区会	<ul style="list-style-type: none"> ・ LP ガス及び燃焼器具等の優先供給及び運搬 	H25. 12. 2
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等への特設公衆電話の設置（町内12カ所） 	H26. 3. 3
情報	台風や前線等による災害情報の提供等に関する協定	独立行政法人水資源機構池田総合管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野川流域の住民に対して、放流警報設備を操作することにより、災害に関する情報に提供 	H31. 1. 28
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時のアクセス負荷軽減のためのキャッシュサイトの利用 ・ 緊急情報等をヤフーアプリ及びヤフー防災情報等を通じて広く周知 	R3. 2. 19
医療、救護	災害・事故等時の医療救護に関する協定書	社団法人美馬市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班の派遣、医療救護活動の実施 	H20. 6. 14
支援等	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 ・ 災害対策用資機材及び人員の派遣 	H23. 10. 26

種別	協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
支援等	災害発生時におけるつるぎ町とつるぎ町内で従事する郵便局の協力に関する協定	つるぎ町内6郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両としての車両の提供 ・避難者リスト等情報の相互提供 ・郵便ネットワークを活用した広報活動 ・郵便配達等に発見した道路等の損傷状況の情報提供 ・避難所における臨時郵便差出箱設置等 	H27. 6. 1
物資	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時医療提供ベンダーの設置及び災害時の機内在庫製品の無償提供 	H18. 5. 19
	災害時における救援物資提供に関する協定書	徳島ペプシコーラ販売株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時医療提供ベンダーの設置及び災害時の機内在庫製品の無償提供 	H20. 11. 11
避難	高齢者への緊急的な一時保護に関する協定書	特別養護老人ホーム コンフォール貞光	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設及び運営 	H25. 8. 1
	高齢者への緊急的な一時保護に関する協定書	特別養護老人ホーム うらら荘	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設及び運営 	H25. 8. 1
	高齢者災害時に要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する覚書	半田地域福祉センターやすらぎ苑	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設及び運営 	H29. 4. 1
	つるぎ町障害者緊急一時保護及び災害時避難事業実施協定	障害者支援施設 ルキーナうだつ	<ul style="list-style-type: none"> ・空き部屋を利用した災害時避難 ・食事の提供及び身の回りの支援 	H30. 9. 1
	つるぎ町障害者緊急一時保護及び災害時避難事業実施協定	障害者支援施設 小星園	<ul style="list-style-type: none"> ・空き部屋を利用した災害時避難 ・食事の提供及び身の回りの支援 	H30. 9. 1
	つるぎ町障害者緊急一時保護及び災害時避難事業実施協定	障害者支援施設 かしがおか	<ul style="list-style-type: none"> ・空き部屋を利用した災害時避難 ・食事の提供及び身の回りの支援 	H30. 9. 1
	災害時における道の駅貞光ゆうゆう館施設の相互利用に関する協定	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅貞光ゆうゆう館において、町と国交省がそれぞれ所有する施設を避難所や防災拠点施設等として相互に利用 	R2. 12. 25
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	徳島県立つるぎ高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所又は指定避難所としての施設利用 	R3. 3. 15

種別	協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
避難	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	徳島県立西部テクノスクール	・指定緊急避難場所又は指定避難所としての施設利用	R3. 3. 22
応急危険度判定	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定	公益社団法人徳島県建築士会	・避難施設の被災建物応急危険度判定の実施	H29. 10. 1
施設応急復旧	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	財団法人四国電気保安協会	・避難所や公共施設等の電気設備の応急復旧	H24. 1. 17
	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	池田電気工事協同組合	・公共施設等の電気設備の応急復旧活動	H25. 5. 19
廃棄物	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	県、徳島県産業資源循環協会、市長会、町村会	・災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理	H22. 3. 25
	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	・災害廃棄物等の撤去、積込作業、収集運搬、処分	R2. 7. 30
	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	一般社団法人徳島県産業資源循環協会	・災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理	R4. 2. 24
ボランティア	つるぎ町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人つるぎ町社会福祉協議会	・ボランティアセンターの設置及び運営	R3. 4. 1
輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社四国支社	・支援物資受入のための倉庫の提供 ・支援物資の管理及び避難所への配送等	R4. 4. 12

15-9火災・災害等即報要領に基づく直接即報基準

(別紙2)

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付け消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

- (イ) 林野火災
 - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請又は実施したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
 - (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
 - (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)
 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
 - イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災（ア）以外のもの。）
 - ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
 - (エ) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
 - エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
 - オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
 - カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。
- 2 救急・救助事故即報
- 救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
- (1) 死者5人以上の救急事故
 - (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
 - (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
- (例示)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第17条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準
次の災害については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
 - ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
 - オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	●●年 ●●月 ●●日 ●●時 ●●分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分	(鎮圧日時) 鎮火日時		月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積
		半焼	棟			建物焼損表面積
		部分焼	棟			林野焼損面積
		ぼや	棟			
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 台			人		
	消防団 台			人		
	その他 台・機			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	●●年 ●●月 ●●日 ●●時 ●●分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他			
発生場所				
事業所名		特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]	
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等		重症 人 中等症 人 軽症 人
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台	
	消防団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	海上保安庁		人	
自衛隊		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		その他		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部分名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示(緊急)・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
不審物(爆発物)の有無
立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	●●年 ●●月 ●●日 ●●時 ●●分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)	
	計 人		重症 人 (人)	中等症 人 (人)
	不明 人		軽症 人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する被害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告をすること。

第4号様式 (その1)

第 報

報告日時	●●年 ●●月 ●●日 ●●時 ●●分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
		被害の状況	人的被害	死者	人		重傷	人	住家被害	全壊
うち災害関連死者	人			半壊	棟	床下浸水				棟
不明	人			軽傷	人	一部破損	棟	未分類		棟
119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

(別添)
府 政 防 第 519 号
消 防 災 第 6 6 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(調査・企画担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について (通知・依頼)

平素より、防災行政の推進に御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

中央防災会議防災対策実行会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」においてとりまとめられた報告について、事務連絡「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」の周知について(平成 30 年 12 月 26 日)により、貴職を通じて市町村に周知していただいたところですが、当該報告等を踏まえ、本日、「避難勧告等に関するガイドライン」の一部改定を行いました。

貴職におかれましては、貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知するとともに、特に下記の事項について、本改定を踏まえた適切な対応がとられるよう、必要な支援等を行っていただきますようお願いいたします。

また、ガイドライン改定の内容について、今後、説明会を開催することなどを予定しており、詳細が決まりましたら追って連絡いたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

- (1) 次期出水期(6月頃)から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いて避難勧告等を伝達
- (2) 実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動に極めて有益であるため、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で「【警戒レベル5】災害発生情報」を発令
- (3) (1)、(2)について住民への積極的な広報を実施。その際、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解を促進

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
磯部参事官補佐、宮下主査
TEL : 03-3501-5693 FAX : 03-3501-5693
- 消防庁国民保護・防災部防災課
外圍災害対策官、和田係長
TEL : 03-5253-7525 FAX : 03-5253-7535

15-11災害報告記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものと又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とするものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。

(6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「りり災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなっている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「りり災者」とは、りり災世帯の構成員とする。
- 5 火災発生
火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- 6 被害金額
- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば豚畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。
- 7 その他
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

15-12災害概況即報

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の		(都道府県)			(市町村)				
	設置状況									

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

15-13応急食糧緊急引渡要請書

年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

申請者氏名 〇 〇 〇 〇 印

当つるぎ町管内災害のため下記により応急食糧の緊急引渡を申請します。

記

- 1 引渡申請数量 内地米 精米 kg
- 2 所要算出基礎

項目 受給区分	給食予定人員	所要日数	1人1日当たり 配給基準量	配給量	備考
罹災者用					
配給機関を通じないで配給を行う必要のもの					
救助作業等に従事するもの					
計					

3 災害の地区

4 災害の内容

(注) 所要日数は最高7日迄とする。

15-14災害発生時における通常業務の目標着手時期

分 掌 事 務	目標着手時期					
	発 災 当 日	翌 日	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 カ 月 以 内
総務課（総務係・財政係・人権係・選挙係）						
（総務係）						
・公印の管理に関する事	●					
・公文書の收受，発送及び整理保全に関する事			●			
・儀式及び外部との交際に関する事			●			
・議会との事務連絡に関する事			●			
・職員の給与，勤務時間その他勤務条件に関する事			●			
・職員の任免，進退，賞罰，服務及び身分に関する事			●			
・職員の研修に関する事						●
・職員の衛生管理及び福利厚生に関する事				●		
・条例，規則，規定及び公告並びに公告式に関する事				●		
・請願及び陳情の受理に関する事				●		
・会計年度任用職員等の雇用保険に関する事			●			
・支所との連絡調整に関する事	●					
・庁舎の維持管理に関する事	●					
・その他の課及び総務課の他の係の所掌に属さない事			●			
（財政係）						
・予算編成の総括，査定及び経理に関する事				●		
・町債及び一時借入金に関する事				●		
・地方交付税に関する事				●		
・基金に関する事				●		
・歳出予算の配分に関する事				●		
・決算統計に関する事				●		
・支所への予算伝令に関する事			●			
・その他財務に関する事				●		
（人権係）						
・国県等関係機関との連絡調整に関する事						●
・人権対策の総合調整に関する事				●		
・人権対策にかかる企画，立案及び推進に関する事				●		
・人権対策推進に関する指導に関する事						●
・保護司に関する事						●
・人権擁護委員に関する事						●
（選挙係）						
・各種公職選挙に関する事						●
・明るく正しい選挙の普及啓発に関する事						●
管理防災課（危機管理係・管財係・入札契約係）						
（危機管理係）						
・危機管理に関する事	●					
・消防防災に関する事	●					
・美馬西部消防組合に関する事	●					
・消防施設の整備に関する事			●			
・交通安全及び防犯に関する事				●		
（管財係）						
・普通財産の管理及び処分に関する事	●					
・公有財産である土地及び建物の台帳整備に関する事				●		
・物品の台帳整理に関する事						●
・情報公開及び個人情報保護請求の処理に関する事				●		
（入札契約係）						
・入札及び契約に関する事				●		
・入札参加資格申請書の受付に関する事				●		
・建設工事参加資格等審査委員会に関する事				●		

分 掌 事 務	目標着手時期					
	発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内
まちづくり戦略課（企画係・政策係・地域創造係・まちづくり戦略係）						
（企画係）						
・総合計画に関すること						●
・過疎地域自立促進計画に関すること						●
・辺地総合整備計画の策定に関すること						●
・広報及び公聴に関すること	●					
・国土利用及び土地対策に関すること				●		
・事務の総合調整に関すること						●
・町並み環境整備事業に関すること			●			
・若者定住事業に関すること						●
（政策係）						
・コミュニティ対策に関すること						●
・電子情報システムに関すること	●					
・地域開発の推進に関すること						●
・広域行政に関すること						●
・男女共同参画に関すること						●
・統計に関すること						●
（地域創造係）						
・地域力を培うための事務に関すること						●
・新しい政策課題の発掘及び研究に関すること						●
（まちづくり戦略係）						
・企業誘致に関すること						●
・地域公共交通に関すること	●					
税務国保課（税務係・国民健康保険係）						
（税務係）						
・町税・県民税の賦課徴収に関すること					●	
・土地台帳、家屋台帳、課税台帳及び名寄帳に関すること					●	
・地籍図面に関すること					●	
・資産、所得及び納税証明に関すること				●		
・固定資産評価審査委員会に関すること					●	
・その他税務に関すること					●	
（国民健康保険係）						
・国民健康保険税の賦課徴収に関すること					●	
・国民健康保険に関すること。					●	
・国民健康保険運営協議会に関すること					●	
・その他国保に関すること					●	
住民課（戸籍係・住民係）						
（戸籍係）						
・戸籍に関すること		●				
・犯罪人名簿に関すること		●				
・埋火葬に関すること		●				
・自衛隊員募集に関すること						●
・身分証明に関すること						●
・人口動態に関すること						●
（住民係）						
・住民基本台帳に関すること		●				
・印鑑登録及び諸証明に関すること				●		
・自動車臨時運行許可に関すること				●		
・国民年金に関すること						●

分 掌 事 務	目標着手時期					
	発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内
福祉課（福祉係）						
（福祉係）						
・生活保護に関する事		●				
・児童、母子及び障がい者福祉に関する事		●				
・行旅病人及び行旅死亡人に関する事				●		
・社会福祉諸団体に関する事	●					
・災害救助に関する事	●					
・民生委員及び児童委員に関する事	●					
・その他社会福祉に関する事			●			
・地域保健行政の企画調整に関する事				●		
・保健衛生に関する事				●		
・子育て支援に関する事				●		
・精神保健に関する事				●		
・救急医療に関する事	●					
・母子及び精神保健事業に関する事				●		
・健康増進事業に関する事						●
・ひとり親家庭等医療に関する事		●				
・子どもはぐくみ医療に関する事		●				
・重度心身障がい者等医療に関する事		●				
長寿介護課（高齢福祉係・介護保険係・医療係）						
（高齢福祉係）						
・老人福祉に関する事		●				
（介護保険係）						
・介護保険に関する事			●			
・介護保険事業計画策定委員会に関する事						●
（医療係）						
・後期高齢医療に関する事			●			
産業経済課（農林業振興係・商工係・農業委員会）						
（農林業振興係）						
・農林水産業の振興に関する事					●	
・造林に関する事					●	
・生活改善に関する事					●	
・農業委員会との連絡に関する事					●	
・家畜伝染病予防及び畜産公害に関する事					●	
・農林水産業諸団体の育成に関する事					●	
・鳥獣保護及び狩猟に関する事					●	
（商工係）						
・商工業の振興に関する事					●	
・商工業諸団体の育成に関する事					●	
・計量器事務に関する事					●	
・消費者行政に関する事					●	
（農業委員会）						
・農業委員会事務に関する事						●
交流促進課（交流促進係・観光係）						
（交流促進係）						
・道の駅貞光ゆうゆう館に関する事				●		
・木綿麻温泉に関する事				●		
・つるぎの宿岩戸に関する事				●		
・ラ・フォーレつるぎ山に関する事				●		
・公園の管理に関する事				●		
（観光係）						
・観光に関する事					●	
・各種イベント及び宣伝に関する事					●	

分 掌 事 務	目標着手時期					
	発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内
建設課（土木係・農業土木係・地籍調査係）						
（土木係）						
・道路、橋梁及び河川に関すること			●			
・災害復旧及び災害防止に関すること	●					
・町有建物の建築に関すること						●
・都市計画に関すること						●
・急傾斜地崩壊防止及び崖地防災に関すること			●			
・交通安全施設の管理に関すること			●			
・道路台帳の整備保管に関すること						●
・法定外公共物に関すること						●
・崖崩れ防災対策事業分担金の賦課徴収に関すること						●
・その他建設に関すること				●		
（農業土木係）						
・農道に関すること			●			
・農業土木に関すること			●			
・農業用施設の災害復旧及び災害防止に関すること	●					
・農道台帳の整備保管に関すること						●
・土地改良事業に関すること						●
・土地改良区の育成に関すること						●
・その他耕地に関すること						●
・林道及び治山に関すること						●
・林道施設災害復旧及び災害防止に関すること	●					
・林地崩壊防止に関すること			●			
・林道台帳の整備保管に関すること						●
・その他森林土木に関すること				●		
（地籍調査係）						
・地籍調査に関すること						●
・その他地籍調査行政に関すること						●
河川整備推進課（河川整備推進係）						
（河川整備推進係）						
・吉野川河川改修の推進及び関連事業に関すること。				●		
住宅環境課（住宅係・環境係）						
（住宅係）						
・町営住宅の管理に関すること	●					
（環境係）						
・環境衛生に関すること		●				
・公害に関すること						●
・犬及び猫の引き取り及び狂犬病予防に関すること				●		
・その他環境に関すること				●		
上下水道課						
（水道係）						
・上水道に関すること	●					
・簡易水道に関すること	●					
・飲料水供給施設に関すること	●					
・その他水道に関すること				●		
（下水道係）						
・農業集落排水に関すること	●					
・公共下水道に関すること	●					
・小型合併浄化槽の普及に関すること						●
出納課（出納係）						
（出納係）						
・公金の収受及び保管に関すること	●					
・収入及び支払データの電算入力処理に関すること			●			
・支出負担行為の確認に関すること			●			
・出納関係書類の整理及び保管に関すること			●			
・歳入歳出予算の決算に関すること						●
・一時借入金に関すること						●
・所得税の源泉徴収に関すること						●
・その他出納に関すること						●

分 掌 事 務	目標着手時期					
	発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内
半田支所総合窓口課（総合窓口係）						
（総合窓口係）						
・半田支所の庶務に関する事			●			
・半田支所の公印の管理に関する事	●					
・半田支所の文書の收受及び保管に関する事			●			
・半田支所庁舎の管理に関する事	●					
・半田支所管内の出納に関する事			●			
・戸籍及び住民基本台帳に関する事		●				
・印鑑の登録に関する事				●		
・国民年金に関する事						●
・諸証明，許可証等の交付に関する事				●		
・火葬の許可に関する事		●				
・税務関係証明書の発行に関する事				●		
・徴収の納付受付に関する事					●	
・地籍図の閲覧に関する事						●
・国民健康保険証の再発行に関する事					●	
・国民健康保険加入者における検診・人間ドック受付に関する事					●	
・その他税務受付に関する事					●	
・福祉関係各種申請届等の受付に関する事			●			
・保険関係各種申請届等の受付に関する事			●			
・その他他の課の所管に属さない事			●			
・本庁との連絡調整に関する事	●					
一字支所総合窓口課（総合窓口係・土木係・農業土木係・環境水道係）						
（総合窓口係）						
・一字支所の庶務に関する事			●			
・一字支所の公印の管理に関する事	●					
・一字支所の文書の收受及び保管に関する事			●			
・一字支所庁舎の管理に関する事	●					
・一字支所の庁用車の管理に関する事	●					
・一字支所管内の出納に関する事			●			
・戸籍及び住民基本台帳に関する事		●				
・印鑑の登録に関する事				●		
・国民年金に関する事						●
・謄抄本，諸証明，許可証等の交付に関する事				●		
・火葬の許可に関する事		●				
・税務関係証明書の発行に関する事				●		
・徴収の納付受付に関する事					●	
・地籍図の閲覧に関する事						●
・国民健康保険証の再発行に関する事					●	
・国民健康保険加入者における検診・人間ドック受付に関する事					●	
・その他税務受付に関する事					●	
・福祉関係各種申請届等の受付に関する事			●			
・保険関係各種申請届等の受付に関する事			●			
・その他他の課の所管に属さない事			●			
・本庁との連絡調整に関する事	●					
（土木係）						
・道路，橋梁及び河川に関する事		●				
・災害復旧及び災害防止に関する事	●					
・急傾斜地崩壊及び崖地防災に関する事		●				
・交通安全施設の管理に関する事		●				
・道路台帳の整備保管に関する事				●		
・法定外公共物の管理に関する事				●		
（農業土木係）						
・農道，林道及び治山に関する事		●				
・農林道施設の災害復旧及び災害防止に関する事	●					
・農林道台帳の整備保管に関する事				●		
・土地改良事業に関する事						●
・土地改良区の育成に関する事						●
・林地崩壊防止に関する事				●		

分 掌 事 務	目標着手時期					
	発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1カ月以内
(環境水道係)			●			
・環境衛生に関すること	●					
・上水道に関すること (半田支所のみ)	●					
・簡易水道に関すること	●					
・飲料水供給施設に関すること	●					
議会事務局					●	
・町議会事務局事務に関すること					●	
教育委員会 (学校教育課)						
(総務係)					●	
・総合教育会議に関すること					●	
・教育委員会の会議に関すること					●	
・事務局、学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること					●	
・教育委員会規則、規定等の制定及び改廃に関すること						●
・教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び整理に関すること						●
・教育機関の設置、管理及び廃止に関すること			●			
・教育財産の管理に関すること						●
・請願又は陳情等の処理に関すること						●
・公告式に関すること						●
・条例の制定及び改廃の申し出に関すること		●				
・教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること	●					
・学校管理用備品、教材教具等備品及びその他の設備の整備に関すること					●	
・教育行政施策の企画、調整に関すること						●
・教育関係の調査、統計に関すること						●
・公印の管理及び文書の收受、発送、編纂及び保存に関すること	●					
・広報に関すること				●		
・表彰及び叙勲 (教職員を除く) に関すること						●
・教員 (学校職員を除く) の服務に関すること						●
・職員 (学校職員を除く) の研修及び福利厚生に関すること					●	
・県教育委員会その他事務局各係との連絡調整に関すること		●				
・他の係の所掌に属さない事項に関すること			●			
・課の庶務に関すること			●			
(学校教育係)				●		
・学校教員の任免その他の人事に関すること				●		
・学校職員の服務に関すること				●		
・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること						●
・学校編成に関すること						●
・教育内容及びその取扱いに関すること						●
・教科用図書の採択、至急及び教材の取扱いに関すること						●
・学校保健に関すること				●		
・学校安全に関すること	●					
・学校給食に関すること				●		
・学校職員の研修及び福利厚生に関すること					●	
・児童及び生徒の修学及び転学に関すること					●	
・学校管理規則に定められた報告、届出、承認、許可に関すること			●			
・通学区域の設定、改廃に関すること						●
・学齢児童生徒の就学援助に関すること						●
・学校教育の調査及び統計に関すること						●
・学校の設置、廃止に関すること						●
・児童、生徒及び教職員の健康診断並びに健康管理に関すること					●	
・学校環境衛生に関すること				●		
・学齢簿の編成保管に関すること			●			
・給食センターとの連絡調整に関すること			●			
・学校保健の指導助言に関すること			●			
・学校経営の指導助言に関すること			●			
・医療費の補助に関すること					●	
・その他学校教育に関すること					●	

分 掌 事 務	目標着手時期					
	発 災 当 日	翌 日	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 カ 月 以 内
教育委員会（生涯学習課）						
（社会教育係）						
・社会教育，生涯学習及び社会教育の企画，調整に関する事						●
・公民館その他社会教育施設の設置，管理連絡調整及び廃止に関する事						●
・社会教育指導員，文化財保護委員及びスポーツ推進委員の委嘱，それ						●
・社会教育，生涯学習関係及び体育関係団体の指導，育成に関する事						●
・幼児教育，青少年教育及び成人教育に関する事						●
・成人式に関する事						●
・社会教育，生涯学習及び社会体育に必要な設備，器材及び資料の提供					●	
・各種講座の解説及び講習会，研修会，講演会，展示会等の開催並びに						●
・社会教育，生涯学習及び社会体育の資料の刊行及び配布に関する事						●
・情報の交換及び調査研究に関する事						●
・体育指導者の育成に関する事						●
・視聴覚教育に関する事						●
・社会体育施設の整備，管理及び運営に関する事	●					
・学校体育施設の開放に関する事	●					
・体育関係備品の貸出，保管に関する事			●			
・体育行事及び生涯スポーツ活動の普及及び奨励に関する事						●
・文化財の保護に関する事			●			
・ユネスコ活動に関する事						●
・青年学級，婦人学級及び高齢者教室に関する事						●
・文化，芸術及びスポーツの振興に関する事						●
・その他社会教育及び社会体育に関する事						●
・課の庶務に関する事			●			
（人権係）						
・社会教育における人権教育に関する事						●
・学校教育における人権教育に関する事						●
・人権学習及び人権広報に関する事						●
・人権教育関係団体の指導，育成及び調整に関する事						●
・人権研修会，講演会，展示会等の開催及びこれらの奨励に関する事						●
・その他人権教育に関する事						●
（青少年育成センター係）						
・青少年育成センターに関する事						●

15-15災害対策(応急)業務優先表

総合調整部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間							目標レベル				
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内		2週間以内	1カ月以内		
総合調整班	管理防災課	災害対策本部の設置及び運営に関すること	・災害対策本部の場所を確保し、本部員を招集をする ・被害状況を集約し、災害対策の基本方針を決定する	→	●										災害対策本部の設置、本部員の招集、関係各機関との情報連絡等により応急活動を開始する
	管理防災課	各種情報の収集、記録、整理及び伝達に関すること	災害状況、気象情報等の収集、記録、整理及び伝達	→	●										迅速に情報を収集する
	管理防災課	職員の動員・配備に関すること	取るべき警戒体制を決定し、職員を動員	→	●										警戒配備体制に基づき、すだちくんメール等を活用し職員を動員
	管理防災課	各部所管の被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめに関すること	・各部より報告される情報や報告の総括 ・集約した情報を本部長へ報告	→	●										・情報の迅速な収集 ・速やかに本部長へ報告する
	管理防災課	本部長の指示・命令の各部への伝達に関すること	各部との連絡調整	→	●										速やかに各部へ伝達する
	管理防災課	美馬西部消防組合消防本部及び消防団との連絡調整に関すること	消防本部及び消防団と連携し、情報収集と災害対応			→	●								・消防本部、消防団と連携し、情報の収集や災害対応を図る ・水害発生の際は、町長が水防団に対し直接指示を行う
	管理防災課	自衛隊等の災害派遣要請に関すること	自衛隊、警察災害派遣隊への災害派遣の要請、要求等				→	●							・本部長が自衛隊等の災害派遣の要請を決定した場合に迅速に要請を行う ・派遣中は、部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう調整を行う
	管理防災課	国、県、防災関係機関との連絡、調整及び災害報告に関すること	・関係防災機関に本部設置を報告 ・定期的に相互情報交換	→	●										・関係防災機関へ本部設置の連絡 ・各機関との被災と復旧の情報交換(電気水道などライフラインの回復状況等)
	管理防災課	避難情報の発令に関すること	対象区域へ避難情報を発令	→	●										災害情報を迅速に収集し、対象区域へ速やかに発令する
	管理防災課	その他、他の班に属さない事務に関すること													
管理班	管理防災課	町有財産の被害状況調査及び応急復旧に関すること	町有財産の被害状況調査及び応急復旧	→	●										災害対応の拠点となるべき庁舎については、速やかに被害状況を調査し、必要があれば直ちに応急修理を実施する
	管理防災課	災害対策用物品の購入に関すること	災害対策に必要な物品資材の調達				→	●							各部と連携し、速やかに災害対策に必要な物品、資材を調達する
	管理防災課	輸送力の確保及び配分に関すること	・公用車の運行等に関する調整事務 ・不足する車両の調達 ・緊急通行車両証の準備と配付	→	●										・公用車運行の調整を行い、各業務に割り当てる ・不足する車両について、民間等からの借り上げを行う

総務部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間							目標レベル				
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内		2週間以内	1カ月以内		
総務班	総務課	職員の参集状況の管理・記録に関すること	・職員参集状況の確認及び本部への報告 ・部間応援の窓口	→	●										・職員の参集状況を逐次確認し本部に報告 ・部間応援の窓口となり、本部決定に基づき部間応援を指示する ・職員の被災状況について情報を収集し、本部に報告する
	総務課	町民への緊急広報及び報道機関への発表に関すること	・町民への緊急広報(放送、アプリ、広報車等) ・報道機関への対応	→	●										・発災直後:地震の規模及び気象の状況、火災予防注意、避難方法及び避難場所 ・被災者に関するもの:被害状況、食料・物資等の配給状況、医療機関の診療状況、ライフラインの復旧状況 ・各部の報道機関発表事項を統合調整し、統一を図る ・事項の軽重、緊急性を検討した上で発表
	総務課	受援に関すること	他市町村からの応援要否に関する調整					→	●						・県や他市町村との受入調整 ・各部に必要な応援人数の取りまとめ ・各部担当者や応援職員等の受入調整
	総務課	災害対策諸経費の調査及び予算措置に関すること	災害対策諸経費の調査及び予算措置(財政計画)							→	→	●			災害対策に必要な予算上の手当てを行う
	総務課	災害に伴う財政計画及び財政に関する関係機関との連絡に関すること	・災害に伴う財政計画策定 ・国や県に対する災害対策予算の要望事務								→	→	●		・国や県に対して災害対策予算の要望を行う。 ・中長期的な復旧復興が必要な場合の財政計画を策定
	総務課	労務供給に関すること	・不足人員の緊急雇用 ・職員の活動状況把握及び応援態勢(役場内)の構築						→	●					各部の不足人員の取りまとめ
	総務課	ボランティア団体等の受入に関すること	社会福祉協議会(ボランティアセンター)との調整						→	●					・各対策部から挙がった要請のとりまとめ ・社会福祉協議会との調整窓口
	総務課	職員の災害補償に関すること	職員の災害補償事務									→	●		公務中に被災した職員に対する補償(死亡・負傷等)
	議会事務局	職員の労務に関すること	災害時業務にあたる職員の労務事務(食料等生活関連、休憩、メンタルヘルス等)					→	●						・職員の食料の確保及び配給を行う ・簡易トイレや毛布等の生活関連物資手配 ・必要に応じてカウンセリングを実施

企画部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間							目標レベル					
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内		2週間以内	1カ月以内			
企画班	まちづくり戦略課	町民に対する災害情報の広報に関すること	WEBサイト、広報誌による広報	→	●										災害に関する情報の広報	
	まちづくり戦略課	災害の記録写真等に関すること	写真等による災害の記録・整理	→	●										災害状況の記録のための写真撮影と整理保管	
	まちづくり戦略課	災害に関する町民相談の受付に関すること	消息、医療、生活必需品、住居の確保等の相談、要望等問い合わせの対応						→	●					●避難所等における相談体制の構築(生活相談、健康相談等を含む) ●相談・要望・苦情等を聴取し、関係部署に連絡して早期解決に努める ●移動相談を実施する。必要に応じ、臨時被災相談所を設ける	
	まちづくり戦略課	公共交通機関に関する情報収集と広報に関すること	JR、コミュニティバス等の運航に関する情報収集	→	●										公共交通機関の運航状況等の除法収集と町民への速やかな広報	
	まちづくり戦略課	工業団地の被害調査及び応急復旧に関すること	工業団地の被害状況調査及び応急復旧	→	●										迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する	
	まちづくり戦略課 交流促進課	支援物資の受入、保管及び配分に関すること	備蓄物資、支援物資等の受入、仕分け及び避難所への配送(県広域物資集積拠点との調整を含む)						→	●						災害発生から4日以降に届くことが予想されるプッシュ型支援及び町から要請による支援物資の受入、仕分け、保管、避難所への配送業務
	交流促進課	交流促進施設の被害調査及び応急復旧に関すること	交流促進施設の被害状況調査及び応急復旧	→	●											迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
	交流促進課	避難所の開設と運営協力に関すること(厚生部と連携)	厚生部と連携し避難所を開設	→	●											厚生部からの要請により避難所を速やかな開設する。

建設部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間							目標レベル				
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内		2週間以内	1カ月以内		
建設班	建設課	土砂災害の応急対策に関すること	砂防指定、地すべり、急傾斜地等の被害調査及び応急復旧	→	●										公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある箇所については優先的に作業を行う
	建設課	応急復旧用の資器材の確保に関すること	応急復旧用の資器材の確保	→	●										応急復旧に必要な資器材を、町内業者等と連携し調達する
	建設課	公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること	道路、橋りょう及び河川等の被害調査及び応急復旧						→	●					公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある箇所については優先的に作業を行う
	建設課	公共土木施設の障害物の除去に関すること	道路、橋りょう及び河川等の障害物除去業務			→	●								●道路の障害物の調査を迅速に実施し、本部及び県土木に報告する ●緊急輸送道路については、最優先に除去する。
	建設課 河川整備推進課	水防に関すること	水防活動業務	→	●										●堤防、護岸等河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、施設の応急復旧と排水を行う ●特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに本部及び県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
	建設課 河川整備推進課	応急危険度判定業務に関すること	応急危険度判定業務						→	●					
住宅環境班	住宅環境課	ごみ及びし尿処理に関すること	●災害廃棄物処理計画策定事務 ●災害廃棄物仮置場の確保及び管理業務 ●仮設トイレのし尿収集業務 ●必要に応じて広域支援の要請						→	●					●災害廃棄物処理計画を立てる ●協定事業者等と連携し、災害廃棄物仮置場の確保及び管理を行う ●許可業者等と連携し、避難所等に設置された仮設トイレ・災害時トイレのし尿収集を行う
	住宅環境課	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること	●応急仮設住宅の建設及び管理 ●入居者の選定事務									→	●		●応急仮設住宅は、被災から20日以内に着工する ●災害救助法による住宅の応急修理を実施する
	住宅環境課	町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること	●被害状況の緊急調査 ●迅速な応急修理の実施					→	●						迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
	住宅環境課	防疫活動に関すること	消毒及び駆除等の防疫活動の実施					→	●						●避難所のトイレなど感染症の発生源となり得る場所の消毒 ●災害廃棄物仮置場で発生するネズミや蚊、ハエなどの有害生物の駆除
上下水道班	上下水道課	飲料水の供給に関すること	給水拠点及び給水車による応急給水業務					→	●						●給水拠点において被災者への応急給水活動を実施 ●給水車に水を積載し、断水地域における応急給水を実施 ●給水拠点から2km以上離れている避難所等には、給水車による応急給水を実施
	上下水道課	水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること	●被害状況の緊急調査 ●迅速な応急修理の実施	→	●										迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
	上下水道課	下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること	●被害状況の緊急調査 ●迅速な応急修理の実施	→	●										迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
	上下水道課	仮設トイレの設置に関すること	仮設トイレの設置及び管理業務	→	●										避難所等における仮設トイレ等の迅速な設置を行う

厚生部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間							目標レベル				
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内		2週間以内	1カ月以内		
被災者支援班	福祉課	災害援護資金の貸付及び災害弔慰金の支給に関すること	・災害援護資金貸付業務 ・災害弔慰金支給事務									→	●	・災害救助法が適用される家財等の被害があった場合に、生活の立て直しの資金として災害援護資金を貸し付ける ・災害により死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金を支給する	
	福祉課	被災者生活再建支援金の支給に関すること	被災者生活再建支援金支給事務									→	●	支援金の申請を受け付け、県に報告する	
	福祉課	被災者台帳に関すること	被災者台帳の作成							→	●			被害状況の調査を実施し、被災者台帳を作成する	
	福祉課 長寿介護課	福祉避難所に関すること	福祉避難所(3か所)の開設要請、避難する要配慮者と施設間の調整など		→	●									・福祉避難所の管理者に対して開設と受け入れを要請 ・一般の避難所での生活が困難な要配慮者と施設との調整を図る
	福祉課 長寿介護課	災害時要配慮者に関すること	災害時要配慮者の遭難・救護業務	→	●										・民生委員、ケアマネジャー等と連携し、安否情報、所在の確認の実施 ・民生委員、ケアマネジャー等と連携し、要配慮者の避難誘導を実施 ・発災後2～3日間を目処に在宅及び避難所の要配慮者の実態把握を実施 ・定期的に避難所を中心に巡回し相談を行い、状況によっては、より適切な施設への移動を図る
避難対策班	福祉課 長寿介護課 包括支援センター	避難所の開設・収容及び管理運営に関すること	避難所の開設・収容及び管理運営		→	●								・災害規模、種別に応じた避難所の速やかな開設 ・避難所に必要な資機材の設置 ・マニュアルに沿った管理運営	
	保健センター 住民課 税務国保課 出納課	被災者に対する食糧の確保及び配給に関すること	避難場所・避難所等への応急食品等の確保及び配給に関する業務				→	●						備蓄倉庫及び物資輸送拠点より運搬	
	税務国保課 出納課	衣料・寝具及び生活必需品の確保及び配給に関すること	避難場所・避難所等への衣料、寝具及び生活必需品の確保及び配給に関する業務				→	●						備蓄倉庫及び物資輸送拠点より運搬	
住民班	住民課	遺体の収容及び埋葬等に関すること	・遺体収容所の開設、運営 ・遺体の収容及び埋葬					→	●					・遺体収容所を開設、運営する。 ・必要な場合において火葬を実施する。その際は災害死体送付表を作成し火葬場へ送付する。	
保健班	保健センター	被災者の健康管理・衛生指導に関すること	・避難所等における巡回健康診断等の実施 ・避難所等で乳幼児の必要度に応じた栄養補給の実施 ・メンタルヘルスケアの実施						→	●				・避難所における健康相談の実施 ・地域における巡回健康相談の実施 ・ニーズを把握し、避難所等での乳幼児の栄養補給を実施 ・その他必要な健康管理・衛生指導の実施	
税務班	税務国保課	・被災建物の被害状況調査に関すること ・罹災証明(火災は除く)等の災害に関する証明書の発行に関すること	・住家の被害認定調査 ・罹災証明書発行業務								→	●		・調査体制の構築、調査方針の決定 ・住家の被害認定調査を実施し、罹災証明書を発行する ・他市町村からの応援が必要な場合は総務部に要請する	
産業経済班	産業経済課	農林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること	・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施	→	●									迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する	
		商工観光施設被害調査及び応急復旧に関すること	・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施	→	●									迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する	
		商工業、農林業、畜産業への災害対策に関すること	商工業者、農産物、家畜等の被害情報の収集及び応急復旧支援	→	●										・正確・迅速な情報の収集を行う ・必要な応急復旧を支援する
出納班	出納課	義援金品の受入、保管及び配分に関すること	・臨時受付場所の設置 ・振込みによる義援金の受付事務 ・義援金受領証の発行事務 ・義援金品募集配分委員会への報告、送金事務 ・委員会の策定する配分計画に基づく配分業務 ・義援金品の保管場所の確保								→	●	・義援品の保管・配分計画を策定し、各避難所等に配分する ・状況に応じて臨時受付場所を開設する ・義援金品の受付状況を委員会へ報告する。 ・寄託者に受領証を発行する。 ※義援金交付については、り災証明が必要になる場合がある		
保育班	貞光保育所 半田保育所 あんりーる	乳幼児の避難に関すること	入所児の安全確保と速やかな避難	→	●									・発災後直ちに入所児の安全確保を行う ・状況に応じ緊急避難の措置を取る ・保護者に児童を安全に受け渡す	
		各施設の被害調査及び応急復旧に関すること	・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施	→	●									迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する	
		保育所の応急保育に関すること	保育所、げんきっクラブの応急保育に関する業務				→	●						事前に策定した応急保育計画に基づき応急保育を実施する	
高齢者施設班	平野デイサービス やすらぎ苑 百寿荘 うらら荘	利用者の避難に関すること	利用者の安全確保と速やかな避難	→	●									・発災後直ちに利用者の安全確保を行う ・状況に応じ緊急避難の措置を取る ・保護者へ安全に受け渡す	
		施設の被害調査及び応急復旧に関すること	・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施	→	●									迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する	

教育部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間							目標レベル			
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内		2週間以内	1カ月以内	
学校教育課	学校教育課	学校及び幼稚園との連絡調整に関すること	・職員、児童生徒園児、施設の被害状況の収集及び対策本部への報告 ・対策本部・対策部と各学校幼稚園との情報共有	→	●									・学校及び幼稚園との連絡を行い、施設被害状況・児童の家族状況(けが・死亡)・児童の生活状況(家の被害)等を把握し報告する。被害のあった箇所については復旧に努める。 ・教員等の人的応援調整などを行う
		災害救助法に基づく学用品の支給に関すること	災害救助法に基づく学用品の支給								→	●		・就業上支障のある児童、生徒に対して教科書、教材、文房具等を給与する。
	学校教育課 貞光幼稚園 半田幼稚園 各小中学校 給食センター	児童、生徒及び園児の保護及び避難に関すること	児童、生徒及び園児の安全確保と速やかな避難	→	●									・発災後直ちに児童、生徒の安全を確保する ・状況に応じ緊急避難の措置を取る ・保護者へ安全に受け渡す
		各施設の被害調査及び応急復旧に関すること	・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施	→	●									迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
		各学校の応急教育に関すること	各学校の応急教育に関する業務					→	●					事前に策定した応急教育計画に基づき応急教育を実施する
避難所の開設と運営協力に関すること(厚生部と連携)	厚生部と連携し避難所を開設	→	●										厚生部からの要請により避難所を速やかな開設する。	
生涯学習課	生涯学習課	文化財の応急対策に関すること	・文化財の被害状況の緊急調査 ・被災した文化財の保護、救援活動					→	●					関係機関、専門家等と連携し適切な措置を講じる
	生涯学習課 中央公民館 端山公民館 半田公民館 一字公民館 シルバー学 園 げんきっこク ラブ	文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること	・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施	→	●									迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
	利用者の保護及び避難に関すること	利用者の安全確保と速やかな避難	→	●										・発災後直ちに利用者の安全を確保する ・状況に応じ緊急避難の措置を取る
	各施設の被害調査及び応急復旧に関すること	・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施	→	●										・迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
		避難所の開設と運営協力に関すること(厚生部と連携)	厚生部と連携し避難所を開設	→	●									厚生部からの要請により避難所を速やかな開設する。

医療部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間							目標レベル				
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内		2週間以内	1カ月以内		
医療班	半田病院	医師会及び関係医療機関の情報収集に関すること	・人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況等についての把握 ・町民への医療機関の被害情報の提供	→	●									・情報連絡手段の確保、情報の収集・共有 ・町民への情報提供	
		医師会及び関係医療機関との連絡調整に関すること	・医師会、保健所へ医療救護班の派遣要請 ・薬剤師会へ薬剤師班の編成及び派遣要請 ・県及び県が編成する直轄医療救護班への連絡・調整	→	●									・負傷者、医療救護所の把握 ・医師会、薬剤師会、保健所、県との連絡手段の確保	
		医療救護所の設置に関すること	避難所責任者等からの連絡を受け、避難所等に医療救護所を設置する				→	●							医療を必要とする場所に医療救護班の派遣及び医療救護所の設置を行う
		医薬品等の配分に関すること	医療救護班・歯科医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の調達・配分				→	●							・備蓄している医薬品がない場合は町内の医薬品・医療資器材取扱業者等から調達する ・不足した場合は、医療救護班の持ち寄り又は薬剤師会に供給を要請する。必要に応じて県に協力を要請する ・医薬品等を救護所へ搬送する。必要に応じて、国や協定締結している市等へ広域搬送を要請する
		町内救急医療体制の中心的役割に関すること	・災害時の拠点となる病院として、重傷者への医療救護活動の実施 ・被災した病院からの患者の受け入れ	→	●										町内救急医療体制の中心的役割となり、情報収集・伝達を行っていく
		町立病院を医療救護所として開設・運営すること	負傷者・傷病者を受け入れ、トリアージ及び応急処置を行うための救護所を設置	→	●										町立病院を医療救護所として開設・運営すること
		町立病院を災害拠点病院・後方医療施設として開設・運営すること	・災害時の拠点となる病院として、重傷者の医療救護活動を実施 ・被災した病院からの患者の受け入れ	→	●										町立病院を後方医療施設として開設・運営すること
		民間医療機関への協力に関すること	被災した病院からの患者受け入れ ・重症患者の受け入れが困難な場合の他の災害拠点病院への受け入れ調整	→	●										・患者の受け入れ体制整備 ・災害拠点病院との連絡調整
		助産救護活動に関すること	・応急的な助産業務(分娩介助・処置・衛生材料の支給等) ・活動の記録及び報告義務	→	●										・医師1名、助産師2名で救護班を編成する ・助産の途を失った者へ、分娩の介助等必要な救護を行う。(災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者が対象) ・医師・助産師、診察・分娩場所、衛生材料等の確保 ・活動の実施報告を随報告する、所定の書式により活動状況をとりまとめ、業務完了後本部へ報告する
		病院施設の被害情報の収集及び復旧に関すること	・町立病院の職員、入院患者、施設の被害状況の収集及び対策本部への報告 ・医療救護所、後方医療施設の開設、病院機能の早期復旧	→	●										

半田支部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間								目標レベル		
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内		1カ月以内	
支所対策班	総合窓口課	災害に関する町民相談の受付に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・消息、医療、生活必需品、住居の確保等の相談、要望等問い合わせの対応 ・安否情報や行方不明者情報の本部への報告 						→	●				<ul style="list-style-type: none"> ・相談・要望・苦情等を聴取し、関係部署に連絡して早期解決に努める ・安否情報や行方不明者情報の本部へ連絡し情報を共有する
		各施設の被害調査及び応急復旧に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施 	→	●									迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
		避難所の開設と運営協力に関すること(厚生部と連携)	厚生部と連携し避難所を開設	→	●									

一字支部

班名	担当課等	業務名(事務分掌等)	業務概要	業務着手目標時間								目標レベル			
				直ちに	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内		1カ月以内		
支所対策班	総合窓口課	災害に関する町民相談の受付に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・消息、医療、生活必需品、住居の確保等の相談、要望等問い合わせの対応 ・安否情報や行方不明者情報の本部への報告 						→	●				<ul style="list-style-type: none"> ・相談・要望・苦情等を聴取し、関係部署に連絡して早期解決に努める ・安否情報や行方不明者情報の本部へ連絡し情報を共有する 	
		土木施設、水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること(建設部と連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部と連携し、土木施設、水道施設の被害調査及び応急復旧 	→	●									公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある箇所については優先的に作業を行う	
		各施設の被害調査及び応急復旧に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の緊急調査 ・迅速な応急修理の実施 	→	●										迅速な被害状況の調査を行い、必要があった場合には、速やかに応急修理を実施する
		避難所の開設と運営協力に関すること(厚生部と連携)	厚生部と連携し避難所を開設	→	●										厚生部からの要請により避難所を速やかな開設する。

つるぎ町地域防災計画
(資料編)

平成	18	年	10	月	作成
平成	20	年	9	月	修正
平成	28	年	3	月	修正
令和	3	年	2	月	修正
令和	5	年	11	月	修正